

鹿追町地域防災計画

令和8年3月改定
鹿 追 町 防 災 会 議

用 語 例

本計画で使用する用語等は、次による。

標 記	説 明
基本法	災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律第２２３号）
救助法	災害救助法（昭和２２年１０月１８日法律第１１８号）
町防災会議	鹿追町防災会議
本部長	鹿追町災害対策本部長
町防災計画	鹿追町地域防災計画
防災会議構成機関	基本法第１６条に定める鹿追町防災会議の委員の属する機関
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難確保を図るため特に支援を要するもの

目 次

第1章 総 則	1
第 1 節 防災計画目的	1
第 2 節 計画の構成	1
第 3 節 防災計画の修正	1
第 4 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第 5 節 町民及び事業者の基本的責務等	5
第2章 鹿追町の概況	8
第 1 節 自然条件	8
第 2 節 災害の概要	10
第3章 防災組織	13
第 1 節 防災会議	13
第 2 節 災害対策本部	14
第 3 節 住民組織の活用	21
第4章 災害予防計画	22
第 1 節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	22
第 2 節 防災訓練計画	24
第 3 節 物資の調達・確保及び防災資器材等の整備	26
第 4 節 相互応援（受援）体制整備計画	27
第 5 節 自主防災組織の育成等に関する計画	28
第 6 節 避難体制整備計画	32
第 7 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	36
第 8 節 情報収集・伝達体制整備計画	39
第 9 節 建築物災害予防計画	39
第10節 消防計画	40
第11節 重要警戒区域及び整備計画	47
第12節 水害予防計画	52
第13節 風害予防計画	58
第14節 雪害予防計画	59
第15節 融雪災害予防計画	61
第16節 土砂災害の予防計画	62
第17節 積雪・寒冷地対策計画	62
第18節 複合災害に関する計画	64
第5章 災害応急対策計画	65
第 1 節 災害情報収集・伝達計画	65
第 2 節 災害通信計画	83
第 3 節 災害広報・情報提供計画	85

第 4 節	避難対策計画	8 7
第 5 節	応急措置実施計画	9 5
第 6 節	自衛隊派遣要請要求及び派遣活動計画	9 5
第 7 節	広域応援・受援計画	9 9
第 8 節	ヘリコプター活用計画	1 0 1
第 9 節	救助救出計画	1 0 5
第 1 0 節	医療救護計画	1 0 6
第 1 1 節	防疫計画	1 0 8
第 1 2 節	災害警備計画	1 1 0
第 1 3 節	交通応急対策計画	1 1 1
第 1 4 節	輸送計画	1 1 2
第 1 5 節	食料供給計画	1 1 5
第 1 6 節	給水計画	1 1 7
第 1 7 節	衣料、生活必需物資供給計画	1 1 9
第 1 8 節	生活関連施設対策計画	1 2 1
第 1 9 節	上下水道施設対策計画	1 2 5
第 2 0 節	応急土木対策計画	1 2 6
第 2 1 節	被災住宅安全対策計画	1 2 7
第 2 2 節	住宅対策計画	1 2 9
第 2 3 節	障害物除去計画	1 3 2
第 2 4 節	文教対策計画	1 3 3
第 2 5 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画	1 3 6
第 2 6 節	家庭動物等対策計画	1 3 8
第 2 7 節	応急飼料計画	1 3 9
第 2 8 節	防災ボランティアとの連携計画	1 3 9
第 2 9 節	冷害対策計画	1 4 0
第 3 0 節	労務供給計画	1 4 2
第 3 1 節	職員派遣計画	1 4 2
第 3 2 節	災害救助法の適用と実施	1 4 4
第 6 章	地震災害対策計画	1 4 6
第 1 節	地震災害予防計画	1 4 6
第 2 節	地震災害応急対策計画	1 5 0
第 7 章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	1 5 3
第 1 節	目 的	1 5 3
第 2 節	災害対策本部の設置等	1 5 3
第 3 節	地震発生時の応急対策等	1 5 4
第 4 節	円滑な避難の確保に関する事項	1 5 5
第 5 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	1 5 8
第 6 節	防災訓練計画	1 5 9
第 7 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	1 6 0

第 8 節	地域防災力の向上に関する計画	1 6 1
第 8 章	事故災害対策計画	1 6 2
第 1 節	航空災害対策計画	1 6 2
第 2 節	道路災害対策計画	1 6 6
第 3 節	危険物等災害対策計画	1 7 1
第 4 節	大規模な火事災害対策計画	1 7 7
第 5 節	林野火災予消防計画	1 8 0
第 9 章	災害復旧・被災者援護計画	1 8 6
第 1 節	災害復旧計画	1 8 6
第 2 節	廃棄物等処理計画	1 8 7
第 3 節	被災者援護計画	1 8 8

第1章 総 則

第1節 計 画 策 定 の 目 的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律223号)第42条の規定に基づき、鹿追町防災会議が作成する計画であり、鹿追町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、各関係機関がその能力の全てをあげて町民の生命、財産を災害から保護するための必要事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

第2節 計 画 の 構 成

鹿追町地域防災計画は、本編の他、次の編から構成する。
資料編

第3節 防 災 計 画 の 修 正

次に掲げるような事項について必要があると認められる場合は、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更(削除)を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正が行われたとき。
- 5 その他、町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な変更(組織の機構改革による名称の変更、人口、面積等の数量的な変更)については、会長が修正し、防災会議に報告する。なお、変更を行った場合には、その結果を北海道知事に報告する。

第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

鹿追町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

区 分	機 関 名	事務又は業務の大綱
鹿追町	町長部局	1. 鹿追町防災会議に関すること。 2. 本部の設置及び組織の運営に関すること。 3. 防災訓練の実施及び防災思想の普及に関すること。 4. 防災に関する組織の整備、資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関すること。 5. 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 6. 避難に関する情報の発令及び避難者の収容に関すること。 7. 被災者の救助、死体の収容及び傷病者の救護に関すること。 8. 災害時における給水、食糧及び諸物資の供給等災害応急対策に関すること。 9. 清掃・防疫その他保健衛生に関すること。 10. 住宅の応急対策その他保護に関すること。 11. 緊急輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 12. 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。 13. 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動支援に関すること。 14. その他町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
	鹿追町教育委員会	1. 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導の実施に関すること。 2. 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
	鹿追消防団	1. 町が行う災害に対する業務の全般的な協力に関すること。
とかち広域消防事務組合	鹿追消防署	2. 災害時における住民の生命及び財産の保護に関すること。 3. 住民の避難誘導及び人命救助並びに被災地の警戒体制に関すること。 4. 緊急時における病人、負傷者、急患の輸送に関すること。
指定地方 行政機関	北海道開発局 帯広開発建設部 帯広道路事務所	1. 一級河川直轄区間の管理、直轄区間の影響を受ける指定区間の河川工事に関すること。 2. 河川環境整備事業及び災害復旧に関すること。 3. 直轄砂防事業に関すること。 4. 直轄堰堤の維持管理に関すること。 5. 洪水予報（帯広測候所と共同）、水防警報の発表に関すること。 6. 一般国道並びに一般国道自動車専用道、高速自動車国道直轄区間の新設、改築、維持修繕、災害復旧及びその他の管理に関すること。 7. 国営農業農村整備事業に関する災害復旧に関すること。
	北海道財務局 帯広財務事務所	1. 災害時における資金の融資並びに金融機関の業務の指導及び監督に関すること。 2. 災害時における国有財産の緊急利用等に関すること。
	北海道農政事務所 帯広地域拠点	1. 災害時における応急食料の調達及び供給に関すること。 2. 災害応急飼料対策において要請に応じて飼料作物を供給する等、必要な措置に関すること。
	帯広測候所	1. 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2. 観測成果を解析総合し、予警報及び情報の発表に関すること。 3. 災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象調査報告書の作成に関すること。 4. 防災知識の普及及び指導に関すること。
	北海道運輸局 帯広陸運支局	1. 自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。 2. 防災関係機関と輸送機関との連絡調整に関すること。
	北海道労働局 帯広労働基準監督署	1. 事業所、工場等の産業災害の防止対策に関すること。

指定地方 行政機関	北海道森林管理局 帯広事務所 十勝西部森林管理署 東大雪支署	1. 所轄国有林に関し、保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 2. 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山に関すること。 3. 林野火災の予防対策の樹立及び未然防止を図ること。 4. 災害時において地方公共団体等の要請に基づき、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
	北海道地方環境事務所 上士幌自然保護官事務所	1. 環境モニタリングに関すること。 2. 油等の大量流出による防除の協力に関すること。
自衛隊	陸上自衛隊第 5 旅団 鹿追駐屯地	1. 災害派遣要請権者の要請又は独自の判断に基づき、予防派遣又は事前救援に関すること。 2. 災害派遣部隊による人命の救助・消防・水防・救援物資の輸送・道路の応急処理・応急医療・防疫・給水・通信等の支援に関すること。
北海道	十勝総合振興局	1. 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に係る事務に関すること。 2. 防災に関する組織の整備を図り、物資・資材の備蓄その他災害予防措置に関すること。 3. 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 4. 町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、総合調整を図ること。 5. 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 6. 災害救助法の適用に関すること。
	北海道総合通信局	1. 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 2. 非常通信協議会の運営に関すること。
	十勝総合振興局 帯広建設管理部 鹿追出張所	1. 所轄する道路及び河川について、維持管理、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 2. 水防活動の技術指導に関すること。 3. 被災地における交通情報の収集及び交通道路の確保に関すること。 4. 管理河川の水位の観測及び水防警戒に関すること。
	十勝総合振興局 保健環境部 新得地域保健支所	1. 災害時における塵芥収集、し尿汲み取り、死亡獣畜処理等の清掃業務について、鹿追町への指導助言に関すること。 2. 災害時における応急医療に関すること。 3. 被災地における給水の実施、防疫の実施指導、感染症予防及び清掃指導に関すること。 4. 被災地における環境衛生及び食品衛生に関すること。 5. 被災地における保健衛生指導に関すること。 6. 被災地における医薬品及び衛生機材等の需給に関すること。
	十勝農業改良普及 センター十勝西部支所	1. 農地、農業用施設、農作物等の災害予防措置並びに防止対策の研究と技術指導に関すること。 2. 農業災害時における農業者の早期経営の安定を図るための応急対策、病害虫の防疫指導等、それぞれ専門分野について適切な技術指導の実施に関すること。
	十勝総合振興局森林室	1. 林業の被害調査に関すること。
	十勝教育局	1. 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導の実施に関すること。 2. 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
警察	新得警察署 鹿追警察官駐在所 瓜幕警察官駐在所	1. 災害時における情報等の収集報告及び広報活動等に関すること。 2. 避難誘導、被災者の救助その他人命保護の措置に関すること。 3. 行方不明者の調査並びに死体の検視に関すること。 4. 災害時における交通秩序の維持に関すること。 5. 災害に伴う犯罪の予防その他社会秩序の維持等治安に関すること。 6. 町等の防災機関が行う防災業務の協力に関すること。

指定公共機関	東日本電信電話（株） 北海道東支店	1. 電気通信設備の維持補修に関すること。 2. 災害時における通信の確保及び修繕に関すること。 3. 気象官署からの警報を関係機関への伝達に関すること。 4. 非常及び緊急通話の取扱を行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
	北海道電力（株） 新得営業所	1. 電力施設等の防災管理に関すること。 2. 災害時における電力の円滑な供給に関すること。 3. 電力施設の災害及び復旧見込等の周知に関すること。（公益事業令第 5 5 条）
	日本放送協会 帯広放送局	1. 気象予報（注意報を含む。）警報、並びに情報等、災害情報・防災知識の普及等災害広報に関すること。（気象業務法第 1 5 条、放送法第 6 条の 2）
	日本郵便株式会社 北海道支社	1. 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 2. 郵便の非常取扱に関すること。 3. 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
	一般社団法人十勝医師会 薬剤師会十勝支部 一般社団法人バス協会 十勝支部 公益社団法人獣医師会 十勝支部	1. 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに救急医療、助産その他救助の実施に関すること。 2. 災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。 3. 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援に関すること。 4. 災害時における飼養動物の対応に関すること。
公共的団体 及び防災上 重要な施設 の管理者	鹿追町国民健康保険病院 トリムセンター及び一般病院	1. 災害時における医療及び防疫対策についての協力に関すること。 2. 被災地における保健衛生指導に関すること。
	鹿追町農業協同組合 十勝農業共済組合 西部事業所 西十勝森林組合	1. 農作物の災害応急対策、指導に関すること。 2. 被災組合員に対する資金の融資及び斡旋に関すること。 3. 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋に関すること。 4. 農業生産共同施設等の応急対応及び復旧対策に関すること。 5. 農作物の需給調整に関すること。 6. 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 7. 家畜の防疫に関すること。
	鹿追町商工会 帯広信用金庫鹿追支店	1. 災害時における物価の安定及び救助物資の確保に関すること。 2. 被災商工業者に対する経営指導、資金の融資及び斡旋に関すること。 3. 災害時における金融に関すること。 4. 町が行う被害状況調査の協力に関すること。
	一般運送事業者	1. 災害時における救援物資及び応急用対策物資の緊急輸送等について関係機関への支援に関すること。
	危険物関係施設の管理者	1. 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関への支援に関すること。 2. 施設内災害予防及び災害時における危険物の保安措置に関すること。
	鹿追町建設業協会	1. 災害時における災害応急対策、復旧工事、緊急資材輸送及び建設重機の確保等災害活動に対する支援に関すること。
	各種団体・組織	1. 災害時における応急、復旧対策についての協力に関すること。

第5節 町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自が防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

1 住民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道・町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 最低3日分（推奨1週間）の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料、電力の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的な参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動や町民が主体となった避難場所運営体制の構築
- オ 道・町・防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活と関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない事等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又

は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害発生に備える

意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道・町・防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献、地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定運用
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

(3) 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- ア 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- イ 地区居住者等は、必要に応じて当該地区における自発的な災害活動に関する計画を作成し、地区防災活動計画の素案として、町防災会議に提案するなど、当該地区の町との連携に努めるものとする。
- ウ 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは町防災計画に地区防災計画を定める。
- エ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- オ 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

(4) 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 鹿追町の概況

第1節 自然的条件

1 位置及び面積

本町は、十勝平野の北西部にあり、北緯43度00分から同43度23分、東経142度55分から同143度09分に位置し、北は上士幌町、北東に士幌町、南は音更町、南西は芽室町・清水町、西は新得町に接している。

面積は404.70平方kmを有し、東西に17.7km、南北39.8kmである。

2 地勢及び河川

本町の北辺が大雪山国立公園地帯となっており、大雪山連山が林立する高山となっているが南下するにしたがい、然別湖を水源とする然別川が作った扇状地が広がっている。河川は然別川、シイシカリベツ、オソウシュ川、瓜幕川の外12河川がある。

3 気 象

本町は気温差の激しい内陸性気候を呈し、季節的には夏季の高温、冬の低温乾燥の循環が顕著に表れ、年間を通じ比較的晴天日が多く湿度も低い。また10月以降は急速に気温が低下し、かつ積雪量が少ない為、土壌が深く凍結し春耕は遅い。また、数年に一度くらいの割合で冷夏となることがある。

鹿追町における平均気温等

気象要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
平均気温(℃)	-6.7	-6.2	-1.6	5.0	11.0	14.8	18.5	19.6	15.9	9.5	2.8	-3.9	6.6
最高気温の平均(℃)	-2.5	-1.7	2.9	10.4	16.9	20.4	23.3	24.3	20.8	14.5	6.9	-0.2	11.3
最低気温の平均(℃)	-11.9	-11.8	-6.5	-0.2	5.5	10.1	14.5	15.6	11.5	4.7	-1.3	-8.2	1.8
日照時間(時間)	153.0	152.5	189.4	181.4	176.2	133.8	113.7	119.8	139.9	160.6	140.2	133.6	1794.3
降水量(mm)	34.1	27.7	41.5	54.4	83.9	81.9	128.7	168.4	141.7	88.2	56.5	45.9	952.8
平均風速(m/s)	2.5	2.5	2.6	2.7	2.2	1.7	1.5	1.4	1.6	2.1	2.6	2.7	2.2

「鹿追地域気象観測所(鹿追町緑町3-1-3) 統計期間:1991年～2020年平均値」

日照時間:1991年～2020年平均

4 毎年の値 (昭和59年より)

年	平均気温(℃)	最高気温(℃)	最低気温(℃)	降水総量(mm)	日照時間(h)	平均風速(m/s)
昭和59年	5.4	31.9	-19.4	594	2,468.2	2.2
昭和60年	5.8	33.1	-26.3	720	2,315.3	2.1
昭和61年	5.1	33.8	-21.3	854	2,377.3	2.1
昭和62年	5.7	30.9	-22.4	788	1,991.7	2.2
昭和63年	5.8	34	-19.3	986	1,665.2	2.0
平成元年	7.0	32.5	-19.2	1,011	1,687.3	1.8
平成2年	7.4	30.2	-22.9	1,127	1,821.6	1.8
平成3年	6.8	30.4	-21.8	779	1,716.9	1.8
平成4年	6.1	29.5	-20.2	849	1,628.8	1.6
平成5年	5.8	28.4	-18	953	1,527.0	1.7
平成6年	7	33.01	-18.9	918	1,777.3	1.6
平成7年	6.5	31.2	-20.5	1,188	1,536.9	1.4
平成8年	5.7	30.1	-18.5	896	1,501.4	1.5
平成9年	6.4	31.2	-17	1,037	1,591.1	1.4
平成10年	6.3	29.9	-21.8	1,137	1,575.9	1.4

第2章 鹿追町の概況

年	平均気温(℃)	最高気温(℃)	最低気温(℃)	降水総量(mm)	日照時間(h)	平均風速(m/s)
平成11年	6.9	35	-19.5	890	1,688.6	1.3
平成12年	6.2	33.3	-24.5	1,236	1,512.1	1.3
平成13年	5.3	30	-23.5	1,030	1,639.8	1.4
平成14年	6.2	31.1	-19.7	880	1,621.4	1.6
平成15年	5.9	29.2	-24.8	824	1,631.8	2.6
平成16年	6.8	33.9	-20.3	914	1,844.5	2.8
平成17年	6	31.8	-23.3	799	1,833.2	2.7
平成18年	6.3	32.7	-20.6	978	1,692.5	2.8
平成19年	6.4	34.4	-17.3	765	1,837.5	2.6
平成20年	6.5	31.3	-22.3	605.5	1,867.9	2.4
平成21年	6.5	31.6	-18.8	1060	1,842.1	2.4
平成22年	7.2	33	-21	1173	1,771.8	2.5
平成23年	6.9	32.6	-19.3	1106.5	1,957.0	2.7
平成24年	6.5	32.5	-20.7	1053.5	1,721.1	2.2
平成25年	6.6	33	-21.4	969.5	1,813.6	2.6
平成26年	6.9	36	-21.7	865.5	2,047.9	2.8
平成27年	7.4	34.1	-19.2	764.5	2,037.4	2.7
平成28年	6.7	31.8	-19.3	1307	1,896.9	2.7
平成29年	6.7	34.6	-22.9	825	2,035.7	2.6
平成30年	7.1	34.6	-20.4	1146.5	1,877.1	2.5
令和元年	7.4	36.5	-22.2	818.5	1,994.7	2.8
令和2年	7.6	34	-22.3	735.5	1,892.8	2.5
令和3年	7.7	35.1	-19.8	1000	1,678.4	2.7
令和4年	7.8	32.7	-19.4	1107.5	1,955.2	2.6
令和5年	8.7	35.7	-19.8	772	1,964.2	2.7
令和6年	8.4	36.1	-19	674	2,053.1	2.6
令和7年	8.8	37.4	-15	928.5	1,991.6	2.8

第2節 災害の概要

本町における過去の災害は次表のとおりであり、昭和39年に発生した山火事以外は、いずれも自然現象によるものであり、農業・土木等各方面にわたり大きな被害を受けている。特に昭和56年8月の豪雨(351mm)は開町以来の大災害となった。

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
大正8年	水 害		大洪水により河川氾濫
大正11年	水 害	下 鹿 追	大洪水により紅葉橋、鹿追橋流失
昭和5年	強 風	全 町	甜菜・えん麦等445町歩、被害総額13,497円55銭、特に上然別、美蔓、幌内地区の被害甚大
昭和6年	冷 害	全 町	農作物冷害により大凶作
昭和7年	冷 害	全 町	農作物冷害により大凶作
昭和9年	冷 害	全 町	農作物冷害により大凶作
昭和11年10月3～4日	台 風	全 町	
昭和16年	冷 害	全 町	冷害により凶作
昭和25年4月24日	山 火 事		国有林300町歩焼失
昭和25年8月2～3日	水 害	全 町	降雨量124.95mm、然別川、幌内川氾濫、被害総額846万円
昭和27年3月4日	地 震	全 町	午前10時23分震源地えりも岬沖70km
昭和28年	水 害		浸水家屋50戸、被害総額2億7,000万円
昭和29年5月10日	暴 風 雨	全 町	家屋の全半壊141戸、畑作被害1,053ha・3,800万円、家畜被害額113万円外、被害総額1億7,336万円、最大風速32m
昭和29年9月27日	台 風	全 町	台風15号 洞爺丸遭難
昭和29年	冷 害	全 町	
昭和30年7月	豪 雨	全 町	
昭和30年8月10日	落 雷	上 然 別	落雷により家屋1戸と美蔓電力利用組合変電所全焼
昭和31年	冷 害	全 町	冷害により大凶作(開基以来初めての冷害対策本部が設置される)
昭和32年5月	水 害	笹川・下鹿追・ 上然別	然別川氾濫(笹川・下鹿追・上然別315町歩)
昭和34年9月10日	台 風	全 町	
昭和34年9月27日	台 風	全 町	台風15号
昭和36年7月	豪 雨	全 町	
昭和37年6月29日	降 灰	全 町	
昭和37年8月4日	台 風	全 町	台風9号、台風10号(瓜幕橋、笹川橋流失)、被害総額8,500万円以上
昭和39年4月2日	水 害	全 町	融雪出水による水害
昭和39年5月21日	山 火 事	然別国有林	自衛隊然別演習場より発火、国有林焼失(280ha) 2,800人出動
昭和39年6月	降ひょう	中鹿追・北鹿追	降ひょうによる被害総額1億8,800万円
昭和39年6月4日	水 害	全 町	〔長期降雨(100mm)、床下浸水(16)、農地冠水(568ha)、河川決壊(2)、橋梁欠損(3) 被害総額1億8,800万円〕
昭和39年8月24日	水 害	全 町	
昭和39年	冷 害	全 町	冷湿害対策本部設置、被害率50%を超える農家505戸
昭和40年9月17日	台 風	全 町	台風23号 河川決壊(2)、橋梁欠損(2)、農地冠水(480ha) 被害総額 2,000万円
昭和41年10月28日	豪 雨	全 町	被害総額 5,700万円
昭和41年	冷 害	全 町	被害総額 3億2,000万円
昭和42年4月19日	水 害	瓜幕橋付近	融雪災害、道路欠損(1)外
昭和42年8月27日	水 害	全 町	農地冠水(112ha) 被害総額 200万円
昭和43年8月3日	豪 雨	全 町	河川決壊(4)、道路欠損(1) 被害総額 100万円
昭和44年2月1～6日	豪 雪	全 町	6日間の積雪196cm、交通機関麻痺、死者1名、農業用施設 51万円、商業施設 160万円、被害総額 211万円

第2章 鹿追町の概況

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
昭和45年3月16～18日	豪 雪	全 町	家屋全壊(2) 牛乳等被害総額 670万円、2つ玉低気圧による、17日には猛吹雪、25日まで連日連夜の除雪作業、除雪費 800万円
昭和45年8月7日	降ひょう	中・東瓜幕	農作物被害(230ha) 110万円
昭和46年1月22日	豪 雪	全 町	
昭和47年2月28日	豪 雪	全 町	家屋全壊(11) 牛乳等被害総額 330万円
昭和47年9月15日	台 風	全 町	台風20号(1日の降雨量133mm)、浸水面積561ha、畑の浸水414ha、浸水家屋104戸、橋の流失破損20
昭和50年3月22日	豪 雪	全 町	1日の積雪 70cm
昭和50年5月17～19日	水 害	全 町	融雪、道路被害(8) 被害総額 1,770万円外万代橋
昭和50年8月24日	豪 雨	全 町	農地冠水(50ha)、道路欠損(11箇所) 被害総額 740万円
昭和50年10月21日	強 風	市 街	家屋全壊(1) 被害総額 299万円
昭和52年4月19日	強 風	全 町	家屋全半壊(4)、農業用施設(160) 被害総額 247万円
昭和53年8月23日	降ひょう	全 町	農産物被害(575ha) 4,981万円
昭和54年9月10日	降ひょう	上、下幌内・ 笹川・北鹿追	農産物被害(2,172ha) 1億2,944万円
昭和55年3月11日～12日	強 風	全 町	農業用施設被害(165) 228万円
昭和55年	冷 害	全 町	
昭和56年8月3～6日	豪雨・ 台風	全 町	台風12号、総雨量 351mm、床上浸水(33)、床下浸水(467)、農地流失(53.8ha)、農地冠水(6,355ha)、河川決壊(63)、橋梁欠損(5)、道路欠損(63)、林業被害(13)、商業被害(10)、被害総額 198億4,327万円、ホテルかんの孤立、宿泊客救出に自衛隊のヘリコプター出動
昭和56年8月23日	台 風	全 町	台風15号、家屋一部破壊(4)、農作物被害(2,757ha)、林業被害(183)、商業被害(13) 被害総額 3億5,164万円
昭和57年7月20日	降ひょう	西上幌内	農作物被害(20.6ha) 105万円
昭和57年9月13日	台 風	全 町	台風18号、農作物被害(774ha) 5,051万円
昭和58年	冷 害	全 町	農作物被害(10,384ha) 24億6,330万円
昭和59年5月3日	水 害	全 町	道路欠損(2)、河川欠壊(1) 被害総額 2,267万円
昭和60年5月3日	山 火	オソウシ	約 1ha焼失
昭和60年6月15日	降 霜	全 町	農作物被害 705ha
昭和60年6月21日	山 火	然別湖畔	然別国有林121林班3小班 約1 ha焼失
昭和62年9月1日	強 風	全 町	農作物被害(倒伏) 472ha
昭和63年4月19日	融 雪	上然別	大雨による融雪 農業用施設被害 5,300万円
昭和63年5月12日	豪 雨	全 町	農作物被害(約30ha) 200万円 土木被害(9件) 1,400万円 被害総額 1,600万円
昭和63年11月25日	大 雨	全 町	雪を伴う大雨 路盤流失 50万円 農業用施設被害(明渠) 450万円 農業用施設被害(ビニールハウス) 300万円 被害総額 800万円
平成元年6月30日	豪 雨	西上幌内 ・美蔓	農業用施設被害 4,000万円 農地被害 7,000万円 被害総額 1億1,000万円
平成2年9月11～20日	豪雨及び 暴風雨	全 町	農作物 863ha (234戸)、被害総額 3億0,520万円
平成4年8月10日	台 風	全 町	道路被害(4) 5,179万円
平成5年1月15日	地 震	全 町	釧路沖地震(マグニチュード7.8) 商業被害(65) 1,100万円、道路被害(13) 640万円、農業用施設被害 655万円、ごみ処理施設被害 300万円等 被害総額 2,761万円
平成5年	冷 害	全 町	農作物 9,815ha (379戸)、農業被害 11億7,072万円
平成6年4月4日	雪 崩	扇ヶ原展望台付近	道道(然別湖線)一時通行止
平成6年9月14日～26日	長 雨	全 町	農作物被害(555.48ha) 54,753万円
平成8年5月9日～10日	大 雪	全 町	農業被害 75万円(ビニールハウス8棟65万円、アスパラガス 5.3ha 10万円)
平成8年	低温及び 日照不足	全 町	農業被害 126,400万円
平成10年8月27日～29日	大 雨	全 町	崖ぐずれ(1)

第2章 鹿追町の概況

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
平成10年9月16日	台 風	全 町	農作物被害(1,490ha) 13,307万円、家屋一部破損(1) 135万円 林業被害(111ha) 17,952万円 被害総額 31,395万円
平成11年5月5日	大 雨	道道然別峡線 (国有林136林班)	土砂くずれ(1)
平成12年1月	大 雪	全 町	農業被害17(ビニールハウス・乾草庫等) 2,183万円
平成12年5月17日	集中豪雨	瓜幕・中瓜幕	住宅周囲浸水(物置・車庫)・農地冠水(8.98ha)、農業被害 769万円 被害総額 886万円
平成13年3月4日	大 雪	笹川・北鹿追	農業用施設被害(2) 45万円
平成13年9月10日～13日	台 風	全 町	道路法面土砂くずれ(1) 300万円、畑冠水(24.2ha)
平成14年1月21日～22日	大 雪	全 町	農業用施設被害(46) 3,140万円
平成14年10月1日～2日	台 風	全 町	土砂くずれによりかんの温泉一部破損 141万円、農業作物被害(114.3ha) 820万円 農業用施設被害(41) 720万円、河川決壊(2) 104万円、道路欠損(15) 3,432万円 林業被害(20.42ha) 980万円、その他被害 247万円 被害総額 6,444万円
平成15年8月9日	台 風	全 町	前線及び台風10号により降水量145mm、農業被害 5.8ha 458万円、道路欠損(4) 1,710万円、被害総額 2,168万円
平成15年9月26日	地 震	全 町	平成15年十勝沖地震(マグニチュード8.0「暫定」)、午前4時50分発震、鹿追震度6弱を 観測、負傷者3名、営農施設 10万円、道路被害(2) 501万円、水道施設 60万円、火葬 場被害 42万円、商業被害等(29) 456万円、小学校(2) 5万円、社会教育施設(4) 71 万円、その他被害(4) 38万円、被害総額 1,184万円(平成15年10月末現在確定金額)
平成16年9月8日	台 風	全 町	台風18号により瓜幕で最大瞬間風速27.7mを記録、町内各地域で倒木、建物の屋根が 飛ぶなど農業被害1,848万円、その他被害(3)11万
平成16年12月4日	大 雪	全 町	営農施設被害5万万円
平成17年9月7日	台 風	全 町	台風14号により道路被害等3,112万円
平成18年8月18日	大 雨	全 町	土木被害1,134万円、商工被害150万円、その他被害(4)100万円
平成19年1月7日	暴風・大雪	全 町	営農施設被害820万、その他(7)246.8万円
平成23年4月17日	暴 風	全 町	屋根がはがれたり、シャッター等が破損したが大きな被害は発生しなかった
平成24年4月4日	暴風・大雪	全 町	風速24.9mを観測、よく5日最大瞬間風速28.1mを記録、倒木等が数箇所発生したが 被害はなかった
平成25年4月7日	大雪・融雪・暴風	全 町	健康公園スキー場暴風ネット破損10万円

第3章 防 災 組 織

災害の予防、応急、復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、迅速かつ円滑な災害対策の総合的運用を図るため、本章においては、防災に関する組織体系及びその運営、非常配備体制並びに災害対策本部等の編成及び運営など防災組織に関する総合的事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防 災 会 議

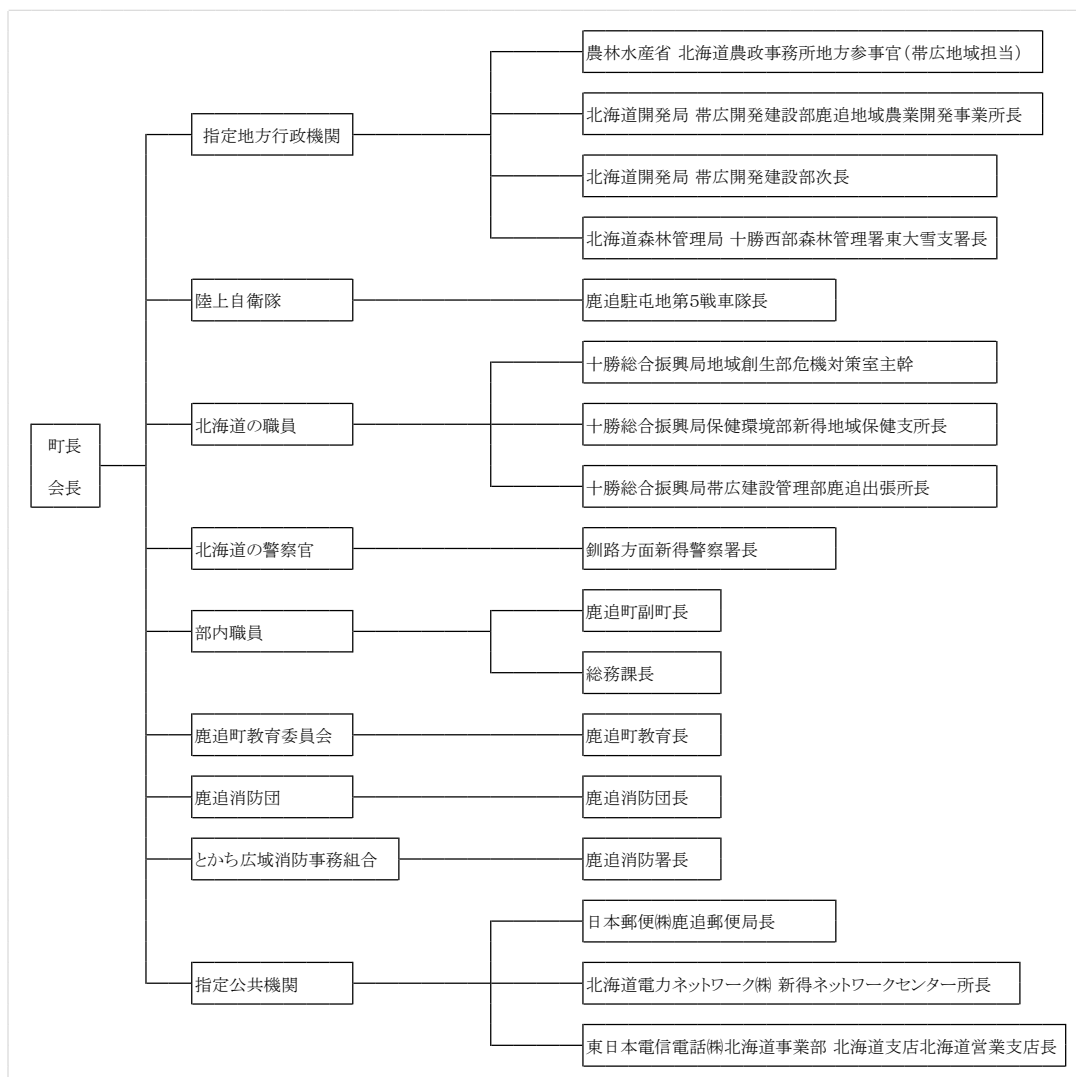
鹿追町における防災行政を総合的に運営するため、基本法第16条の規定に基づき鹿追町防災会議を設置する。

その組織構成は、次のとおりとする。

1 防災会議の組織

鹿追町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく鹿追町防災会議条例(昭和37年12月28日条例第18条)(資料1)第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、本町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係相互間の連絡調整等を行うことを任務とする。

2 防災会議の組織及び委員



3 防災会議の運営

鹿追町防災会議条例及び鹿追町防災会議運営規程（昭和37年12月24日 防災会議議決）（資料2）の定めるところによる。

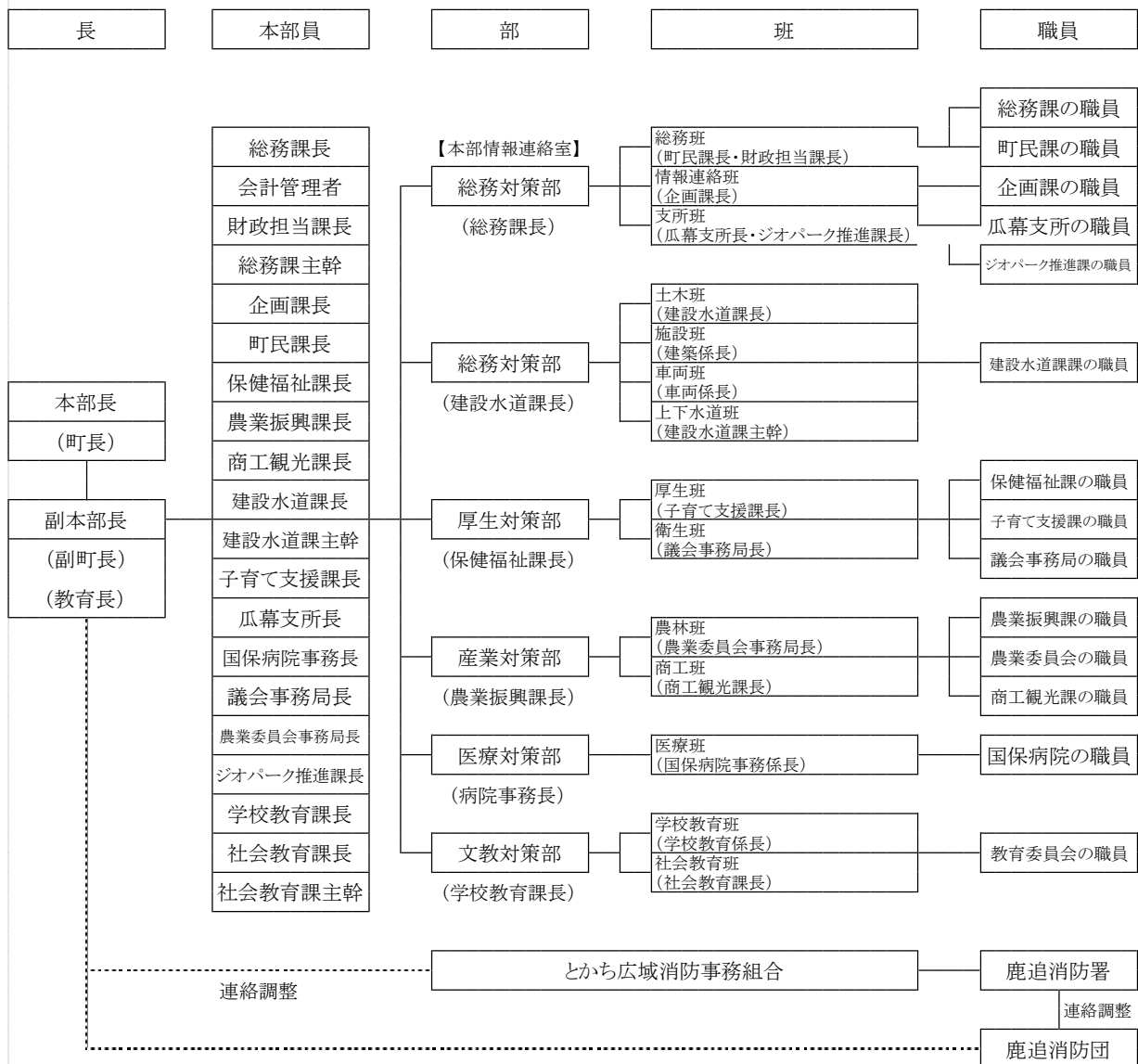
第2節 災害対策本部

鹿追町災害対策本部は基本法第23条に基づいて、災害が発生しまたは災害が発生するおそれがある場合は、町防災会議と密接な連絡のもとに設置し、災害予防、応急対策を実施する。

1 本部の組織及び所掌事務

(1) 本部の組織

別表1 災害対策本部組織及び系統図



(2) 本部の名称は、「鹿追町〇〇災害対策本部」（〇〇は災害名）とする。

2 災害対策本部の各班事務分掌

(1) 総務対策部

班	所掌事務の内容
総 務 班 (総務課の職員) (町民課の職員)	1. 本部職員の非常招集に関する事 2. 本部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関する事 3. 本部長、副本部長の秘書に関する事 4. 本部の庶務及び本部員との連絡調整に関する事 5. 自衛隊の派遣要請要求および連絡調整に関する事 6. 国・道に対する要請及び報告に関する事 7. 避難所、炊き出し所および救護所の設置・運営に関する事 8. 被災地応急物資及び本部職員の輸送に関する事 9. 災害予報（注意報を含む。）警報、情報等の受領及び伝達に関する事 10. 町有財産の被害状況、応急対策及び伝達に関する事 11. 被害状況の取りまとめに関する事 12. 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事 13. 災害対策の予算及び資金に関する事 14. その他、各班に属さない事項 15. その他、特命事項に関する事
情報連絡班 (企画課の職員)	1. 町内の被害現場の写真撮影に関する事 2. 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関する事 3. 災害日誌、災害記録に関する事 4. 住民に関する警報、避難命令等の周知、後方に関する事 5. 各地区との連絡情報に関する事 6. その他、特命事項に関する事
支 所 班 「瓜幕地区」 (瓜幕支所の職員) (ジオパーク推進課の職員)	1. 瓜幕地区災害予報（注意報を含む。）警報、情報等の受領及び伝達に関する事 2. 瓜幕地区災害発生に伴う応急救助の実施に関する事 3. 瓜幕地区災害の現状把握及び報告に関する事 4. 本部各班関連対策業務報告に関する事 5. その他、特命事項に関する事

(2) 施設対策部

班	所掌事務の内容
土 木 班 (建設水道課の職員)	1. 道路、河川、橋梁等の被害状況に関する事 2. 治水計画の実施についての連絡調整に関する事 3. 浸水防止対策に関する事 4. 災害復旧工事に関する事 5. 道路等の障害物の除去に関する事 6. 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事 7. 派遣自衛隊との連絡調整に関する事 8. その他、特命事項に関する事
施 設 班 (建設水道課の職員)	1. 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 2. 被災世帯、被災住家の被害調査に関する事 3. 被災住宅の応急措置に関する事 4. 被災者に対する住宅の確保に関する事 5. 応急仮設住宅の建設に関する事 6. その他、特命事項に関する事

班	所掌事務の内容
車 両 班 (建設水道課の職員)	1. 食糧及び応急資材等の輸送に関する事 2. 災害交通路線調査及びスクールバス等の運行路線の確保に関する事 3. 応急作業用車両等の確保及び応急資材等の調達輸送に関する事 4. 災害時の車両の確保及び配車に関する事 5. その他、特命事項に関する事
上下水道班 (建設水道課の職員)	1. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 機動給水に関する事 3. 水源及び配水施設の管理に関する事 4. 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事 5. 給水機器の確保及び輸送に関する事 6. 被災上下水道施設の応急措置に関する事 7. 水質の保全に関する事 8. その他、特命事項に関する事

(3) 厚生対策部

班	所掌事務の内容
厚 生 班 (保健福祉課の職員) (子育て支援課の職員) (議会事務局の職員)	1. 収容避難場所の開設、初期の管理及び実施に関する事 2. 被災地域住民の避難誘導及び応急救護に関する事 3. 被災者の人命救助計画作成及び実施に関する事 4. 被害者の生活保護及び母子世帯の保護に関する事 5. 義援金、救援物資等の受付、保管及び配分に関する事 6. 保育園児・トリムセンター及び社会福祉施設入居者・独居老人・障がい者等の避難誘導及び応急救護に関する事 7. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 8. 独居老人及び障害者の被災調査に関する事 9. 日本赤十字社、防災ボランティア等の救助活動との連絡調整に関する事 10. 被災者に対する応急食糧の供給計画及び炊き出しの実施に関する事 11. 行方不明者の捜索に関する事 12. その他、特命事項に関する事
衛 生 班 (保健福祉課の職員) (子育て支援課の職員) (議会事務局の職員)	1. 負傷者の応急処置に関する事 2. 被災地の伝染病予防及び患者の収容に関する事 3. 医療施設の被害調査及び応急対策に関する事 4. 避難所等の応急医療の支援、保健指導に関する事 5. 応急救護所の開設及び管理に関する事 6. 医薬品及び衛生資材の確保に関する事 7. 保健所との連絡調整に関する事 8. 公害防止対策及び緊急対策に関する事 9. じん芥収集、廃棄物処理、し尿くみ取り、死亡獣畜処理に関する事 10. その他、特命事項に関する事

(4) 産業対策部

班	所掌事務の内容
農 林 班 (農業振興課の職員) (農業委員会の職員) (商工観光課の職員)	1. 農地、山林及び農畜産林業関連施設、農林産物、家畜等の被害調査及び応急対策に関すること 2. 被災地の病虫害の防疫に関すること 3. 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関すること 4. 家畜用飼料の確保に関すること 5. 農業関係機関との連絡調整に関すること 6. 林野の火災予防に関すること 7. 農業用施設・土地改良施設等の災害復旧工事に関すること 8. その他、特命事項に関すること
商 工 班 (商工観光課の職員) (農業振興課の職員) (農業委員会の職員)	1. 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること 2. 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 入込み客対策に関すること 4. 商工業関係機関との連絡調整に関すること 5. 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関すること 6. 消費物資の確保及び物価安定対策に関すること 7. その他、特命事項に関すること

(5) 医療対策部

班	所掌事務の内容
医 療 班 (国保病院の職員)	1. 入院患者及び通院患者の避難誘導及び応急救護に関すること 2. 負傷者の応急措置及び収容に関すること 3. 死者の収容及び安置に関すること 4. 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関すること 5. 医薬品及び衛生資材の確保に関すること 6. その他、特命事項に関すること

(6) 文教対策部

班	所掌事務の内容
学校教育班 (学校教育課の職員) (社会教育課の職員)	1. 教育施設の被災調査、応急対策及び応急利用に関すること 2. 園児・児童・生徒の安全確保、避難誘導及び応急救護に関すること 3. 応急教育及び学校給食に関すること 4. 教職員の動員に関すること 5. 被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の調達及び支給に関すること 6. 教育施設の応急利用に関すること 7. その他、特命事項に関すること
社会教育班 (商工観光課の職員) (農業振興課の職員) (農業委員会の職員)	1. 社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2. 社会教育施設等利用者の避難誘導及び応急救護に関すること 3. 社会教育関係団体の応援及び協力要請に関すること 4. 社会教育施設等の応急利用に関すること 5. その他、特命事項に関すること

3 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 設 置

災害対策本部は、基本法第23条の規定により、災害、事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	
地 震	・ 震度5弱又は5強の地震が発生し又は発生するおそれがあるとき
風水害	・ 多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ・ 多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき ・ 多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪 害	・ 被害が大規模で、広域にわたるとき
大事故等	
道路災害	・ 被害が大規模なとき ・ 人命救助救出活動の難航が予想されるとき
危険物等災害	・ 被害が大規模なとき ・ 人命救助救出活動の難航が予想されるとき
大規模災害	・ 被害が大規模なとき ・ 人命救助救出活動の難航が予想されるとき
林野火災	・ 火災が近隣の町にわたり消火活動の難航が予想されるとき ・ 人命救助救出活動の難航が予想されるとき
冷(湿)害	・ 冷(湿)被害が大規模なとき

- (2) 町長は、災害の発生するおそれが解消したと認められた場合、又は災害応急対策活動がおおむね完了した場合に災害対策本部を廃止する。廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を執り行う。
- (3) 町長は、本部の設置及び廃止をした場合、各防災機関及び住民並びに十勝総合振興局、報道機関に電話、文書、その他の方法で通知、公表するものとし、本部の標識を役場正面玄関に掲示又は撤去する。

4 災害対策本部の配備体制

- (1) 本部は、被害を最小限度にするため迅速かつ強力な配備体制を整えるものとする。ただし、災害対策本部が設置されない場合にあっても、災害の規模、特性に応じ、非常配備の体制をとることができる。
- (2) 非常配備体制の区分、配備の内容、配備の時期の基準は別表のとおりとする。

職員の非常配備体制

種 別	配備時期（基準）	職員体制（配備内容）	配備内容（活動）
注意体制 （警戒体制）	【風水害等】 ・気象業務法に基づく気象・地象・水象に関する情報又は警報を受けたとき。 ・災害の発生が予想され、その対策に備える必要があるとき。	1. 防災総務班 （町民課防災担当） 2. 各所属長は必要な巡廻、施設確認等を行い、総務課長（町民課長）に報告する	・各情報の収集を行うとともに、災害の発生が予想される場合の連絡網等体制確認。 ・必要に応じ随時巡廻、連絡。
第1非常配備 （初動体制）	【風水害等】 ・特別警報（大雨・洪水・強風等の警報）が継続し、初期災害対策が必要なとき。 【その他】 ・町長が必要と判断したとき。	1. 次の課長、所属長を召集し、巡廻、情報収集。 総務課長、町民課長、建設水道課長、農業振興課長、商工観光課長、消防署長と所属長の指定する職員 2. 他の課長は状況に応じた施設等の点検、報告。 3. 招集指示職員以外の全係長以上は自宅待機。	（総務課長（町民課長））は ①気象等に関する情報及び災害状況の収集を図り、関係機関との連絡調整。 ②災害状況を把握し町長への報告・仰指示 （関係所属長は） ①巡回・巡視など初期災害対策実施。 ②所管施設、設備の点検整備 ③事態の推移により、第2非常配備体制移行する準備。 ④その他必要な措置
	【地震災害】 ・震度4の地震が発生したとき。	1. 全課長、全係長 2. 所属長の指定する職員 ※保健福祉課、支所、教育委員会、病院、子育て支援課の所属長は所管する施設の点検、又は職員に指示し、状況を総務課長まで報告。その後指示待ち。	
第2非常配備 （出動体制）	【風水害等】 ・数地区にわたり相当規模の災害が発生したとき。又は恐れがあるとき。 【その他】 ・町長が必要と判断したとき。	必要に応じ対策本部設置。 1. 全職員と所属長が指定する会計年度任用職員。 2. 他の会計年度任用職員は自宅待機。	（各課長） ①所掌事務の情報収集と連絡調整や本部長（町長）への報告・仰指示 ②災害の現況について職員に周知させ、本部と調整し所要人員の非常配備。 ③所管施設、設備等の点検し、本部と調整し必要に応じ被災現地への職員配備。 ⑤その他必要な措置・第3非常配備体制移行準備
	【地震災害】 ・震度5弱又は5強の地震発生したとき。	必要に応じ対策本部設置 1. 全職員と所属長が指定する会計年度任用職員	
第3非常配備 （総動員体制）	【風水害等】 町全域に甚大な災害が発生したとき、又は恐れがあるとき。 【その他】 ・予想されない重大な被害が発生したとき。 ・町長が必要と判断したとき。	対策本部設置 1. 全職員 （会計年度任用職員含む）	本部長（町長）の指示により、対策本部所掌事務を分担。 ①各部各班、災害対策に全力傾注。 ②各部長は活動状況を本部長に報告・仰指示
	【地震災害】 ・震度6弱以上の地震が発生したとき。	対策本部設置 1. 全職員 （会計年度任用職員含む）	

（備考）災害の規模及び特性に応じ、上記基準に拘らず本部長（町長）の指示により臨機応変の配備体制を整えるものとする。

- ・ 職員は上記配備体制以外において、所管・所掌する事項で町民の安全確保のため必要な措置を随時行うこと。
- ・ 職員の配備体制に基づく連絡体制等は、各課内、各所属内で十分確認を図ること。

- 5 各対策部における非常配備体制の解除は、本部長が指令するものとする。
- 6 災害対策本部の運営

本部の運営は、鹿追町災害対策本部条例（昭和37年12月28日条例第19号）（資料3）の定めるところによる。

 - (1) 本部が設置された場合、本部に「本部員会議」及び「本部情報連絡室」を置く。
 - ア 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。
 - (ア) 本部長 町長
 - (イ) 副本部長 副町長、教育長
 - (ウ) 本部員 各課長職にあるもの
 - イ 本部員会議の協議事項
 - (ア) 本部及び職員の非常配備体制の確立及び廃止に関すること。
 - (イ) 災害情報、被害状況の分析に関すること。
 - (ウ) 災害予防及び災害応急対策の実施及び総合調整に関すること。
 - (エ) その他災害対策に関する重要な事項。
 - ウ 本部員会議の開催
 - (ア) 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集し、開催する。
 - (イ) 各対策部長は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
 - (ウ) 各対策部長は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
 - (エ) 各対策部長は、会議の招集を必要と認めるときは本部長にその旨を申し出る。
 - (2) 本部情報連絡室
 - ア 本部情報連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達の事務にあたる。
 - イ 本部情報連絡室の構成は次のとおりとする。
 - (ア) 室長 総務課長（総務対策部長）
 - (イ) 副室長 企画課長（情報連絡班長）
 - (ウ) 係員 企画課の職員（情報連絡班員）
 - (3) 災害情報連絡責任者
 - ア 各課長は、あらかじめ所属職員の中から災害情報連絡責任者を指名し、企画課長に報告する。
 - イ 災害情報連絡責任者の業務は次のとおりである。
 - (ア) 所属課内の職員の動員、配備体制の状況把握
 - (イ) 所属部の災害、被災状況の調査収集
 - (ウ) 応急対策の実施、活動状況の把握
 - (エ) 本部情報連絡室との情報伝達及び所属部内の連絡調整
- 7 災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

第3節 住民組織の活用

防災計画の効果的な実施の推進を期するため、災害時等の緊急を要するときは住民組織に必要な応じて協力依頼することとし、担当班（厚生班）を通じて下記の団体に対し、各種任務及びその他災害応急対策の補助について協力を求めるものとする。

1 住民組織

名称	連絡責任者	連絡方法	協力要請事項
消防後援会	消防後援会長	電話又は口頭	・ 消防機関出動時における炊き出し等、後方支援に関すること
女性団体	鹿追町女性団体連絡協議会会長		・ 避難収容所における給食に対する協力 ・ 被災者への炊き出しに対する協力
行政区	各行政区防災委員		・ 地域情報連絡 ・ 避難誘導 ・ 災害情報等、区内への周知に対する協力 ・ 災害現場における応急手当と患者の搬送に関すること ・ 避難所に関する活動協力
その他各団体	ピュアモルトクラブ会長 鹿追町農村青年会長 婦人ボランティアサークルふきのとう 鹿追高等学校ボランティア同好会長		・ 災害応急対策に対する協力
帯広地方隊友会鹿追支部	隊友会支部長	文書又は電話	・ 協定書による

2 住民に対する周知方法

本節第1項の連絡責任者等を通じ行うものとする。

第4章 災 害 予 防 計 画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害の予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生 of 未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的見地及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。また、国、道、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は町の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備を行うとともに、道、町および防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び一般町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(2) 町

ア 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

イ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

ウ 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に務めるものとする。

エ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

(1) 東日本大震災を初めとする、わが国の大規模災害の教訓を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

(2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

(1) 各種防災訓練の参加普及

(2) ラジオ、テレビ、インターネットの活用

- (3) 新聞、広報誌（紙）等の活用
- (4) 映画、スライド、ビデオ等の活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (7) 研修、講習会、公演等の開催
- (8) その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 鹿追町地域防災計画の概要
- (2) 災害の予防措置
 - ア 自助（備蓄）の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ その他
- (3) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得（気象情報の種別と対策・避難時の心得・被災世帯の心得）
- (4) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (5) その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害キャンペーン等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技術の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、避難行動要支援者、水防協力団体を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための実施に努めるとともに、訓練後において評価を実施し、それを踏まえた体制の改善について検討をする。

2 訓練の種類

防災訓練の種類は、次のとおりとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 避難救助訓練
- (4) 災害通信連絡訓練
- (5) 非常招集訓練
- (6) 総合訓練
- (7) 防災図上訓練
- (8) その他災害に関する訓練

3 訓練の実施

町及び防災会議は、各関係機関と密接に連携し訓練を実施する。その区分及び実施方法は、次のとおりである。また、避難行動要支援者との連携を含めた訓練を行うものとする。

- (1) 図上訓練:各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

(2) 実施訓練：別表

区分	実施時期	実施場所	実施方法
水防訓練	水害発生 多発時期前	水害 危険地区	各種水防工法、水位雨量観測、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等の訓練を実施する。
消防訓練	火災発生 多発時期前	災害 危険地区	消防機関の出動、避難、立ち退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、情報連絡等の訓練を実施する。
避難救助訓練	適宜	指 定 避 難 場 所 ご と の区域	水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示、伝達方法、避難誘導、避難場所の防疫等の訓練を実施する。
災害通信連絡訓練	適宜	防 災 関 係 機 関 相 互	災害時における気象予報の伝達及び災害情報の通信等を迅速かつ的確に実施するため、第3章「災害情報通信計画」に基づき訓練を実施する。
非常招集訓練	適宜		災害時において、迅速に配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び動員要領についての訓練を実施する。
総合訓練	適宜		各種訓練を組み合わせた総合的な訓練を実施する。実施機関は、本部が主体となり関係機関が協力をする。
その他の災害に関する訓練	適宜		その他の災害に関する訓練、相互応援協定に基づく訓練及び民間 団体(自主防災組織、ボランティア及び地域住民)との連携した訓練を実施する。

注 細部については、その都度決定する。

4 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等について計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備

災害時において、町民の生活を確保するための食料、その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材の整備については、次の定めによる。

1 食料その他の物資の確保

町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、町民に対し最低3日間、推奨1週間分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう、防災週間や防災関連行事等を通じて啓発を図るものとする。

[備蓄品の例]

食料……………米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水……………ペットボトル水

生活必需品…毛布、防寒具、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品……………マスク、消毒液

燃料……………ガソリン、灯油、固形燃料、カセットガス

その他……………トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ（電源不要なもの）、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ

2 防災資機材等の整備

町は災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等整備に努めるものとする。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策もしくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の支援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、道、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、総合防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

(1) 町

ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、予め連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な震災等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

(2) 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むよう予め体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

(3) 防災関係機関等

あらかじめ、道、市町村その他防災関係機関と連絡先の共有を計るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 防災災害時におけるボランティア活動の環境整備

道、町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

大規模な災害発生時には、住民の避難行動での混乱、同時多発的火災の発生等、さまざまな状況が予想される。

このため、災害発生時の被害の軽減を図るためには、地域住民による自主的な防災活動、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に、乳幼児、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者の安全確認、保護は緊急性を考慮すると行政的対応には自ずと限界があり、地域住民の協力、援助が不可欠である。このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚の機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急対応実施のため、行政区等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進する。

この際、女性の参画の促進に努める。

1 地域住民による自主防災組織

地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団との連携を行い初期消火活動や救出、救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに女性リーダーの育成に努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努めるとともに、必要な設備の充実を図る。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 組織編成、規模

自主防災組織の活動を効果的に行うため、既存の行政区を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にする。

このため、鹿追町地域防災委員会を中心として、おおむね次のような編成が必要と考えられる。

なお、組織の編成は、民生児童委員等の協力を得て、より機動的な組織作りを推進する。

(1) 地域防災連絡協議会

町内地域防災委員で構成し、地域の防災推進方策の検討、相互連絡調整を図る。

(2) 基礎的防災組織

おおむね一行政区ごとに一つの基礎的防災組織とする。

(3) 防災会会長

行政区の防災組織の総括責任者（行政区長兼務）。町又は本部との連絡調整のための

統括者

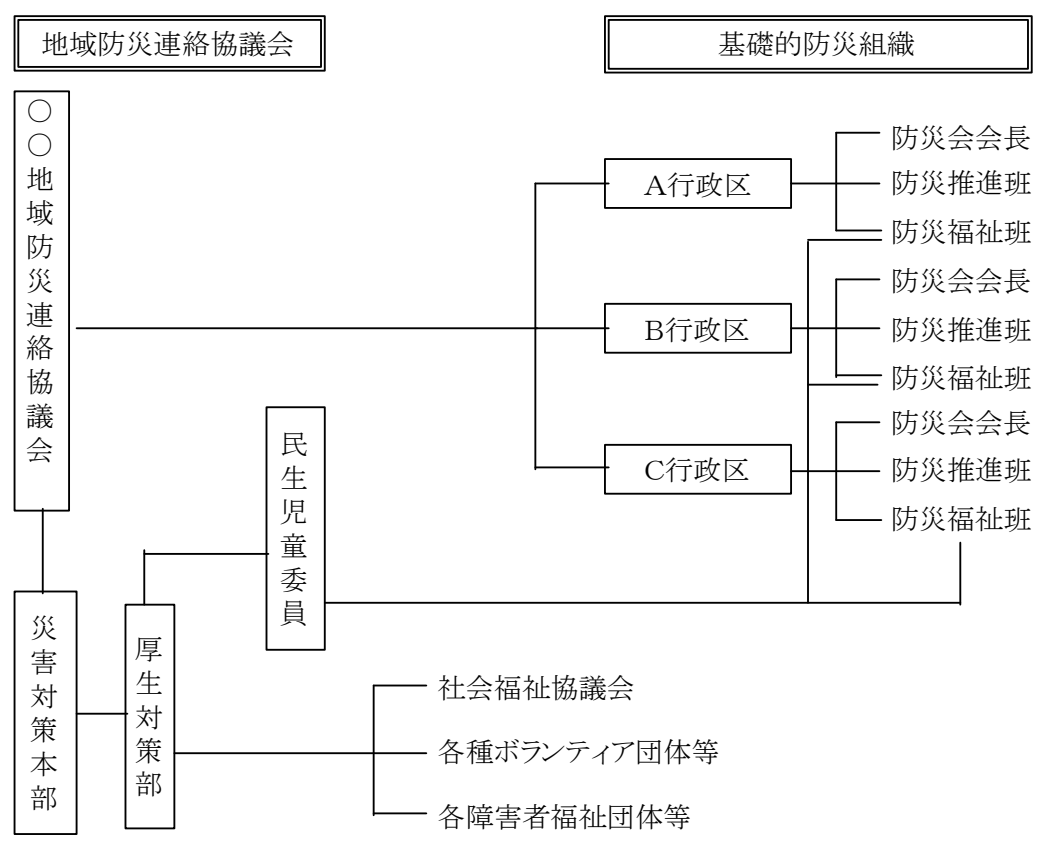
(4) 防災推進班

- ア 災害時における行政区内の住民の安全、被災状況等の把握、救急機関等への通報の任にあたる。
- イ 避難の誘導指示にあたる。
- ウ 日常活動として行政区内住民の防災意識の啓蒙の普及、指導を行う。

(5) 防災福祉班

- ア 行政区内における要配慮者の安否確認、安全確保にあたりとともに民生児童委員と連携をとる。
- イ 防災推進班と連携して避難行動要支援者の避難誘導にあたりとともに、状況に応じてボランティア等の要請を行う。
- ウ 日常活動として、要配慮者の防災対策を検討し、行政区内住民に啓発する。

例



4 組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、地域防災委員が主体となり、例会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

ウ 独居老人等の避難行動要支援者の状況把握

エ 防災訓練の実施又は町等が実施する防災訓練への参加協力

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、次に掲げる個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、地区の特性を考慮して計画し実施する。

(ア) 情報収集伝達訓練～防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練～火災の拡大、延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練～避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるように実施する。

(エ) 救出救護訓練～家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(オ) 避難所開設・運営訓練～指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

オ 地域住民の防災思想の普及及び研修会等の実施

カ 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び緊急時の活動

ア 情報の収集及び伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ正確に把握して町等に報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルートまた、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱、流言飛語の防止にあたる。

イ 町及び本部又は防災関係機関への連絡・要請行動

ウ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

エ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とす

るものがあるときは、救護所等に搬送する。

オ 避難の実施

町長等から避難準備情報や避難勧告、指示が出された場合には、住民に対しての周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ円滑に避難場所へ誘導する。

カ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

キ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

なお、避難行動要支援者ほか自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

ク 要配慮者の援護活動

独居老人等を対象とした緊急通報システムによる緊急連絡体制が整備されてきているが、大規模災害時には活用が不可能となることが予想される。

このため、町内の要配慮者の保護、安全確認については、次の事項について、民生児童委員との連携による自主防災組織の活動、協力が必要となる。

- (ア) 住民の安全確認と保護
- (イ) 医療手配等の応急的対応
- (ウ) 避難誘導援護

第6節 避難体制整備計画

災害から町民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、大規模災害から、住民の安全を確保するため、必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- (2) 道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体の広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- (3) 道及び町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (4) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

2 避難場所の確保等

- (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所をあらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。

基準		異常な現象	崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	地震
管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(※)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの						
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B) いずれかに該当	構造(A)	*下記a2の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる						
	立地(B)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)						
		異常な現象による水圧、振動、衝撃等が作用するからによって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動沈下等)を生じない構造のもの(a1)						
		地盤が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※2)に適合するもの(※3)						
		安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある						
		当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない						

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- (2) 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 当該緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (4) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

3 避難所の確保等

- (1) 災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。

規 模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること
構 造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること
立 地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること
交 通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること

- (2) 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。
 - ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難場所は相互に兼ねることができる。
- (4) 避難場所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
 - ア 避難所を指定するときにあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - イ 老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (5) 当該緊急避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定緊急避難所の指定を取り消すものとする。
- (6) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

4 避難計画の策定等

- (1) 避難勧告等の具体的な発令基準の策定

町は、避難指示、避難勧告、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者その他の要配慮者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準、迅速・的確な避難行動に結びつける伝達内容・方法を明確にしたマニュアル等の作成に努めるものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知

町長は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路等、必要となる事項を記載した防災マップ・ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

ア 避難指示・避難勧告・避難準備情報を発令する基準及び伝達方法

イ 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難場所・避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入りこみ客対策を含む）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

（ア）給水、給食処置

（イ）毛布、寝具等の支給

（ウ）医療・日用必需品の支給

（エ）暖房及び発電機用燃料の確保

（オ）負傷者に対する応急救護

カ 避難場所・避難所の管理に関する事項

（ア）避難中の秩序保持

（イ）住民の避難状況の把握

（ウ）避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

（エ）避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に対する広報

（ア）防災無線放送による周知

（イ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

（ウ）避難誘導者による現地広報

（エ）住民組織を通じた広報

(4) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は避難者誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取扱いには十分留意するものとする。

5 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所(避難場所・避難所)
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達方法
- (5) 保険・衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

6 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、道および町は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本計画で定めるところによる。

1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから道・町及び社会福祉施設等の管理者は、これらの要配慮者の安全の確保を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

(1) 町の対策

防災担当部署や福祉担当部署をはじめとする関係部署連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進する。

ア 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

イ 要配慮者の把握

要配慮者について、関係部署における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

ウ 避難行動要支援者名簿の作成・更新及び情報共有

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障がい者支援区分、家族状況等を考慮した用件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の作成について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援関係者で共有する。

エ 避難支援関係者への事前の名簿情報提供

平常時から名簿を共有することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えい防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

オ 個別避難計画の策定

地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

カ 避難行動支援に関する地域防災力の向上

地域の実情に応じ要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

キ 福祉避難所の指定

一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が避難所で特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備し、主な施設と補完施設を福祉避難所として指定する。

指 定 避 難 所

	施 設 名	住 所	電話番号
主	鹿追町トリムセンター	鹿追町東町4丁目2	66-1311
	鹿追町民ホール	鹿追町東町3丁目2	66-3300
補 完 施 設	鹿追町役場	鹿追町東町1丁目15番地1	66-2311
	鹿追小学校	鹿追町東町3丁目2	66-2139
	鹿追町ピュアモルトクラブハウス	鹿追町元町3丁目	69-1605
	介護予防センター	鹿追町泉町1丁目48	66-3925
	鹿追高等学校	鹿追町西町1丁目	66-3011
	鹿追中学校	鹿追町北4線8	66-3704
	認定こども園しかおい	鹿追町鹿追北2線8	66-2754
	総合スポーツセンター	鹿追町緑町4丁目	66-3441
	鹿追分館	鹿追町元町4丁目10	66-2625
	下鹿追分館	鹿追町鹿追南1線7	66-3850
	瓜幕活性化施設ウリマックホール	鹿追町瓜幕西2丁目	67-2111
	瓜幕小学校	鹿追町瓜幕東3丁目8	67-2323
	瓜幕中学校	鹿追町瓜幕西27線	67-2244
	瓜幕地域集会所	鹿追町瓜幕西27線22	67-2738
	中瓜幕集会所	鹿追町中瓜幕西21線26	67-2900
	通明小学校	鹿追町中瓜幕西20	67-2557
	旧通明保育所	鹿追町中瓜幕西20	—
	通明分館	鹿追町中瓜幕西20線25	67-2462
	東瓜幕消防会館	鹿追町東瓜幕西15線24	67-2011
	笹川小学校	鹿追町笹川北9線	66-3505
	笹川分館	鹿追町笹川北8線11	66-3856
	旧上幌内小学校	鹿追町上幌内4線南3	—
	上幌内分館	鹿追町上幌内4線南3	66-3322
	新然別分館	鹿追町上然別西11線17	66-2287
	鹿美分館	鹿追町美蔓西15線19	66-2238
	幌内分館	鹿追町幌内西25線28	66-2771
	北鹿追分館	鹿追町北鹿追北10線4	66-2038
	中鹿追分館	鹿追町鹿追北2線7	66-3404

(2) 社会福祉施設等の対策

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入居者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

エ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

2 外国人に対する対策

道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動が取れるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画の定めるところによる。

1 道、町及び防災関係機関

- (1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者、市街地における帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- (2) 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮して多様な手段の整備に努めるものとする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

1 建築物防災の現状

本町の市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大の可能性がある。ただし、本町は都市計画法の適用外のため、防火地域、準防火地域の指定は無い。

2 予防対策

建築物が密集しての火災により多くの被害が発生するおそれのある地域においては、耐火建築物の建築促進に努め、建築物の不燃化の推進を図るものとする。

また、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造とし、火災の延焼の防止を図るものとする。

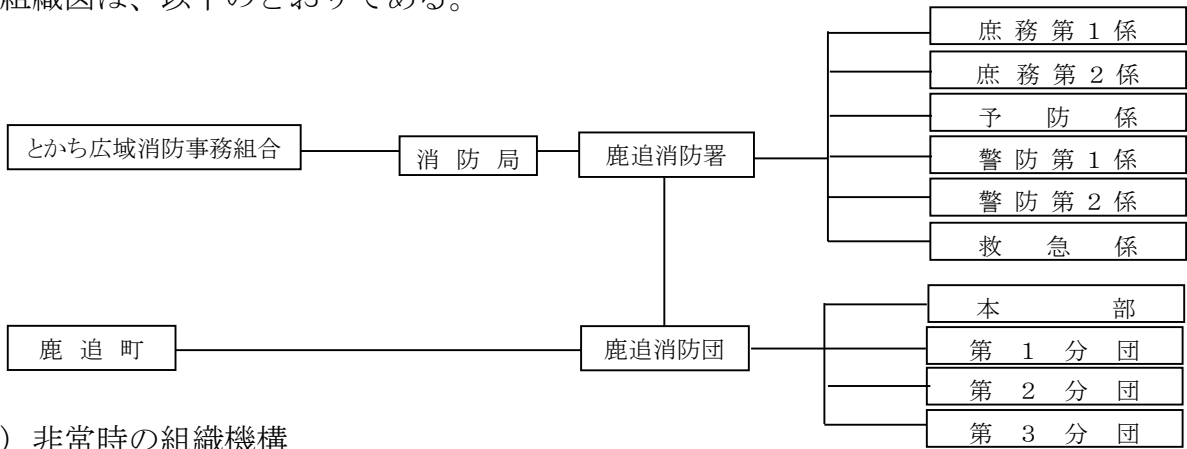
第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災、地震等災害を防除し、その被害を軽減することにより、大規模な火災等が発生し、又は発生する場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織、運営及び活動について定めるものである。

1 組織計画

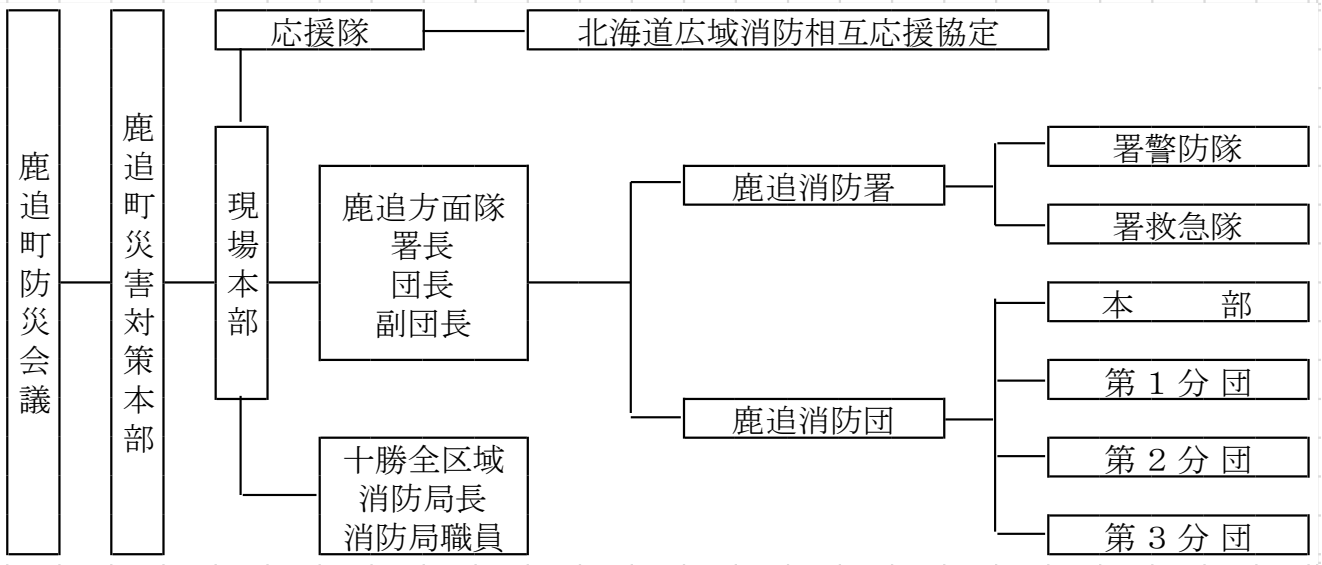
(1) 平常時の組織機構

平常時における消防機関の日常業務を円滑かつ迅速に行うための組織機構は、とかち広域消防事務組合消防局の組織に関する規則（平成28年4月1日規則第4号）、鹿追町消防団規則（平成28年4月1日規則第21号）の定めるところによる。
組織図は、以下のとおりである。



(2) 非常時の組織機構

非常災害時における災害防御活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための消防隊の編成及び事務分掌は、とかち広域消防事務組及び本町の定めるところによる。
組織図は、以下のとおりである。



(3) 非常災害時の定義

- ア 異常気象により災害が発生し、又は発生するおそれ大きいとき。
 イ 地震により家屋等の倒壊のため人的被害が大きいとき又は火災が発生したとき。
 ウ 災害対策本部が設置されたとき。
 エ その他指揮本部長が認めたとき。

2 署団員数と消防施設の現況

予想される災害に対し現有の消防力を活用し対処するとともに、消防力の整備指針に基づき人員、機械器具、水利等の増強を図るものとする。

(1) 概 要

区 分	人 員	タンク車	ポンプ車	可般ポンプ	その他	消 防 施 設			
						消火栓	防火水槽	井戸等	
鹿 追	署員18	2	1	2	指揮車 1	49	17	16	
	団員33				救急車 2				
瓜 幕	団員14	1		1 (可搬ポンプ積載人員搬送車)	2	3	12		
東瓜幕	団員15	1			指揮車 1		2		
自衛隊		1							
その他					人員輸送車 1 水槽車 1	1			
計	署員18	5	1	3	5	53	31	16	
	団員62								
区 分	消 防 無 線 (種 別)								
	固定局	基地局	移動局(10w)		移動局(5w)		移動局(1w)		受令機
鹿 追	2	1	8		5		5		20
瓜 幕	1		2		1		1		
東瓜幕	1		2		1		1		
自衛隊									
その他									
計	4	1	12		7		7		20

(2) 消防署職員数の状況

	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	合 計
人数	1	3	7	3	0	4	18

(3) 消防団員数の状況

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	1	1						2
第1分団(鹿迫)			1	1	4	4	20	30
第2分団(瓜幕)			1	1	3	3	7	15
第3分団(東瓜幕)			1	1	2	3	8	15
合 計	1	1	3	3	9	10	35	62

(4) 車両の保有状況

配置	車 両 名 (呼出名称)	ポンプ型式(性能)	水槽容量 (リットル)	備 考
本団	指揮広報車 (鹿迫指令)			
署	救 急 車 (鹿迫救急1)	高規格救急車		
〃	救 急 車 (鹿迫救急2)	高規格救急車		
〃	器材運搬車 (鹿迫器材)			
〃	水槽付消防ポンプ自動車 (鹿迫1)	森田式ME-5型 (A-2級)	5,000	
〃	小型除雪車 (鹿迫ローダ)	ホイールローダ		
〃	小型動力ポンプ付水槽車 (鹿迫2)	ラビットB3級 ラビットC1級	10,000	
〃	人員輸送車 (鹿迫輸送)			
第一分団	消防ポンプ自動車 (鹿迫3)			
〃	水槽付消防ポンプ自動車 (鹿迫5)	ME5	6,500	
〃	可搬積載車 (鹿迫6)	P408S高圧1段タービン(B3級)		
第二分団	小型動力ポンプ付人員搬送車 (瓜幕1)	ラビットB3級		
〃	水槽付消防ポンプ自動車 (瓜幕2)	トーハツB3級	2,500	
第三分団	広 報 車 (東瓜幕1)			
〃	水槽付消防ポンプ自動車 (東瓜幕2)	ME-5型(A2級)	2,000	

(5) 資機材の保有状況

(5) 資機材の保有状況

	品 名		消防署	消防団
消化活動用	消防用ホース	50mm	61	18
		65mm	155	103
	小型動力消防ポンプ		1	2
	発電機		5	4
	投光器(照明装置含む)		8	9
	耐熱服		2	
	防火服		20	71
	背負い式消化水のう		8	56
	車載消火器		7	11
	泡ノズル		2	4
	ラインプロポーションナー		2	4
	泡原液(ℓ)		320	460
	送排風機		1	
	水中ポンプ		1	
	フォグガン		1	
救助活動用	酸素呼吸器		2	
	酸素呼吸器予備ボンベ		7	
	空気呼吸器		5	
	空気呼吸器予備ボンベ		14	
	高圧ガス(空気) 充てん器		1	
	油圧救助器具		1	
	マット型空気ジャッキ		4	
救急活動用	吸引機一式		2	
	クリーンパック滅菌器		1	
	救急車内紫外線殺菌装置		2	
	患者監視装置		2	
教材・訓練用	高度救急処置シュミレーター		1	
	訓練人形(心肺蘇生用)		5	
	スモークマシーン		1	
	子供用防火衣		5	
	張力計		1	
救助活動用	エンジンカッター(電動含む)		2	1
	エンジンチェンソー		1	
	救助マット		1	
	可搬式ウインチ(チルホール)		1	
	ガス溶断器		1	
	エアソー		1	
	可燃性・有毒ガス測定器		1	
	救助用ボート		1	
	ボート用船外機		1	

	品 名	消防署	消防団
救急活動用	自動式心肺蘇生器	1	
	自動式人工呼吸器	2	
	伝送装置	1	
	除細動装置	4	
	気道確保資機材	1	
	輸液装置	1	
	ショックパンツ	1	
	酸素吸入器一式	2	
車両整備用	エアーコンプレッサー	2	
	バッテリー充電器	1	2
	高速洗車機	1	

3 火災予防

災害を未然に防止するため、火災の予防査察、住民の自主的予防、協力体制の確立指導等、防火思想の普及に努める。

(1) 火災予防査察

学校、病院、店舗、工場等、多数の者が勤務し、又は公衆の出入りする建築物の防火管理体制の整備指導及び一般家庭からの火災を未然に防止するため、火災予防査察、指導を計画的に実施して火災等の未然防止を推進する。

(2) 防火思想の普及

ア 火災予防運動

春、秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動を積極的に促進し、映画会講習会等の開催、震災時の初期消火の実践等を実施するものとする。

イ 防災意識の向上

町広報紙及び消防機関広報紙、チラシ等を作成し、各家庭の防災知識、自主防災体制の意識向上に努めるものとする。

ウ 民間防災組織の育成

行政区、職場自衛消防組織等の防火組織の育成を図り、これらの組織への通報、消火、避難の指導を通じて防火防災思想の普及に努めるものとする。

(3) 危険物の規制

危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所における保安基準の遵守並びに危険物保安監督者の保安監督業務の徹底を期するため、立入検査の実施及び各種研修会等を開催するとともに、危険物の自衛消防体制の強化に努めるものとする。

(4) 建築確認の同意

消防法（昭和23年法律第186号）第7条に基づく建築物同意に付随して、災害時の避難設備及び対策の推進を図る。

4 火災警報

(1) 火災警報発令基準

町長は、知事（振興局長）から測候所が発表した火災気象の通報を受けたとき、又は気象の状況が次に定める火災警報発令条件となり火災の予防上危険であると認めたときは、消防法第22条第3項に基づく火災警報を発令し、出火予防に万全を期するものとする。

ア 実効湿度が72%以下にして、最小湿度が45%以下となり、最大風速が7 m/s以上のとき。

イ 平均風速10 m/sの風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

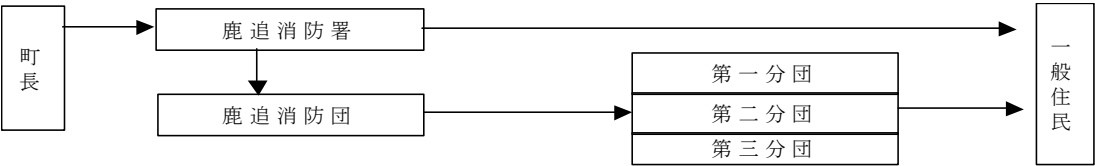
① 火災気象通報

通報基準・・・実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは平均風速12 m/s以上が予想される場合。なお平均風速12 m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

② 伝達系統

帯広測候所 → 十勝総合振興局 → 鹿追町 → 各関係機関

- (2) 火災警報の伝達及び周知
- 火災警報の伝達及び周知方法は、防災行政無線及び広報車等により行うものとする。



- (3) 火災警報の解除
- 気象の状況が火災予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除し、発令伝達に準じて関係機関及び一般住民に解除したことを周知する。

5 警防活動

- 火災等の警戒及び鎮圧のために次の活動を行う。
- (1) 消防署員及び消防団員の招集
- 火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、サイレン、無線、その他の連絡方法を利用して消防署員及び消防団員を招集する。
- (2) 消防隊の出動は、偵察出動、火災出動、区域外出動、応援出動及びその他の出動とし、出動区分は組合計画に基づき次のとおりとする。

区 分		鹿 追 町			
		鹿 追 地 区		瓜 幕 地 域	東 瓜 幕 地 域
		消防署	第1分団	第2分団	第3分団
偵察出動	火災であるかどうか判断としない通報のときで偵察の必要があるとき	鹿追 1		瓜幕 2	東瓜幕 2
通常火災出動	第1種出動 火災状況が初期の段階で街区及び気象の状況から判断して、他の建物等に延焼拡大のおそれのないとき	鹿追 1 鹿追 2	鹿追 3 鹿追 5 鹿追 6	瓜幕 1 瓜幕 2 鹿追 1 鹿追 2	東瓜幕 2 鹿追 1 鹿追 2
	第2種出動 危険区域、大規模建物等の火災で街区及び気象の状況から判断して延焼拡大の危険が大きいとき	鹿追 1 鹿追 2	鹿追 3 鹿追 5 鹿追 6 瓜幕 2 瓜幕 3	瓜幕 1 瓜幕 2 鹿追 1 鹿追 2 鹿追 3 鹿追 5 鹿追 6	東瓜幕 2 瓜幕 1 瓜幕 2 鹿追 1 鹿追 2

区 分			鹿 追 町			
			鹿 追 地 区		瓜 幕 地 域	東 瓜 幕 地 域
			消 防 署	第 1 分 団	第 2 分 団	第 3 分 団
非常火災出動	第3種出動	地震、爆発等又は強風下における火災で大規模に拡大するおそれがあり、全消防力を結集して防ぎよ活動を行う必要があるとき	鹿 追 1	鹿 追 3	瓜 幕 1	東 瓜 幕 2
				鹿 追 5	瓜 幕 2	瓜 幕 1
				鹿 追 6	鹿 追 1	瓜 幕 2
				瓜 幕 1	鹿 追 2	鹿 追 1
				瓜 幕 2	鹿 追 3	鹿 追 2
				東 瓜 幕 2	鹿 追 5	鹿 追 3
			鹿 追 2		鹿 追 6	鹿 追 5
					東 瓜 幕 2	鹿 追 6
区域外出動		消防長又は消防署長の命令があるとき及び区域外の火災を覚知したとき	鹿 追 1 ・ 鹿 追 2			
			北海道広域消防相互応援協定			

(3) 救助及び救急活動

火災等による要救助者の救出及び傷病者に対し応急措置を施し、医療機関へ搬送するための活動は、北十勝消防事務組合救急業務規定（昭和46年組合訓令第2号）に基づくものとする。

(4) 避難誘導

住民、被災者等の避難誘導は、組合計画に基づくものとする。

(5) 現場広報活動

火災等の状況、気象その他の情報を住民に周知し、二次災害発生の防止に努める。

6 相互応援協定

不測の大規模災害及び境界地域における火災被害等を最小限度に止めるために「北海道広域消防相互応援協定」（平成3年2月13日締結）に基づき、連携を密にして防災活動等を行う。

7 教育訓練

消防活動及び火災予防指導等を効果的に実施するため、次の教育訓練を実施し、消防署員及び消防団員の資質向上を図る。

(1) 委託教育

国又は北海道の設置する消防訓練機関に署団員を派遣する。

(2) 職場教育

消防署員に対し、研修必要度に応じて毎年教養訓練計画を立て随時実施する。

(3) 初任教養

初任の署団員に対し、服務上必要な基礎的知識の教養を実施する。

(4) 特別教育

法令改正等により消防長が必要と認めた場合に実施する。

(5) 消防団及び分団教養

消防団又は分団ごとに訓練計画を立て、団員の教養訓練を実施する。

(6) 消防演習

各種訓練の成果を確認し技術の向上を図るため、災害を想定した総合的な消防演習を年1回以上実施する。

8 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備に努めるものとする。

9 その他

この節に定めるもののほか、消防計画について必要な事項は、北十勝消防事務組合消防計画によるものとする。

第11節 重要警戒区域及び整備計画

災害の防止を計るため、河川氾濫警戒区域、急傾斜地崩壊危険予想区域及び危険物貯蔵施設など、災害発生予想区域については、河川改修、防護施設の改善等により逐次整備は進んでいるが、本町における重要警戒区域及び危険物貯蔵施設は次のとおりである。

- 1 急傾斜地崩壊危険予想区域（別表1）
- 2 土石流危険区域（別表2-1）
- 3 災害危険区域図（別表2-2、急傾斜地・土石流危険区域図）
- 4 危険物等貯蔵施設（別表3）

別表1 急傾斜地崩壊危険予想区域

図面番号	危険区域の現況			予想される災害				法令等における整備状況					整備計画	
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部 一部	実施機関	概要
1	然別峡	菅野温泉附近	3.0		旅館 1	道道然別峡線							道(建設部)	荒廃砂防道路改良済
2	北瓜幕	然別第一発電所	486.0		発電所1	道道然別峡線							道(建設部)	荒廃砂防道路改良済

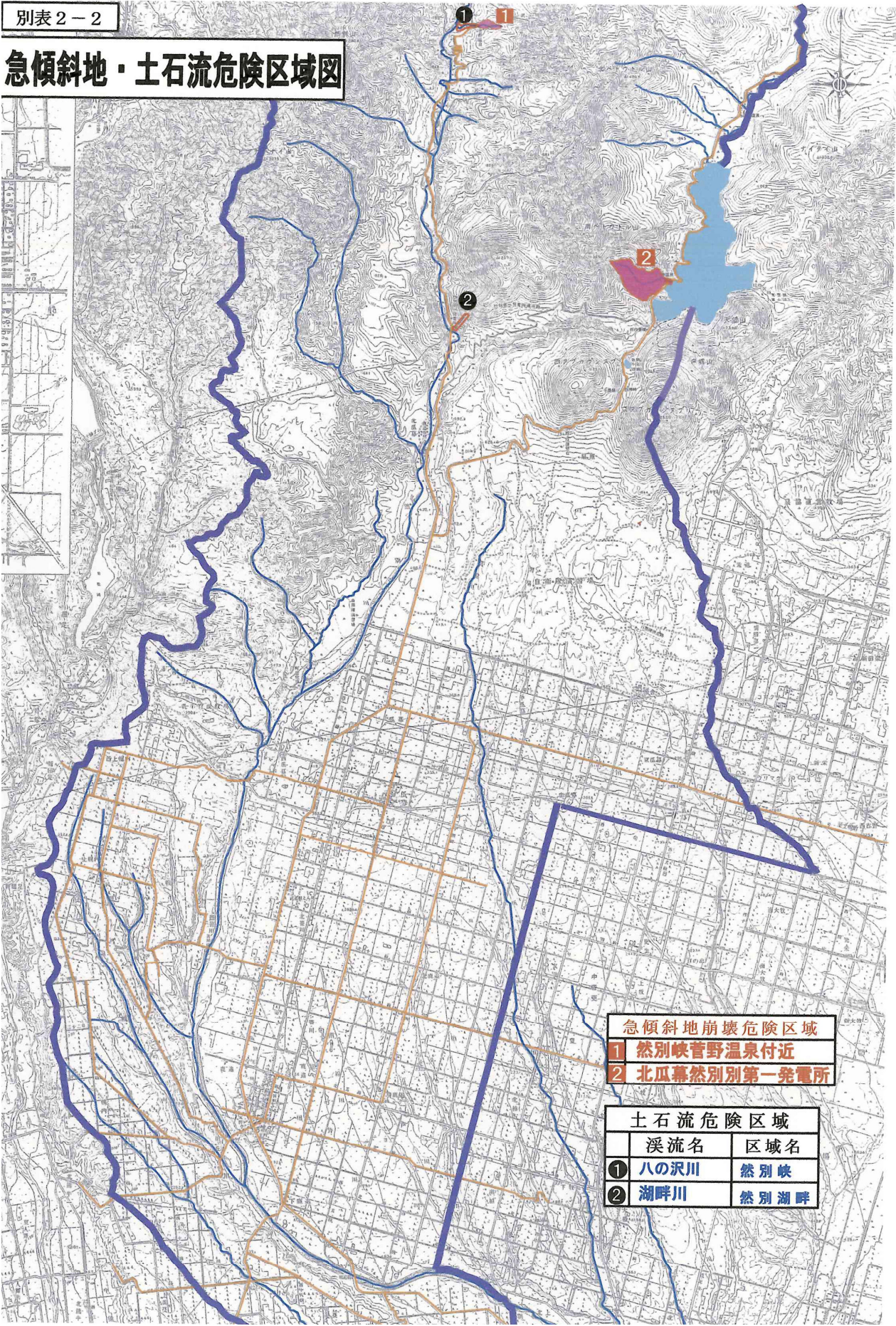
別表2-1 土石流危険区域

図面番号	危険区域の現況							予想される被害					整備計画	
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流概況		砂防指定地指定番号・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他		実施機関	概要
					溪流長(km)	面積(ha)								
1	然別峡	十勝川	2級 シンカリベツ川	八の沢川	1.35	17.6	39号H3. 1. 10		旅館 1	道道然別峡線			道(建設部)	実施済
2	然別湖畔	十勝川	1級 然別川	湖畔川	1.40	45.9	1715号S61. 10. 28		旅館 2	道道道線平線			道(建設部)	実施済

H22. 3. 31現在

別表 2－2

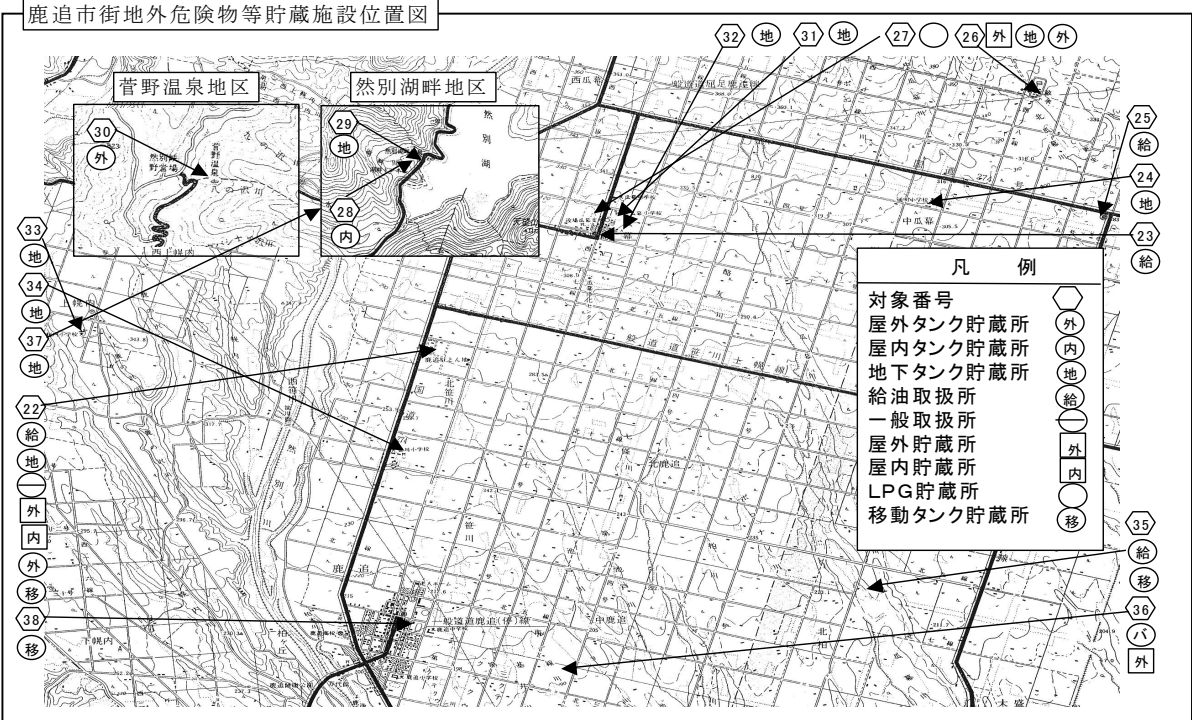
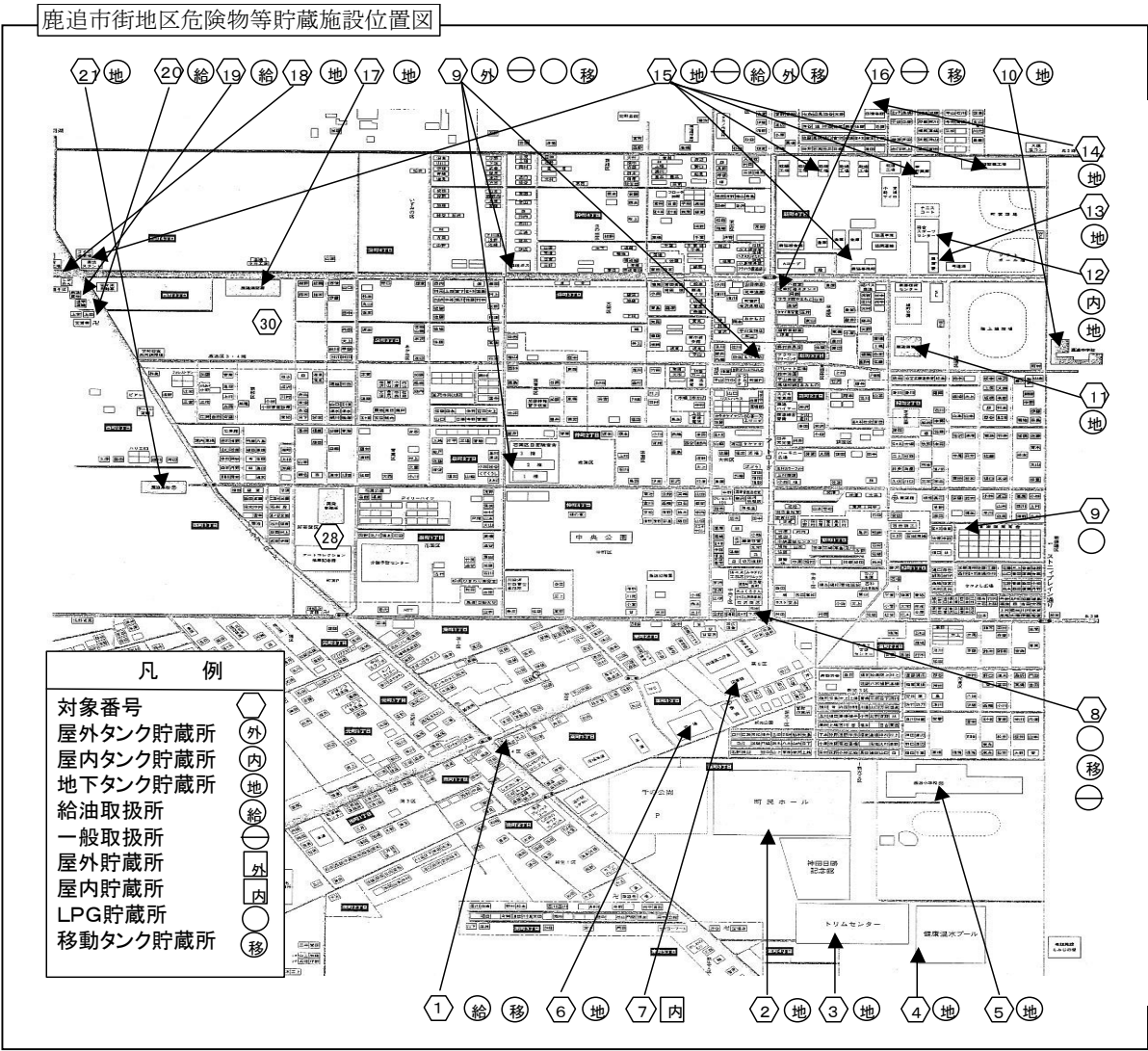
急傾斜地・土石流危険区域図



別表3 危険物等貯蔵施設

番号	施設名	設置場所	区分	第一石油類 (KL)	第二石油類 (KL)	第三石油類 (KL)	第四石油類 (KL)	LPG貯蔵所 (kg)	火薬類貯蔵所 (kg)	スパイオガ 貯蔵所 (m ³)
1	南大上商店	鹿追町東町1丁目3番地	給油取扱所	13.8	30		1	1,140		
〃	〃	〃	〃		1.9					
〃	〃	〃	〃		3					
2	町民ホール	鹿追町東町2、3丁目	地下タンク貯蔵所			15				
3	トリムセンター	鹿追町東町3丁目	〃			6				
4	鹿追町健康温水プール	鹿追町東町4丁目6番地	〃			10				
5	鹿追小学校	鹿追町東町3丁目2番地	〃			10				
6	鹿追町役場	鹿追町東町1丁目38番地	〃			20				
7	コミュニティーセンター	鹿追町東町1丁目38番地	屋内タンク貯蔵所			9				
8	南マスダ	鹿追町東町2丁目	LPG貯蔵所					3,500		
〃	〃	〃	一般取扱所		9.9					
〃	〃	〃	移動タンク貯蔵所		2					
9	㈱もりずみ	鹿追町緑町1丁目	LPG貯蔵所					1,100		
〃	〃	鹿追町仲町4丁目3番地	屋外タンク貯蔵所		12					
〃	〃	〃	一般取扱所		21.395					
〃	〃	〃	LPG貯蔵所					10,000		
〃	〃	鹿追町新町3丁目2番地	移動タンク貯蔵所		3					
10	鹿追中学校	鹿追町鹿追北4線8番地40	地下タンク貯蔵所			10				
〃	鹿追中学校	〃	〃		1.95					
11	鹿追保育園	鹿追町緑町3丁目1番地	〃			3				
12	スポーツセンター	鹿追町緑町3丁目	〃			9.5				
〃	〃	〃	屋内タンク貯蔵所			3				
13	総合研修センター	鹿追町新町4丁目51番地	地下タンク貯蔵所		1					
14	特別老人ホーム	鹿追町北町1丁目13番地	〃			9.5				
〃	〃	〃	〃			5				
15	鹿追町農業協同組合（事務所）	鹿追町新町4丁目51番地	〃		8				認可されてる が貯蔵なし	
〃	鹿追町農業協同組合（整備工場）	鹿追町緑町4丁目	〃		5		5			
〃	鹿追町農業協同組合	鹿追町北町4丁目1－1	移動タンク貯蔵所		4					
〃	〃	〃	一般取扱所		灯油 15 軽油 15	一体				
〃	〃	〃	〃							
〃	〃	鹿追町西町4丁目4番地	屋外タンク貯蔵所		200					
〃	〃	〃	〃		200					
〃	〃	〃	屋外タンク貯蔵所		200					
〃	〃	〃	〃		200					
〃	〃	〃	〃		200					
〃	〃	〃	〃		200					
〃	〃	〃	屋外貯蔵所		2.5	10				
〃	鹿追町農業協同組合（芋貯蔵倉庫）	鹿追町緑町4丁目5番地	〃		5					
〃	鹿追町農業協同組合（乾燥工場）	鹿追町新町4丁目55・6番地	〃		10					
〃	〃	〃	地下タンク貯蔵所		5					
〃	〃	〃	〃		4.9					
〃	〃	〃	〃		5					
〃	〃	鹿追町新町4丁目21番地1他	〃		10					
〃	〃	鹿追町新町4丁目55・6番地	一般取扱所		2					
〃	〃	〃	〃		2.4					
〃	〃	〃	〃		1.92					
〃	〃	鹿追町新町4丁目21番地1他	〃		4.8					
〃	鹿追町農業協同組合	鹿追町西町4丁目6番地	給油取扱所	20	20.574		1.89			
16	山七 北幸通産㈱	鹿追町新町3丁目21番地	一般取扱所		20			280		
〃	〃	〃	移動タンク貯蔵所		1.9					
17	北十勝消防事務組合鹿追消防署	鹿追町西町3丁目10番地	地下タンク貯蔵所			6				
18	南鹿追そば	鹿追町西町3丁目8番地	〃			9.5				
〃	〃	〃	〃			9.5				
19	鹿追貨物自動車㈱	鹿追町西町3丁目5番地	給油取扱所		9.5					
20	㈱道栄運輸	鹿追町西町3丁目3番地	〃		19.2					
〃	〃	〃	〃		19.2					
21	鹿追高校	鹿追町西町1丁目8番地	地下タンク貯蔵所			5				
22	陸上自衛隊鹿追駐屯地	鹿追町笹川北12線10番地	屋外タンク貯蔵所			174.41				
〃	〃	〃	〃		6					
〃	〃	〃	〃			70				
〃	〃	〃	給油取扱所	10	70					
〃	〃	〃	〃		130					
〃	〃	〃	〃		20					
〃	〃	〃	地下タンク貯蔵所			15				

番号	施設名	設置場所	区分	第一石油類 (KL)	第二石油類 (KL)	第三石油類 (KL)	第四石油類 (KL)	LPG貯蔵所 (kg)	火薬類貯蔵所 (kg)	スバイオガ 貯蔵所 (m ³)
22	陸上自衛隊鹿追駐屯地	鹿追町笹川北12線10番地	地下タンク貯蔵所			6				
"	"	"	"			30				
"	"	"	一般取扱所	15	180	5	18			
"	"	"	"			4.332				
"	"	"	屋内貯蔵所	1	1	10	8			
"	"	"	"	0.2	0.22	0.592	0.132			
23	鹿追町農業協同組合瓜幕事業所	鹿追町瓜幕西1丁目2番地	給油取扱所	10	6					
24	通明小学校	鹿追町中瓜幕西20線25-8	地下タンク貯蔵所			5				
25	鹿追町農業協同組合東瓜幕事業所	鹿追町東瓜幕西26線25	給油取扱所	9.5	7		1.8			
26	陸上自衛隊鹿追駐屯地廠舎	鹿追町東瓜幕西18線	屋外貯蔵所		20					
"	"	"	地下タンク貯蔵所		6			500		
"	"	"	屋外タンク貯蔵所		3					
27	南堀川商店	鹿追町瓜幕西1丁目11番地	LPG貯蔵所					500		
28	ホテル福原	鹿追町然別湖畔	屋内タンク貯蔵所			15				
29	湖畔温泉ホテル風水	鹿追町然別湖畔	地下タンク貯蔵所			10				
30	かんの温泉	鹿追町然別国有林145林班	屋外貯蔵所		8					
31	瓜幕中学校	鹿追町瓜幕西27線23-5	地下タンク貯蔵所			5				
32	"	鹿追町瓜幕東3丁目8番地	"			3				
33	上幌内小学校	鹿追町上幌内4線3番地17	"			3				
34	笹川小学校	鹿追町笹川北9線10番地	"			4				
35	南滝健	鹿追町笹川北8線11番地7	給油取扱所	30	30					
"	"	鹿追町笹川北8線11番地7	移動タンク貯蔵所		2					
36	鹿追町環境保全センター	鹿追町鹿追北4線5番地	屋外貯蔵所		1					500
37	廃棄物最終処分場浸出水処理施設	鹿追町上幌内3番地1	地下タンク貯蔵所		3					
38	南鹿追協同運輸	鹿追町新町4丁目51番地	"		5					
"	"	"	"		3					



第12節 水害予防計画

町内の河川の氾濫、堤防の決壊、その他の水害において、これを警戒し防御し、その災害を軽減するための組織及び活動要領は本計画の定めるところによる。
ただし、水防法に基づく「水防計画」は本計画とは別に定めるものである。

1 水防の責務

水防法（昭和24年6月4日法律第193号）に定める水防に関係のある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は次のとおりとする。

(1) 町（水防管理者）

町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分に果たす責任を有する。

(2) 北十勝消防事務組合

北十勝消防事務組合は、町と密接な連絡をとり、その区域における水防を十分に果たす責任を有するものとする。

(3) 北海道

道は、町等が行う水防が十分に効果を発揮するように指導に努める。

(4) 居住者等の責務

町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者（町長）、消防機関の長、消防団長から水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。

2 水防組織

水防組織は、第3章第2節災害対策本部に定める者のほか、消防機関及び地域住民の協力を得て行うものとする。

3 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達及び通信連絡

第5章第1節、災害情報・収集計画の定めるところによる。

4 水防の区域

第4章第11節に定める水害等が予想される区域を主な区域とする。

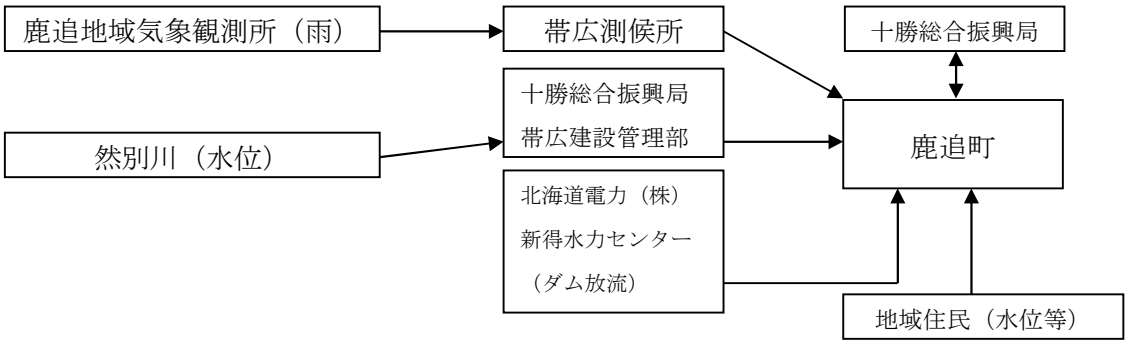
5 配備体制及び動員計画

第3章第2節、災害対策本部の定めるところによる。

6 水位、雨量の観測及び通報

水位雨量の観測及び通報は次により行う。

(1) 水位、雨量



○ 雨量観測地点

所 管	地点名	所 在 地	備 考
帯広測候所	鹿追	鹿追町緑町3丁目1-3	

○ 水位観測地点

所 管	地点名	所 在 地	指定水位	警戒水位	計画高水位
十勝総合振興局 帯広建設管理部	然別川	鹿追町南町1丁目44地先	190.23	191.01	191.88

(2) 通報連絡

水位の通報を受け、又は気象の状況により測候所等に照会し、災害の発生するおそれのあるとき及び災害が発生したときは、第5章第1節1項別表「災害情報連絡系統図」により連絡を行う。

7 水防活動

(1) 警戒体制及び非常配備体制

町は、水防法第10条及び同法第11条に規定する洪水予報並びに気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）第14条の2に規定する水防警報を受けたとき、又は、洪水による危険が予想される場合は、第3章第2節4項「災害対策本部の配備体制」に基づき、水防業務を処理するものとする。

(2) 非常配備体制を指令したときの措置

水防管理者は、非常配備体制を指令したときは、水防に関係のある機関に通知するとともに、十勝総合振興局長、帯広開発建設部長及び十勝総合振興局帯広建設管理部長に報告するものとする。

8 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者は、巡視責任者を定め、河川等を巡視させるものとする。

巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置をとるものとする。

(2) 非常監視及び警戒

巡視責任者は、水防管理者が非常配備体制を指令したときは、河川等の監視を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に連絡するものとする。

監視にあたり、特に留意する事項は次のとおりである。

- ア 裏法で漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
- ウ 天端の亀裂又は落下
- エ 堤防の越水状況
- オ 橋梁その他構造物と堤防の取り付け部分の異常

9 警戒区域

(1) 警戒区域の設定

ア 消防機関に属するものは、水防法第21条に基づき水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その立入りを禁止し、若しく

は制限し、又はその区域から退去を命じることができる。

イ 前アに定める場所において、消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができる。

(2) 警戒区域設定の報告

警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、消防長及び新得警察署長に報告するものとする。

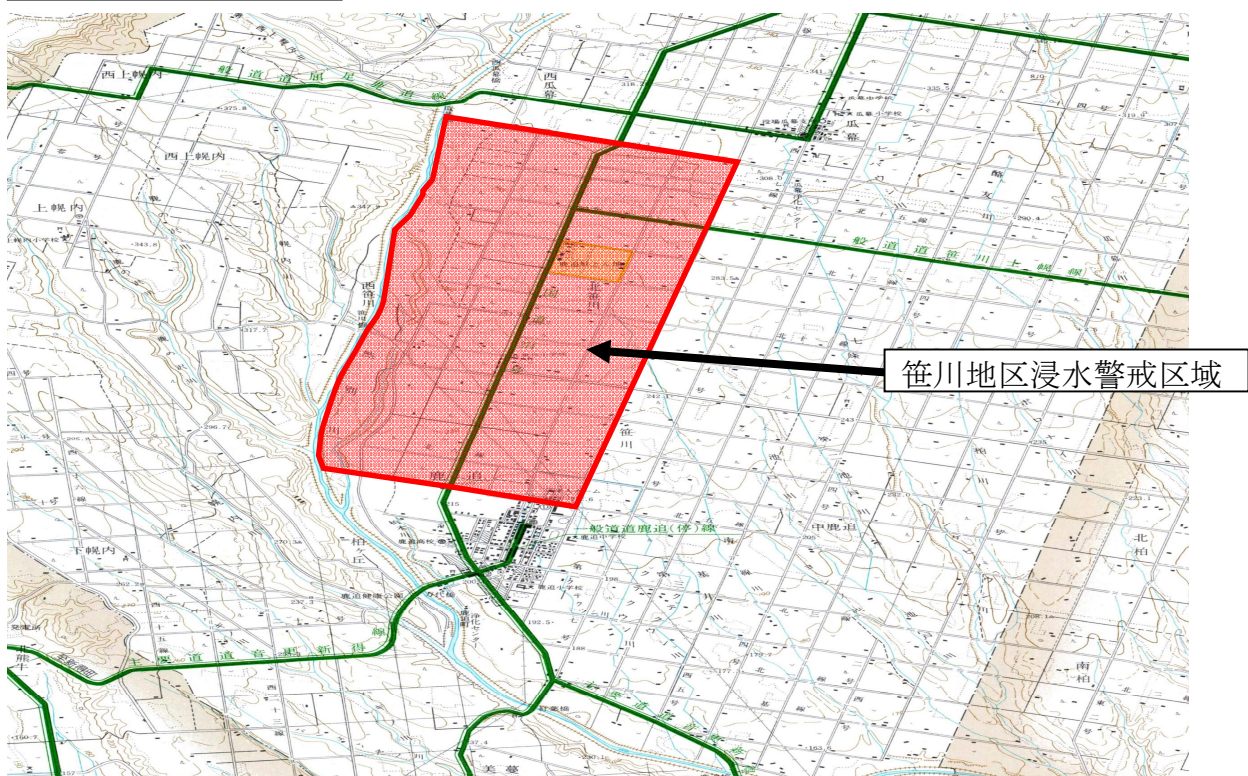
10 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施するものとする。

水防工法は、水流し、シート張り、繋ぎ止め、月の輪、積み土のう、改良積土のう等とする。

また、過去の災害をふまえ、笹川地区を浸水被害の警戒区域（下記浸水警戒区域図参照）とし、畑等への浸水被害に対しても未然に防止、又は被害の拡大を防ぐため、明渠排水工事等、対応工事を迅速的確に作業を実施するものとする。

浸水警戒区域位置図



11 避難及び立退き

(1) 避難及び立退きの決定の時期及び指示

水防法第29条の規定により、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、道職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示する場合においては、新得警察署長にその旨を通知しなければならない。

(2) 避難及び立退きの順序及び避難場所の指定

避難及び立退きの順序及び避難場所は、第5章第4節「避難対策計画」によるものとする。

(3) 避難者の輸送

避難者の輸送は、5章第14節「輸送計画」によるものとする。

12 非常輸送

非常の場合の資機材、人員等の輸送は第5章第14節「輸送計画」によるものとする。

13 決壊通報水防に際し、堤防その他ダム等の施設が決壊したときは、水防管理者及び消防長は、直ちに次の機関に通報するものとする。

通 報 先	担 当	電 話
新得警察署長	警備係	64-0110
帯広開発建設部長	治水課	0155-24-4121
帯広河川事務所長	第2工務課	0155-25-1294
十勝総合振興局帯広建設 管理部長	管理課	0155-27-8718
十勝総合振興局長	地域政策課	0155-24-2191
音更町長	総務課	0155-42-2111
士幌町長	企画課	01564-6-2211
上士幌町長	総務課	01564-2-2111
芽室町長	建設課	0155-62-2611
清水町長	総務課	62-2111
新得町長	総務課	64-5111

鹿追町水防管
理者(町長)

14 水防資機材

鹿追町南町1丁目（役場大型車両格納庫）

車 輛 名	数 量	器 材 名	数 量
ダンプトラック	無線機付2	3 照明灯(1組)	1
モーターグレーダー	無線機付	1 角スコップ	8
ショベル	無線機付	2 剣先スコップ	10
バックホー		1 ツルハシ	3
ジープ	無線機付	1 カケヤ	2
		麻袋	300
		土のう袋	200
		バリケード	60
		トラロープ	1
		縄	4

※ 通常維持管理用器材を含む。

15 公用負担等

(1) 公用負担

ア 水防法第21条の規定により、町長、消防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、以下の権限を行使することができる。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹林、その他の資材の使用若しくは借用
- (ウ) 車馬その他の運搬具又は器具の使用
- (エ) 工作物その他の障害物の処分

イ 前アで定める公用負担命令を行うときは、様式1による公用負担命令書を交付して行なうものとする。

ウ 公用負担の権限を行使する者はその身分を示す証明書を、また、これらの者の命を受けた者は様式2に定める公用負担権限委任証を携行し、関係者の請求があった場合は、これを呈示しなければならない。

エ 公用負担の権限を行使する者は、様式1に定める証票を2通作成して、当該権限を行使する場合その1通を目的地の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

オ 水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

様式1

第 号	公 費 負 担 命 令 票 住 所 氏 名	
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用費負担を命じます。		
1. 目的物 (1) 所在地 (2) 名 称 (3) 種類(または内容) (4) 数 量		
2. 負担内容 (使用、収用、処分について詳記すること)		
平成 年 月 日		
命令者 職 氏名		印
(日本工業規格 A4版)		

様式 2

第	号
公用負担権限委任証	
住所 職名 氏名	
上記の者に、区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明します。	
平成 年 月 日	
委任者	氏名 印

注 縦6cm、横9cm

(2) 公務災害補償

水防法第 2 4 条の規定により居住者等が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、または水防に従事したことによる不詳もしくは病気により死亡し、もしくは障害の状態となったときは、水防管理団体は、水防法第 4 5 条の規定に基づき、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

16 水防報告

(1) 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに十勝総合振興局長に報告するものとする。

- ア 消防の機関を出動させたとき
- イ 他の水防管理団体に応援を要求したとき
- ウ その他必要と認める事態が発生したとき

(2) 水防活動実施報告

水防管理団体は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、様式 3 による水防活動実施報告書を翌月 5 日までに十勝総合振興局長に 2 部提出するものとする。

様式3

水防活動実施報告書					
(市町村名)					
区 分	水防活動延人員	使 用 資 材 費			備 考
		主要資材	その他資材	計	
水防管理団体分	人	円	円	円	
前回迄					
月 分					
累 計					

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 3 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

17 水防訓練

水防管理者は、水防団及び消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得せしめるとともに、水防法第32条の2に定めるところにより毎年1回以上水防訓練を実施しなければならないものとする。

第13節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害予防については、本計画の定めるところによる。

1 予防対策

台風等による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる処置を講ずるものとする。

また、学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

なお、家庭その他建築物の倒壊等を防止するための緊急処置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第14節 雪害対策計画

この計画は、豪雪、暴風雪等による交通遮断等の災害を防止し、公共輸送を確保することにより、住民の生活安定を図ることを目的とする。

1 除排雪実施責任者

- (1) 一般国道で北海道開発局所管の道路の除排雪は、帯広開発建設部が実施するものとする。
- (2) 道道で北海道所管の道路の除排雪は、帯広建設管理部が実施するものとする。
- (3) 町道の除排雪は、鹿追町が実施するものとする。
- (4) 道路除雪に係る各機関の除雪作業の基準は、次のとおりである。

ア 北海道開発局所管

種 別	除 雪 目 標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第2種	二車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第3種	一車線確保を原則として、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は行わない。

イ 北海道所管

区 分	交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	・2車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 ・異常降雪時には、極力2車線確保を図る。
第2種	300～1,000台/日	・2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 ・異常降雪時には、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日以下	・2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4m)幅員で待避所を設ける。 ・異常降雪時には、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。
歩道除雪		・所定の幅員を確保する。 ・異常降雪時は、降雪後速やかに歩行に支障のない幅員を確保する。

ウ 町道の交通確保

豪雪、暴風雪等により地域住民の交通に著しい支障がある場合は、速やかに除雪を実施するものとする。

また、除雪の優先順位は次のとおりとする。

- (ア) バス路線及びスクールバス路線となっている道路
- (イ) 通学路線及び牛乳搬出路線となっている道路
- (ウ) 主要幹線路線となっている道路
- (エ) 前記以外の道路

順位	指定基準	除雪目標
第1次	市街地、バス路線等、主要幹線道路	2車線以上の幅員確保を原則とする。
第2次	第1次路線の効果を高め、特に地域的な交通の中心をなす重要路線	2車線確保を原則とし、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。
第3次	その他の路線	1車線幅員を確保し、必要に応じ待避所を設けるが、一時的に交通不能となることがある。

2 町内除雪機所有状況

機 関 名	タンブ・トラック	タイヤショベル	グレータ	フルトサ	ロータリー	備 考
鹿追町役場	3	1	1		1	
十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所	7	2	2		4	
三井組	1	1	1	5		緊急時借上げ
前田道路		1				緊急時借上げ
北日本建設興業				2		緊急時借上げ
鹿追貨物	1	2		1		緊急時借上げ
道栄運輸		1		1		緊急時借上げ
タカノ				1		緊急時借上げ

3 交通規制

所轄の警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要に応じ通行禁止、駐車制限等の交通規制を行う等の措置を講ずるものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨て場の設定にあたって、特に次の事項に配慮するものとする。

- (1) 雪捨て場は、交通に支障のない場所を選定するものとする。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設ける等、交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨て場を設定する場合は、河川管理者と十分に協議の上、決定するものとし、投下に際しては洪水災害等の防止に努めなければならない。

5 警戒体制

関係機関は、測候所の発表する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

- (1) 町長は、本部設置基準により、次の状況を勘案し、必要と認めたときは本部を設置するものとする。

ア 大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 雪害による交通麻痺等によって人命に関わる事態が発生し、その規模、範囲から特に緊急応急措置を要するとき。

(2) 町長は、路上通行車両の故障車（障害車）等の孤立車は努めて機械力で救出するが、不可能なときは乗員を救出して避難収容するものとする。

6 交通、通信、送電の確保

(1) バス交通機関の措置

バス交通機関は、路線状況及び最終運行となる便の動向を警察署に通報するものとする。

(2) 北海道電力㈱新得営業所

電線等送電施設への着氷雪、風圧及び荷重に耐えるよう設備の増強を図り、雪害により送電に支障をきたさないよう努めるものとする。

(3) 東日本電信電話㈱北海道東支店

雪害により電気通信に支障をきたさないよう必要な措置を講ずるものとする。

7 なだれ防止対策

道路管理者等関係機関は、それぞれ所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、なだれ発生、予想箇所に防止柵の設置を行い、また標示板等により住民への周知を図る対策を講ずる。

第15節 融雪災害対策計画

この計画は、水防計画に定めるもののほか、融雪期における河川の増水等による災害の発生を予防することを目的とする。

1 気象情報の把握

(1) 総務対策部情報連絡班は、融雪期においては、関係機関の水防警戒により区域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路、降雨、気温の上昇等の気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

(2) 施設対策部土木班は、道路排水状況、並びに河川水位についての的確な情報の収集に努めるものとする。

2 重要水防区域の警戒

重要水防区域及びなだれ、地滑り、崖崩れ等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、万全の措置を講ずるものとする。

(1) 町（施設対策部土木班）及び消防機関は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所、その他水害危険区域を中心に、巡視警戒を行うものとする。

(2) 町（施設対策部土木班・厚生対策部厚生班）は、警察等の関係機関と密接な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。

(3) 町（施設対策部土木班）は、なだれ、積雪、除雪、結氷等により、河道等が著しく狭められ、又は流氷による橋梁の流失等の被害発生が予想される場合は、融雪出水前に河道等の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

(4) 町（施設対策部上下水道班）は、融雪出水前に公共上下水道の点検整備及び清掃等を行い流下能力の確保を図るものとする。

- (5) 町（施設対策部土木班）は、融雪出水前に排水溝の清掃及び雨水桝の碎氷等を行い、流下能力の確保を図るものとする。
- (6) 道路管理者は、なだれ、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等、障害物の除去に努め、交通を確保するものとする。
- 3 低地帯の排水処理
低地帯における融雪水の処理については、住民の協力を得るとともに、状況に応じて、排水路の確保、ポンプアップ等適切な処理を行うものとする。
- 4 水防資機材等の整備、点検
町長及び河川管理者は、迅速かつ効果的に水防活動を行うため、融雪出水前に水防資機材の整備及び点検を行うとともに、関係機関及び資機材所有者等とも十分な打合せを行い、資機材の効果的な活用を図るものとする。
- 5 住民に対する水防思想の普及徹底
町長及び河川管理者は、融雪水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第16節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

- 1 現 況
「第4章 第11節 重要警戒区域及び整備計画」による。
- 2 予防対策
土砂災害警戒区域等の指定区域について、防災計画に基づいて警戒区域における円滑な警戒避難が行われるための事項を整備するとともに、住民への周知を行うものとする。
- 3 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画
 - (1) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策
住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。
 - (2) 住民に対する周知・啓発
危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災処置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）など周知・啓発を図る。

第17節 積雪・寒冷地対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念されるため、除排雪体制を強化するなど、積雪・寒冷期における災害の軽減に関する計画は次の定めるところによる。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強い町づくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

次に定める以外の事項については、本章第14節「雪害対策計画」に準ずる。

ア 除雪体制の強化

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

(2) 航空輸送の確保

災害による道路交通障害により、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想されることから道及び防災関係機関は、孤立する集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

本町におけるヘリコプターの発着可能地域については、第5章第14節「輸送計画」を参照。

3 雪に強い町づくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努めるものとする。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域相互扶助体制の確立を図るものとする。

(2) 積雪期における避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における避難場所等、避難路の確保に努めるものとする。

4 寒冷地対策の推進

(1) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材の備蓄に努めるものとする。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努めるものとする。

(2) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努めるものとする。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のため長期化対策を検討するものとする。

第18節 複合災害に関する計画

道、町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- (3) 町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第5章 災害応急対策計画

災害応急対策は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、被害の防止、災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策責任者は、災害応急対策に従事する者の安全確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

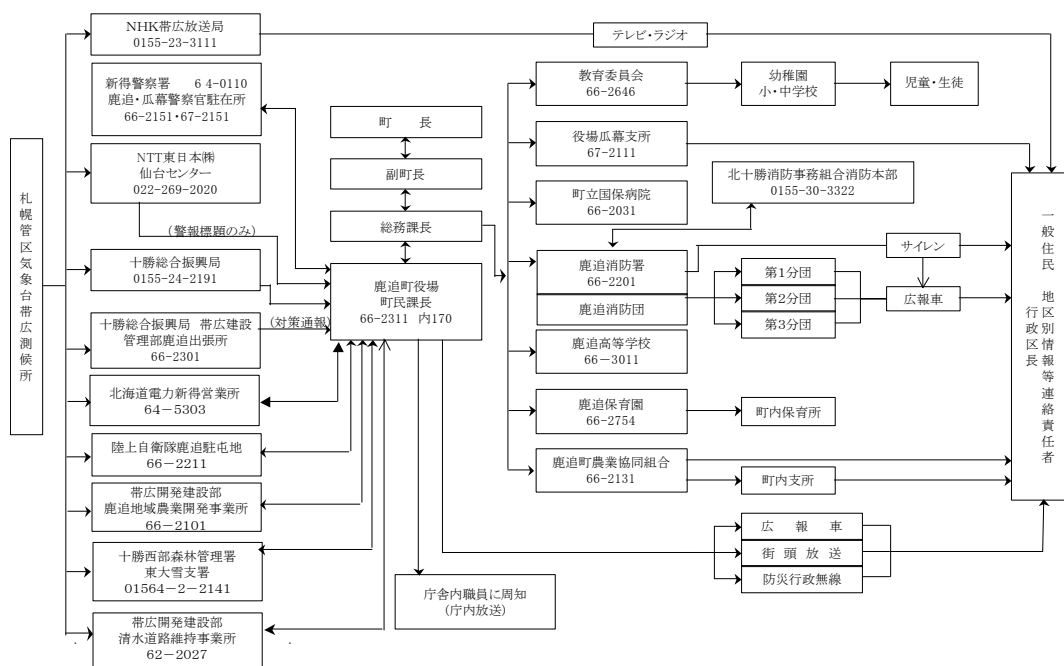
災害情報通信計画は、災害予防対策及び応急対策の実施のための情報通信体制として、通信施設の配備状況、及び気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等、災害情報又は被害状況の収集報告、指揮命令などの情報伝達系統を定めるとともに、伝達事項、内容を明記し、迅速、的確な情報通信を行うための計画である。

1 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達計画

(1) 気象情報の伝達系統及び方法

気象情報は、「気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等伝達系統図（平常勤務時）」に基づき、電話、無線、その他最も有効な方法により、通報、又は伝達するものとする。

気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等伝達系統図（平常勤務時）



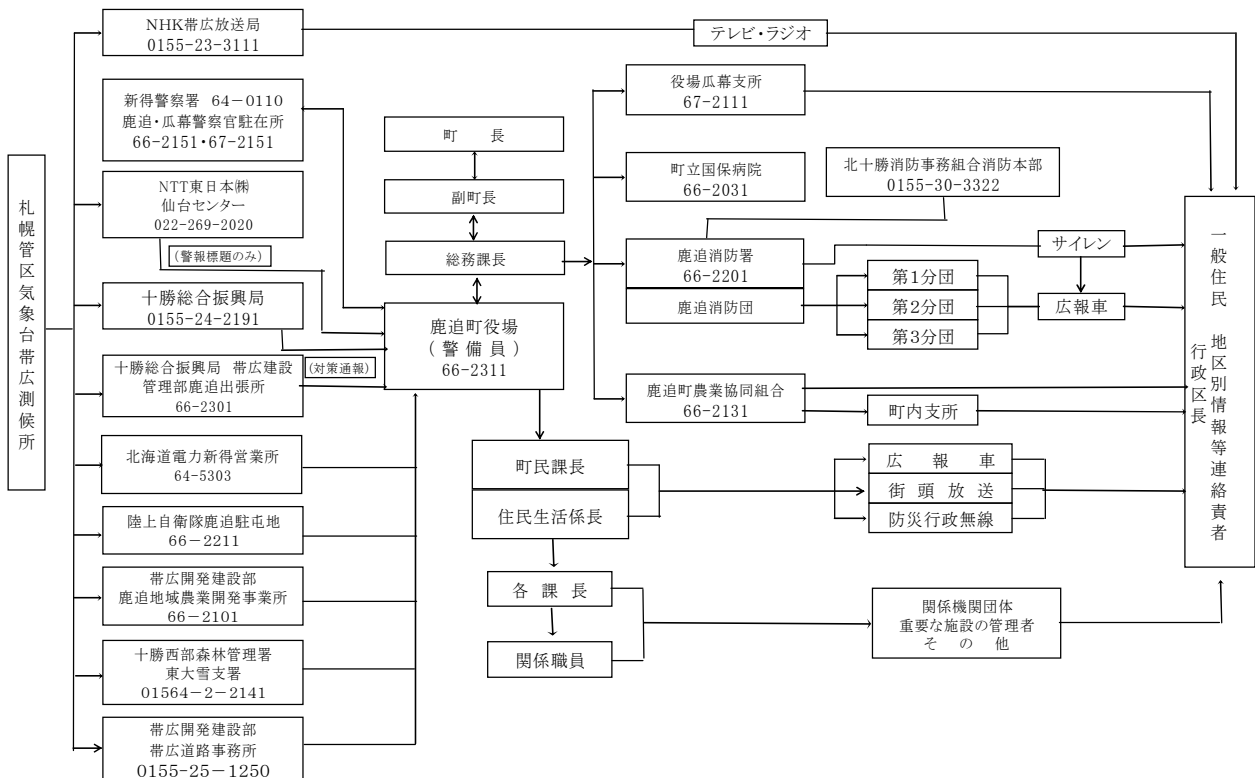
- ア 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等は、通常の勤務時間中は、町民課長（住民生活係）が、勤務時間外は当直員（警備員）が受理する。
- イ 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を受理したときは、下記の様式「気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等受理簿」に記載し、直ちに総務課長に連絡し、指示を受け、必要に応じ関係課長職に連絡するとともに、関係機関、団体及び一般町民に対し、必要注意事項の周知徹底を図るものとする。

[illegible]

ウ 当直員(警備員)は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を受理したときは、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等受理簿に記載するとともに、「気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等伝達系統図(夜間、休日時)」に基づき総務課長に報告し、その指示により関係者に通報するものとする。

気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等伝達系統図(夜間、休日時)

気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等伝達系統図(夜間、休日時)



(2) 鹿追町の注意報・警報の発表基準(海上に関する部分は省略)

ア 注意報基準(基準値はいずれも予想値)

気 象 官 署		帯広測候所	
担 当 地 域		十勝総合振興局	
注 意 報 名		発 表 基 準	
強風(平均風速)		陸上12m/s以上	
風雪(平均風速)		陸上10m/s以上・雪による視程障害を伴う	
大雨(雨量)	平坦地	R1=25	R1=1時間の雨量
	平坦地以外	R1=30	
	土壌雨量指数	74	
洪水(雨量)	流域雨量指数	然別川流域＝17 シイシカリベツ川流域＝10	※ 流域雨量指数＝降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で対象となる地域時刻に存在する流域の雨水を示す。
大雪		30cm	
		※ 12時間降雪の深さ	
雷		落雷等による被害が予想される場合	
乾燥		最小湿度が30％・実効湿度60％	
濃霧(視程)		200m以下	
霜(最低気温)		3℃以下	
なだれ		① 24時間の降雪の深さが30cm以上 ② 積雪の深さが50cm以上で、日平均気温が5℃以上	
低温		4月・5月・10月：平年より5℃以上低い(最低気温) 11月～3月：平年より8℃以上低い(最低気温) 6月～9月：平年より4℃以上低い日が2日以上継続(平均気温)	
着雪		気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
融雪(融雪量・雨量)		24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計が60mm以上	

イ 警報基準(基準値はいずれも予想値)

気 象 官 署		帯広測候所	
担 当 地 域		十勝総合振興局	
警 報 名		発 表 基 準	
暴風(平均風速)		陸上20m/s以上	
暴雪風(平均風速)		陸上18m/s以上・雪による視程障害を伴う	
大雨(雨量)	平坦地	R1＝40	R1＝1時間の雨量
	平坦地以外	R1＝50	
	土壌雨量指数	136	
洪水(雨量)	流域雨量指数	然別川流域＝21 シイシカリベツ川流域＝13	
大雪		50cm以上 ※ 12時間降雪の深さ	

(注) この基準の数値は、十勝総合振興局管内における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

- ウ 記録的短時間大雨情報 90mm以上（1時間雨量）
- エ 土砂災害に対する一層の警戒を伝える警報の切り替え
 気象状況等から総合的に判断して「重大な土砂災害の危険性が高まった場合」に
 発表中の警報に切り替えて、可能な範囲で警戒区域を特定して呼びかける。
 例 「〇〇町では、過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっています。」
- オ 火災気象通報基準（鹿追町）
 実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、若しくは、平均風速 12m/s
 以上が予想される場合（降水、降雪の状況によっては通報を行わない場合がある。）

2 情報の伝達

災害時における情報の収集及び伝達並びに、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速に行うための通信施設及び系統等について定める。

(1) 平時の情報交換及び情報伝達体制の整備

- ア それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。
 また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。
- イ 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、避難行動要支援者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、その他情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
 また、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに有線系や携帯電話も含め、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

(2) 公衆電気通信施設の利用

- ア 普通電話による連絡
- イ 災害時優先電話による連絡
 災害時救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保出来るよう、予め災害時優先電話に指定されている電話により、関係機関に通報する。
- ウ 電報による通信
 - (ア) 非常扱いの電報
 天災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防、救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報
 - (イ) 緊急扱いの電報
 非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。
 - (ウ) 非常・緊急電報の利用方法
 - a 115番（局番無し）をダイヤルNTTコミュニテータを呼び出す。
 - b NTTコミュニテータがでたら
 - ・ 「非常または緊急扱いの電報の申し込み」と告げる。
 - ・ 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
 - ・ 届け先、通話文頭を申し出る。

(エ) 電気事業通信法及び契約約款に定める電報内容、機関等

- a 非常扱いの電報は次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

- b 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
船舶内の傷病者の医療について指示又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は非常扱いの通話と同じ	他は非常扱いの通話と同じ

(3) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設が使用できない状態になった場合に通知、要請、伝達、警報又は応急措置の実施に必要な通信が緊急かつ特別を要する場合には、次に掲げる通信施設を使用(利用)することができる。

ア 有線通信施設

施 設 名	設 置 場 所	使用(利用)の手続き
自 衛 隊 電 話 警 察 電 話 警 察 電 話	陸上自衛隊鹿追駐屯地 新得警察署鹿追警察官駐在所 新得警察署瓜幕警察官駐在所	非常の場合、口頭により即時通話可能

イ 無線通信施設

設 置 機 関	周波数 MHz	局 名	通 信 先
鹿 追 町 役 場	60.545	ホウサイ、シカオイチョウ	十勝総合振興局及び隣接町村
	68.895	ホウサイ、シカオイ	鹿追町内(放送のみ)
	466.8625	シカオイチョウ	鹿追町内(移動局17局)
鹿 追 消 防 署	148.29	シカオイ、ショウボウ	組合4町(移動局14局)
	150.73	シカオイ、ショウボウ	全国共通(移動局8局)
	151.57	シカオイ、ショウボウ	町内消防(移動局8局)
陸上自衛隊鹿追駐屯地			第5旅団
新得警察署鹿追・瓜幕警察官駐在所			釧路警察本部・各警察機関
十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所	146.02	トウチョウ、シカオイ	十勝管内出張所
北海道総合行政ネットワーク	60.86	ホウサイ、シカオイチョウ	道内市町村(ネットワーク接続市町村のみ)
	61.235		

(4) 通信途絶時等における措置

ア 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、(1)から(3)までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通

信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 借与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出
- (イ) 無線局の免許等の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

イ 防災関係機関の対応

防災関係機関は、アの措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

- (ア) 移動通信機器の借り受けを希望する場合
 - a 借り受け申請者の氏名又は名称及び住所
 - b 借り受け希望機種及び台数
 - c 使用場所
 - d 引渡し場所及び返納場所
 - e 借り受け希望日及び期間
- (イ) 移動電源車の借り受けを希望する場合
 - a 借り受け申請者の氏名又は名称及び住所
 - b 台数
 - c 使用目的及び必要とする理由
 - d 使用場所
 - e 借り受け機関
 - f 引渡し場所
- (ウ) 臨時災害放送局用機器の借り受けを希望する場合
 - a 借り受け申請者の氏名又は名称及び住所
 - b 希望エリア
 - c 使用目的
 - d 希望する使用開始日時
 - e 引渡場所及び返納場所
 - f 借り受け希望日及び期間
- (エ) 臨機の措置による手続きを希望する場合
 - a 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - b aに係る申請内容

ウ 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進課（直通電話） 011-747-6451

3 災害情報等の報告、収集及び伝達

災害予防対策及び災害応急対策の必要な措置を実施するために、災害情報及び被害状況を迅速かつ的確に収集するためシステムのIT化などに努める。

また、連絡先及び被害報告並びに受領については以下のとおり定める。

(1) 異常現象発見時における措置

ア 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常気象・現象（激しい降雨や降雪・異常水位・地滑り・なだれ・火災・爆発物等）を発見したものは、速やかに状

況を鹿追町役場又は鹿追消防署若しくは警察署(鹿追駐在所及び瓜幕駐在所を含む。)に通報するものとする。

イ 警察官等の通報

発見者から通報を受けた場合あるいは異常現象を発見した警察官又は消防署員は、直ちに情報を確認し、鹿追町役場に通報するものとする。

ウ 鹿追町からの各関係機関への通報

町長(町民課長)は、住民、警察官又は消防署員から異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、応急措置を講ずるとともに、必要に応じ次の機関に通報するものとする。(災害対策基本法第54条第4項)

また、消防庁の「速報基準」に該当する火災・災害等のうち「直接速報基準」に該当するものについては、その第1報を消防庁にも直接報告するものとし、消防庁長官から要請があった場合、第1速報後の報告についても消防庁へ報告する。

機 関 名	電 話
十 勝 総 合 振 興 局	0155-24-2191
帯 広 測 候 所	0155-24-4555
帯広開発建設部鹿追地域農業開発事業所	0156-66-2101
十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所	0156-66-2301
北海道森林管理局帯広事務所十勝西部森林管理署東大雪支署	01564-2-2141
十勝総合振興局保健環境部新得地域保健支所	0156-64-5104
北 海 道 電 力(株)新 得 営 業 所	0156-64-5303
陸 上 自 衛 隊 鹿 追 駐 屯 地	0156-66-2211
帯広開発建設部帯広道路事務所	0155-25-1250
新得警察署鹿追警察官駐在所	0156-66-2151
新得警察署瓜幕警察官駐在所	0156-67-2151
鹿 追 消 防 署	0156-66-2201
新 得 町	0156-64-5111
清 水 町	0156-62-2111
土 幌 町	01564-5-2211
音 更 町	0155-42-2111
芽 室 町	0155-62-2611

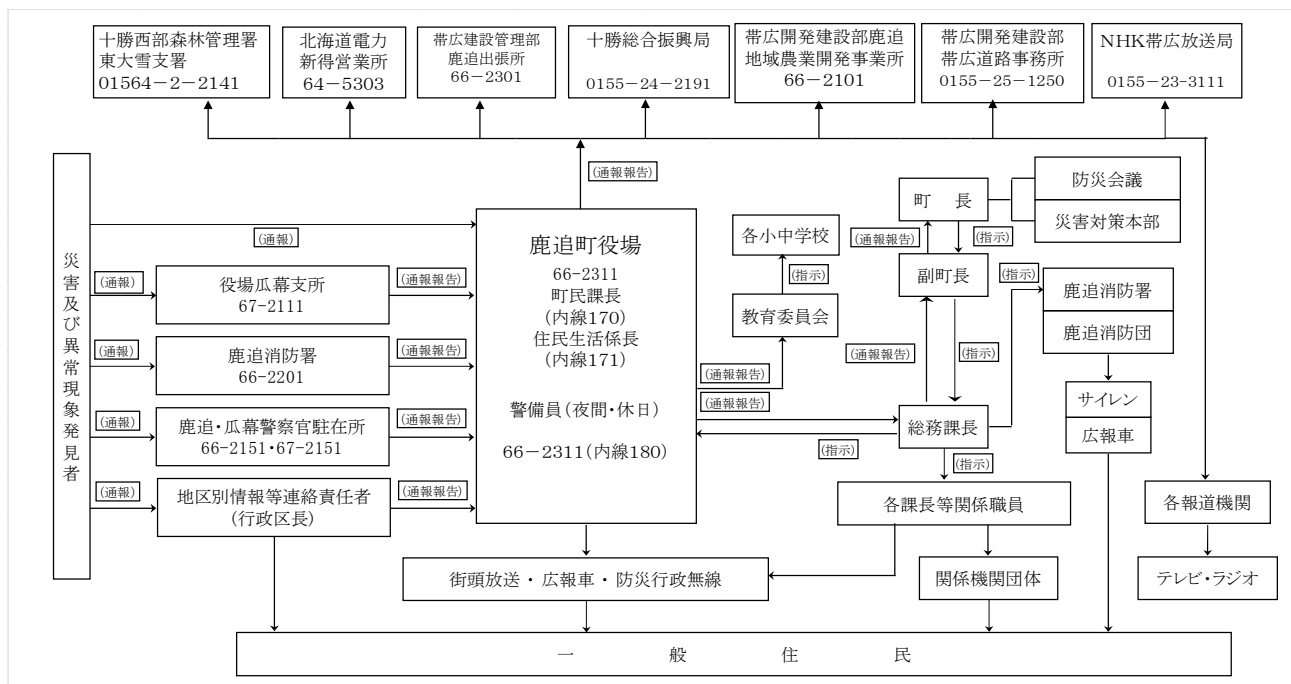
エ 警備員の災害情報等の取り扱い

夜間及び休日時に発見者から通報を受理した場合には、速やかに町民課長(住民生活係長)に報告し、その指示に従って事務処理を行う。

オ 住民に対する周知方法

住民に対する災害情報等の周知は、「災害情報等連絡系統図」により行うものとする。

災害情報等連絡系統図



(2) 地区別情報等連絡責任者

災害情報、被害状況等の迅速な伝達を行うため、各行政区の区長を地区別情報等連絡責任者とする。

また、地区別情報等連絡責任者の任務は次のとおりとする。

- ア 地区内住民等からの通報を受けたときは、町長に情報を通報すること。
- イ 町長の行う災害情報の収集及び伝達について周知、調査すること。
- ウ 町長の行う応急対策について協力すること。
- エ 町長の行う被害状況調査その他について協力すること。

(3) 被害状況等の報告

町長は、災害情報又は被害状況について「災害情報等報告取扱要領」の定めるところにより取扱をする。

ア 災害状況等の調査

災害情報連絡責任者等の通報に基づく被害状況の把握及び応急対策実施状況の調査収集については、各対策部が行い、集計は総務対策部・情報連絡班が担当し、常に災害状況を把握しておくものとする。

イ 被害報告

町長は上記の情報を、別表1「災害情報」に基づき、十勝総合振興局に報告するとともに、関係機関に連絡する。

ウ 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という）を十勝総合振興局長に報告するものとする。

(ア) 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- a 人的被害、住家被害が発生したもの。
 - b 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
 - c 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
 - d 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で本町の災害が軽微であっても十勝総合振興局管内全体から判断して報告を要すると認められるもの。
 - e 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
 - f 災害の状況及びそれらが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるもの。
 - g その他特に指示があった災害。
- (イ) 報告の種類及び内容
- a 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は「別表1」の様式により速やかに電話等により報告するものとする。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告するものとする。
 - b 被害状況報告

被害状況報告は次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

 - (a) 速報

被害発生後直ちに「別表2」の様式により件数のみ電話及びFAXにより報告するものとする。
 - (b) 中間報告

被害状況が判明次第、「別表2」の様式により電話及びFAXにより報告するものとする。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告するものとする。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によるものとする。
 - (c) 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に「別表2」の様式により報告するものとする。
 - c その他の報告

災害の報告はa及びbによるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。
- (ロ) 報告の方法
- a 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又はFAX等により迅速に行うものとする。
 - b 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。
- (ハ) 被害状況判断基準
- 被害状況の判断基準は「別表3」のとおりとする。
- (ニ) 被害状況報告に当たっての留意事項
- 町は被害状況報告に当たっては、庁内の関係各課及び関係機関と被害内容について充分調整を図ることとする。

別表 1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時		月 日 時 現在		発受信日時 月 日 時 分
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村等)		受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村等)		
発 信 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因	
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河 川 水 位			
	潮 位 ・ 波 高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲 料 水)			
	電 気			
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名 称) (設置日時)		
		(名 称) (設置日時)		
(2) 災害救助法の適用状況		地区名	被害棟数	り災世帯
		(救助実施内容)		

2

2	応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時
			避難勧告				
			避難指示				
			(4) 自衛隊派遣要請の状況				
	(5) その他の措置状況						
	(6) 応急対策出動人員	(ア)出動人員		(イ)主要な活動			
		市町村職員	名				
		消防職員	名				
		消防団員	名				
		その他(住民等)	名				
計		名					
その他	(今後の見通し等)						

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被害状況報告(速報 中間 最終)

災害発生日時										月		日		時		分		災害の原因		月		日		時		現在													
災害発生場所																																							
発信	機関(市町村)名										受信	機関(市町村)名																											
	職・氏名											職・氏名																											
	発信日時											受信日時																											
月										日										時										分									
項 目										件数等		被害金額(千円)		項 目										件数等		被害金額(千円)													
① 人的被害	死 者		人				※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		道工事		河 川		箇所																										
	行方不明		人								海 岸		箇所																										
	重 症		人								砂防設備		箇所																										
	軽 症		人								地すべり		箇所																										
	計		人								急傾斜地		箇所																										
② 住宅被害者	全壊		棟						⑤ 土木被害		道 路		箇所																										
			世帯								橋 梁		箇所																										
			人								小 計		箇所																										
	半壊		棟								河 川		箇所																										
			世帯				道 路				箇所																												
			人				橋 梁				箇所																												
	一部損壊		棟								小 計		箇所																										
			世帯								港湾		箇所																										
			人								漁港		箇所																										
	床上浸水		棟								下水道		箇所																										
			世帯								公園		箇所																										
			人								崖くずれ		箇所																										
	床下浸水		棟								計		箇所																										
			世帯								漁 船		沈没流出		隻																								
			人								破 損		隻																										
計		棟						計		隻																													
		世帯						漁港施設		箇所																													
		人						共同利用施設		箇所																													
③ 非住宅被害	全壊		公共建物		棟				⑥ 水産被害		漁具(網)		件																										
			その他		棟						水産製品		件																										
	半壊		公共建物		棟						その他		件																										
			その他		棟						計																												
	計		公共建物		棟								林 地		箇所																								
		その他		棟						治山施設		箇所																											
④ 農業被害	農地		田		流失・埋没等		ha																																
			浸冠水		ha																																		
			畑		流失・埋没等		ha																																
			浸冠水		ha																																		
	農作物		田		ha				⑦ 林業被害		林 道		箇所																										
			畑		ha						林 産 物		箇所																										
	農業施設		箇所								そ の 他		箇所																										
	共同利用施設		箇所								小 計		箇所																										
	営農施設		箇所								林 地		箇所																										
	畜産施設		箇所								治山施設		箇所																										
	その他		箇所								林 道		箇所																										
											林 産 物		箇所																										
											そ の 他		箇所																										
											小 計		箇所																										
											計		箇所																										
計																																							

項 目				件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生 費外	水 道		箇所			⑪社会教育施設被害		箇所		
	病院	公 立	箇所			⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所				法 人	箇所		
	施 清 設 掃	一般廃棄物処理	箇所				計		箇所	
			し尿処理	箇所						
	火 葬 場		箇所							
計		箇所								
⑨ 商工 被害	商 業		件			⑬ そ の 他	鉄道不通		箇所	—
	工 業		件				鉄道施設		箇所	
	その他		件				被害船舶(漁船除く)		隻	
	計		件				空港		箇所	
⑩ 公立 文教 施設 被害	小学校		箇所				水道		戸	—
	中学校		箇所				電話		回線	—
	高 校		箇所				電気		戸	—
	その他		箇所				ガス		戸	—
	計		箇所				ブロック塀等		箇所	—
							都市施設		箇所	
					被害総額					
公共施設被害市町村数				団体		火災 発生	建 物	件		
り災世帯数				世帯			危険物	件		
り災者数				人			その他	件		
消防職員出動延人数				人		消防団員出動延人数		人		

災害対策本部の設置状況	道(総合振興局又は振興局)			
	市町村名	名 称	設置日時	廃止日時
災害救助法適用市町村名				

補足資料(※別葉で報告)

○災害発生場所

○災害発生年月日

○災害の種類概況

○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意

○応急対策の状況

- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

別表3

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
① 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し死亡した者は当該災害による死亡者とする。 (2) 本町のものが隣接町に滞在中に当該災害によって死亡した場合は隣接町の死亡者として取り扱う。(行方不明重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し町と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1月以上の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1月未満の医師の治療入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものは、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は2世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の経費は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中で他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従ってその他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。

被害区分		判 断 基 準
④ 農業被害	農 地	農地被害は耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)、草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの「植栽・いけがき」を除く)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。

被害区分		判 断 基 準
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校のほか、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数えをいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電したと数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

別 紙

人 的 被 害 の 内 訳

平成 年 月 日 時現在

被害項目 行政区名	人 的 被 害					内 訳								
	死亡	行方不明	重傷	軽傷	計	区 分	住 所	職 業	氏 名	年齢	負傷部位	負傷程度	被 害 概 況	
5														
10														
15														
20														
25														
30														
計														

第2節 災 害 通 信 計 画

災害時の防災関係機関相互の災害通信計画は、次の定めるところによる。

1 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

(1) 電話による通信

電気通信事業者より提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

(2) 電報による通信

ア 非常扱いの電報

天災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防、救援交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

イ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報

ウ 非常・緊急電報の利用方法

① 115番（局番無し）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

② NTTコミュニケータが出たら

(ア) 「非常または緊急扱いの電報の申し込み」と告げる。

(イ) 予め指定した登録電話番号と通話責任者をつげる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

エ 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

① 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

② 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は、配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱い通話と同じ

(3) 通信手段

本計画については、基本的に有線電話等の通信連絡手段を優先的に考えているものであり、災害時に予想される有線通信の輻輳、ケーブルの破損等による通信の途絶時におけるその他の手段として、北海道防災行政無線、町防災行政無線、各機関の無線通信、機関相互間の通信協力、伝令等による伝達など他の通信手段の利用を確保しなければならない。

(4) 町が所有する通信設備は、北海道防災行政無線、町防災行政無線、消防用無線、衛生携帯電話等の通信設備がある。

(5) 通信途絶時における措置

ア 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、(1)から(4)までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため速やかに次の措置を講ずるものとする。

(ア) 借与要請者あて、移動通信機器の貸出

(イ) 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

イ 防災関係機関の対応

防災関係機関は、アの措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

(ア) 移動通信局の借受を希望する場合

- ① 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- ② 借受希望機種及び台数
- ③ 使用場所
- ④ 引渡場所及び返納場所
- ⑤ 借受希望日及び期間

(イ) 臨機の措置による手続きを希望する場合

- ① 早急に免許又は許可等を必要する理由
- ② ①に係る申請の内容

ウ 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 0 1 1 - 7 4 7 - 6 4 5 1

第3節 災害広報・情報提供計画

道、町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

1 災害広報及び情報等の提供の方法

道、町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民を始めとする道民に対して正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、道及び町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急処置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

(1) 住民に対する広報等の方法

ア 道、町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

イ 道、町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

ウ アの実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分注意するものとする。

エ アのほか、道及び町は北海道情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者への協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を公聴し、災害対策に反映させるものとする。

(2) 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示・避難勧告・避難準備情報、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

2 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、道又は町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにして行うものとする。

イ 安否情報の照会を受けた道又は町長は当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提

出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ 安否情報の照会を受けた道又は町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げるものを除く） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められるもの	・被災者について保有している安否情報の有無

エ 道又は町は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会にかかる被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を提供することができるものとする。

(2) 安否情報を回答するに当たっての道又は町の対応

道及び町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア 被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認められるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

第4節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に、必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難勧告及び避難指示のほか、避難行動要支援者の避難に資する避難準備情報を必要に応じて伝達する。

(1) 町長（基本法第60条）

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住人の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

(ア) 避難のための立ち退きの勧告又は指示

(イ) 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

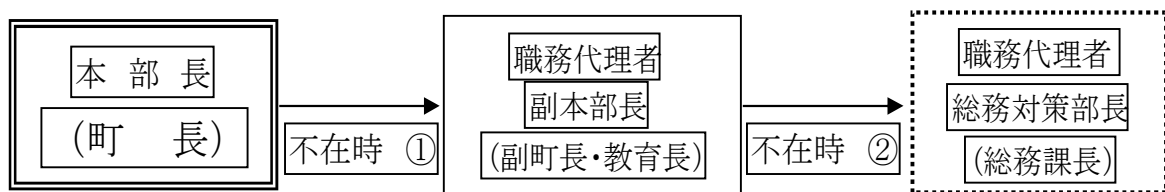
(ウ) 屋内での待避等の安全確保措置の指示

イ 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその支持を求める。

ウ 町長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する。(これらの指示を解除した場合も同様とする。)

エ 町長の権限委任について

町長不在時の権限の委任は次のように定めておくものとする。



(2) 水防管理者

ア 水防管理者（水防管理団体である市町村の長）は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

イ 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該地区を管轄する警察署長に通知する。

(3) 知事又はその命を受けた道職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法「昭和33年法律第30号」第25条）

ア 知事（総合振興局又は振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立ち退きが必要であると認められる地域の居住者に対し、立ち退きを指示することができる。

また、知事（総合振興局又は振興局長）は、洪水、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合は、避難場所の開設、避難者の収容等については町長に委任するものとする。

イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は、町長に代わってこれを実施するものとする。

- (4) 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法「昭和23年法律第136号」第4条）
 (1)のイにより町長から要求があったとき、又は町長が指示することができないと認めるときは、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときは、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちにその旨を町長に報告するものとする。

- (5) 自衛隊（自衛隊法「昭和29年法律第165号」第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ 他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第6条第1号）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

オ 住民への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

カ 基本法76条の3第3項の規定による移動

2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

(1) 連絡

町、道（総合振興局又は振興局）、北海道警察本部（警察署等）、第一管区海上保安本部（海上保安部署）、及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報、連絡するものとする。

(2) 助言

ア 町

町は、避難のための立退き勧告・指示・又は屋内待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難勧告や指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関とのホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

イ 国や道の関係機関

市町村から助言を求められた国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

(3) 協力、援助

ア 北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

イ 第一管区保安本部

避難の指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

3 避難の勧告、指示又は避難準備情報の周知

町長は、避難準備情報の提供、避難のための立退き勧告、指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるなど住民にとって具体的にわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、放送設備、サイレン、広報車両など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対し伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

(1) 避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示又は避難準備情報の理由及び内容

(2) 避難場所等及び経路

(3) 火災、盗難の予防措置等

(4) 携行品等その他の注意事項

注) 避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

4 避難方法

(1) 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。

その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全確保に努めるものとする。

(2) 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送業者等と連携し、町において車両等によって移送する。

イ 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

5 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 町の対策

ア 町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意したもの

については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援者等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

イ 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

ウ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (ア) 避難所(必要に応じて福祉避難所)への移動
- (イ) 病院への移送
- (ウ) 施設等への緊急入所

エ 応急仮設住宅への優先的入居

町は応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

オ 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

カ 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、近接市町村等へ応援を要請する。

6 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

7 避難者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 避難所の開設

- (1) 町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、町地域防災計画等に定めるところにより、速やかに指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- (2) 町は、さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借

上げる等多様な避難所確保に努める。

- (3) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (4) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

9 避難所の運営管理等

- (1) 町は各避難所の適切な運営管理をおこなうものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- (2) 町は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。
- (3) 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ、寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のもの干し場、更衣室授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (5) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (6) 道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

10 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

町長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めたときは、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入について協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

(2) 町長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするとき、あらかじめ総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

(3) 町長は、協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けたときは、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定したときは、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。

なお、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

(4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

(6) 町長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する

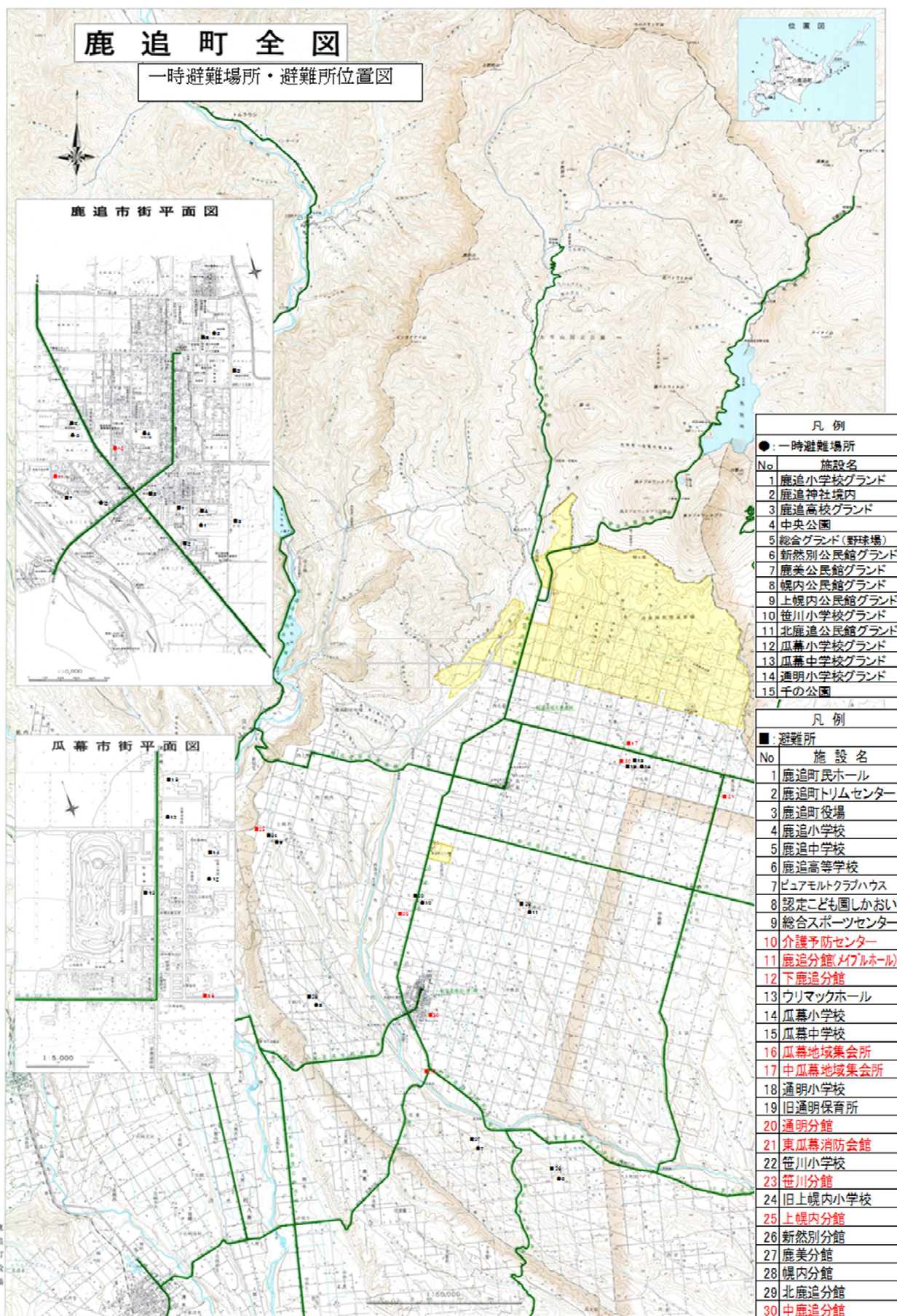
別表 1 一時避難場所一覧表

番号	施設名	所在地	電話	面積(m ²)	収容人員
1	鹿追小学校グラウンド	東町3丁目	66-2139	25,310	12,650
2	鹿追神社境内	元町3丁目	66-2614	4,000	2,000
3	鹿追高等学校グラウンド	西町1丁目	66-3011	18,720	9,350
4	中央公園	仲町1丁目	66-2311	12,500	6,200
5	総合グラウンド(野球場)	緑町4丁目	66-2311	26,000	13,000
6	新然別公民館グラウンド	上然別西11線	66-2287	4,000	2,000
7	鹿美公民館グラウンド	美蔓西15線	66-2238	4,000	2,000
8	幌内公民館グラウンド	幌内西25線	66-2771	4,000	2,000
9	上幌内小学校グラウンド	上幌内4線	66-3380	9,800	4,900
10	笹川小学校グラウンド	笹川北9線	66-3505	7,260	3,600
11	北鹿追公民館グラウンド	北鹿追北11線	67-2038	4,000	2,000
12	瓜幕小学校グラウンド	瓜幕東3丁目	67-2323	14,700	7,350
13	瓜幕中学校グラウンド	瓜幕西27線	67-2244	12,000	6,000
14	通明小学校グラウンド	中瓜幕西20線	67-2466	11,080	5,500
15	千の公園	東町3丁目	66-2311	23,536	11,700

別表 2 避難所一覧表

番号	施設名	所在地	電話	面積(㎡)	収容人員
1	鹿追町民ホール	東町1丁目	66-2646	3,150	787
2	鹿追町トリムセンター	東町4丁目	66-1311	1,085	271
3	鹿追町役場	東町1丁目	66-2311	100	25
4	鹿追小学校	東町3丁目	66-2139	630	157
5	鹿追中学校	緑町3丁目	66-2044	1,106	276
6	鹿追高等学校	西町1丁目	66-3011	719	179
7	鹿追町ピュアモルトクラブハウス	元町3丁目	69-7122	416	104
8	認定こども園しかおい	北2線8	66-2754	1,000	250
9	総合スポーツセンター	緑町4丁目	66-3441	3,565	891
10	介護予防センター	泉町1丁目	66-3925	764	191
11	鹿追分館(メイプルホール)	元町4丁目	66-2625	92	23
12	下鹿追分館	鹿追南1線	66-3850	49	12
13	瓜幕活性化施設ウリマックホール	瓜幕西2丁目	67-2111	650	162
14	瓜幕小学校	瓜幕東3丁目	67-2323	400	100
15	瓜幕中学校	瓜幕西27線	67-2244	523	130
16	瓜幕地域集会所	瓜幕西27線	67-2738	162	40
17	中瓜幕地域集会所	中瓜幕西21線	67-2900	66	16
18	通明小学校	中瓜幕西20線	67-2466	428	107
19	旧通明保育所	中瓜幕西20線	—	190	47
20	通明分館	中瓜幕西20線	67-2462	194	48
21	東瓜幕消防会館	東瓜幕西15線	67-2011	72	18
22	笹川小学校	笹川北9線	66-3505	476	119
23	笹川分館	笹川北8線	66-3856	137	34
24	旧上幌内小学校	上幌内4線	—	482	120
25	上幌内分館	上幌内4線	66-3322	104	26
26	新然別分館	上然別西11線	66-2287	107	26
27	鹿美分館	美蔓西15線	66-2238	104	26
28	幌内分館	幌内西25線	66-2771	252	63
29	北鹿追分館	北鹿追北11線	67-2038	99	24
30	中鹿追分館	鹿追北2線	66-3404	84	21
			計	10,416	2,598

収容人員は一人当たり 4 ㎡で算出



第5節 応 急 措 置 実 施 計 画

災害時において、町長等が実施する応急措置は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 町長又は、その委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- (2) 消防機関、水防団の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- (3) 警察官及び海上保安庁
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- (5) 知事
- (6) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (7) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

2 町の実施する応急措置（基本法64条～66条）

- (1) 町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- (2) 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

3 警戒区域の設定

- (1) 町長（基本法第63条、地方自治法153条）

町長又はその委任を受けて町長の職を行う町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事するもの以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- (2) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。

- (3) 水防団長、水防団員又は消防機関に属するものは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

第6節 自衛隊派遣要請要求及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際して、人命救助及び財産保護のため必要がある場合に、自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請要求に関する事項は本計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請要求

(1) 派遣要請要求手続

ア 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（様式1）をもって要請権者に要求する。

この場合において、町長は必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害状況を要請先である第5戦車大隊長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する機関

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) 派遣部隊が展開できる場所

(オ) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

イ 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

但し、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続きを行うものとする。

(2) 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておくものとする。

(3) 経費

ア 次の費用は、派遣部隊の受け入れ側（施設等の管理者、町）において負担するものとする。

(ア) 資材費及び機器借上料

(イ) 電話料及びその施設費

(ウ) 電気料

(エ) 水道料

(オ) くみ取り料

イ その他の必要経費は、自衛隊及び関係機関において協議の上定めるものとする。

ウ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水

- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じて関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 航空機事故等の発生を探知した場合又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- (4) その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

5 自衛隊との連携強化

(1) 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

- (2) 町長は、災害時に自衛隊の救護活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

様式1

		鹿	号
		年	月 日
北海道知事	様		
		鹿追町長	
自衛隊の派遣要求について			
このことについて、次のとおり自衛隊の派遣を要請願います。			
記			
1 災害の状況及び派遣要請を要求する理由			
2 派遣を希望する期間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
4 派遣部隊が展開できる場所			
5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項			

様式2

		鹿	号
		年	月 日
北海道知事	様		
		鹿追町長	
自衛隊の撤収要求について			
先に派遣要請を要求した自衛隊の出動に対し、次のとおり撤収願います。			
記			
1 派遣箇所			
2 撤収日時	年	月 日	時 分
3 撤収理由			

第7節 広域応援・受援計画

大規模な災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策ができない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

1 他の市町村長に対する応援要請

「災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料4）に基づき、他の市町村長に応援を要請する。

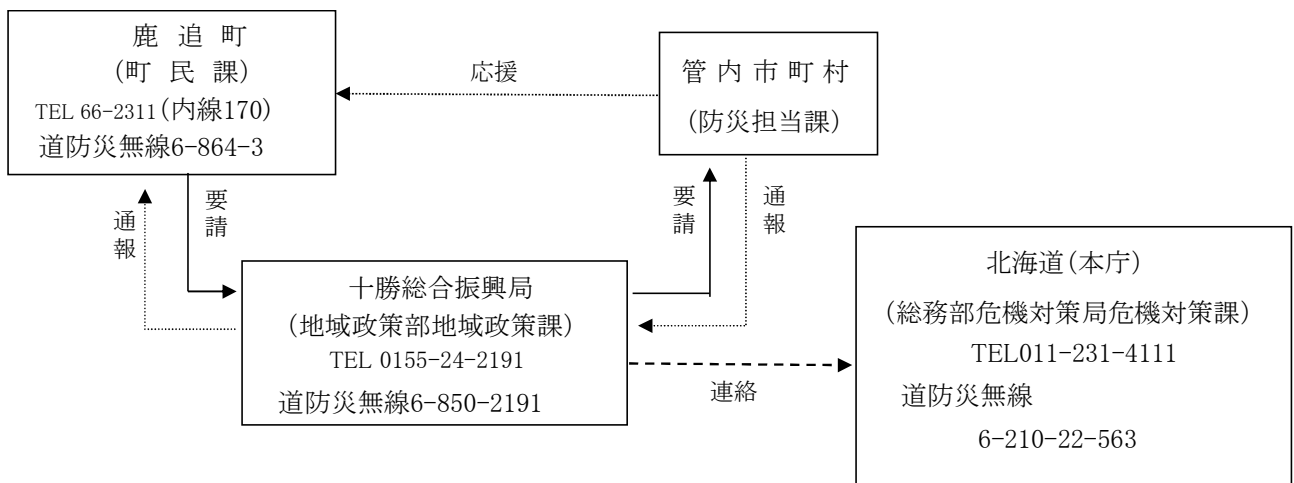
2 知事に対する応援要請・受援等

(1) 町長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請する。

(2) 町長は、知事が災害発生都府県知事又は内閣総理大臣より他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

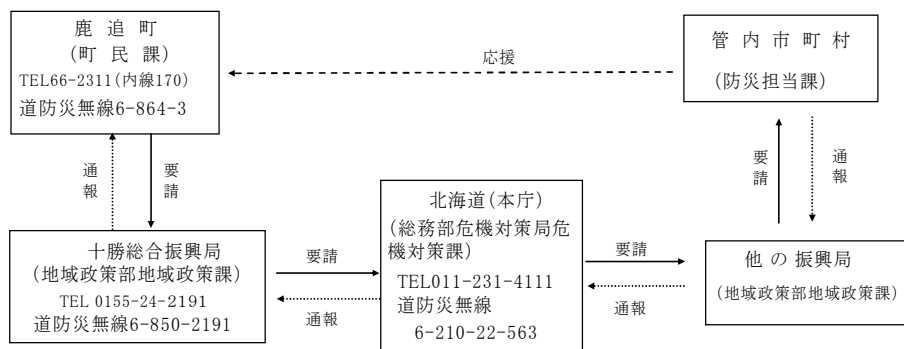
応援要請の区分及び連絡系統図

第1要請（同一総合振興局の市町村への要請）



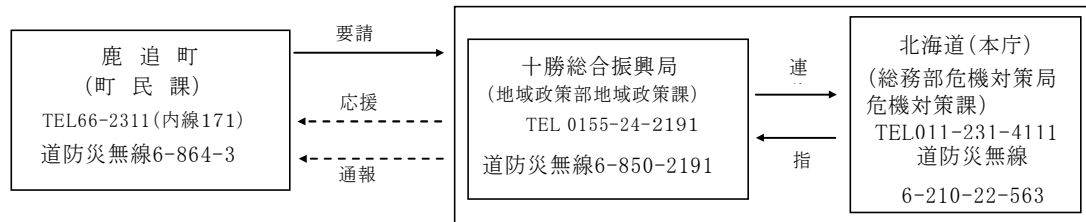
注：十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合には、直接市町村間で応援要請の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

第2要請（他総合振興局の市町村への要請）



注：十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間、又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

第3要請 要請市町村が北海道知事に対して行う応援要請



3 鹿追消防署の実施責任

- (1) 大規模災害が発生し、鹿追消防署単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、道に対して広域航空消防支援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援を要請するよう求める。

- (2) 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立する。
- (3) 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入は、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」（北海道地域防災計画資料編9－2行政機関に関する協定）及び「緊急消防援助隊受援計画」（北海道地域防災計画資料編9－3各種計画等）に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第8節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

1 基本方針

町の区域において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用するものとする。

2 ヘリコプター等の活動内容

(1) 災害応急対策活動

ア 災害状況調査などの情報収集活動

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救援活動

ア 傷病者、医師等の搬送

イ 被災者の救助・救出

(3) 火災防御活動

ア 空中消火

イ 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

3 町の対応等

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えとともに、活動に係る安全対策を講ずるものとする。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保するものとする。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制を講ずるものとする。

(3) ヘリコプター発着可能地

本町におけるヘリコプター発着可能地は、本章第13節「輸送計画」のとおりである。

4 北海道消防防災ヘリコプターの応援要請

(1) 応援要請の要件

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道防災ヘリコプター応援協定」に基づき知事に対し応援要請するものとする。

① 災害が近隣町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

② 町の消防力では災害応急対策が著しく困難な場合

③ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかに F A Xにより消防防災ヘリコプター緊急運行

伝達票「別表1」を提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請については、下記（4）の要請手続きをとるものとする。

- ① 災害の種類
- ② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ③ 災害現場の気象状況
- ④ 災害現場の最高指揮官の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- ⑤ 消防防災ヘリコプターの離着陸場及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

〒007-0880 札幌市東区丘珠町7 7 5 番地1 1

TEL 011-782-3233

FAX 011-782-3234

北海道総合ネットワーク 防災航空隊主査

道防災無線 6-210-39-897, 898

(4) 緊急患者の緊急搬送手続き等

- ① 依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、「ヘリコプターによる緊急患者の緊急搬送手続き要領」に基づき行うものとする。

ア 航空室へ消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後十勝総合振興局及び新得警察署にその旨を連絡する。

イ 要請は電話により行うとともに、FAXにより緊急患者の緊急搬送情報伝達票「別表2」を提出する。

- ② 依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受け入れ医療機関の確保を行うものとする。
- ③ ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、緊急自動車等の手配を行うものとする。
- ④ 航空室からの運行可否、運行スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

別表1

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

要 請 機 関		鹿 追 町 役 場							
担 当 者									
氏 名									
連 絡 先		TEL				FAX			
災 害 の 状 況 ・ 派 遣 理 由	覚 知	年 月 時 分							
	災 害 発 生 日 時	年 月 時 分							
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
派 遣 を 必 要 と す る 区 域						希 望 す る 活 動 内 容			
気 象 の 状 況									
離 着 陸 場 の 状 況		離 着 陸 場 名							
		特 記 事 項		(照明・Θマーク・吹き渡し・離着陸場の状況(障害物等)ほか)					
必 要 と す る 資 機 材						現 地 で の 資 機 材 確 保 状 況			
						特 記 事 項			
傷 病 者 の 搬 送 先						緊 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況			
他 機 関 の 応 援 状 況		他に応援要請している機関名							
		現場付近で活動中の航空機の状況							
現 場 最 高 指 揮 者		(機関名) (職・氏名)							
無 線 連 絡 方 法		(周波数) Hz							
そ の 他 参 考 と な る 事 項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

別表2

救急患者の緊急搬送伝達票

要請年月日					
1 要請市町村名		鹿迫町	電話	F A X	
担当者		課名	職名	氏名	
2 依頼先病院名		電話			
所在地					
担当者（医師名）		医師	氏名		
3 受入れ医療機関名					
所在地					
電話		F A X			
受入れ医療機関の了承		有 ・ 無			
4 ふりがな 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男 女
	体重	K g		職業	
ふりがな 住所					
ふりがな 病名	現状				
5 付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院 ・ 受入医療機関）					
氏名	医 師		年齢	歳	体重 K g
	看 護 師				
	付 添 人				
6 運航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴（規格 ×、重量）② 保育器（規格 ^H × ^w × ^L 、重量） g					
③酸素吸入器（規格 ×、重量 g）					
④その他（名称 ×、重量 g）					
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格					
①依頼病院		k g	k g	k g	
②受入れ医療機関		k g	k g	k g	
現 地 離 着 陸 場				メモ	

第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町は、災害（救助法の適用された場合を含む）により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字北海道支部の救護所に収用する。

また、町は救助力が不足していると判断した場合には、近隣市町村、北海道等の応援を求める。

2 救出を必要とする者

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態中、おおむね次に該当するときとする。

(1) 火災の際、火中に取り残された場合

(2) 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

(3) 水害の際、家屋等とともに流され、または孤立地点に取り残された場合

(4) 山崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合及び自動車等の大事故が発生した場合

3 発見者の通報

救助・救出を要する者を発見した者又は死傷者を伴う災害を覚知した者は、直ちに役場又は駐在所等に通報するものとする。

4 救出要員等

本部設置中の救助・救出活動は、厚生対策部及び消防機関が警察と協力して作業にあたるとともに救護された住民の名簿を作成して本部へ報告するものとする。

5 負傷者等の措置

救助・救出した者が、負傷等のため緊急に手当を施す必要があるときは、医療対策部等により所要の措置を施した上、直ちに医療機関等に搬送するものとする。

6 関係機関への応援要請

特に多数の死傷者がある場合において、本部及び消防機関のみでは救助・救出が困難であるときは、医師会、警察、近隣消防機関に協力を依頼するとともに、必要に応じて北海道、隣接市町村の応援要請や自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

7 救出活動

町及び新得警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動・物的資源を優先的に配分するものとする。

第10節 医療救護計画

災害のため、医療機関の機能が停止し、若しくは著しく不足し、又は混乱したために被災地の住民が医療の途を失った場合における応急的医療又は助産の救護を実施については、本計画の定めるところによる。

1 医療救護活動の実施

町は、医療及び助産対策は、災害の程度により医療活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。

2 医療及び助産の対象者

(1) 対象者

ア 医療を必要とする状況にあるにも関わらず、災害のため医療の途を失った者

イ 災害発生の日前後7日以内の分娩者（予定者も含む）で、災害のため助産の途を失った者

(2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管のいかんを問わず、できる限り正確かつ迅速に本部長に通告するものとする。

通告を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等に必要な措置を講ずるよう関係対策部、班に指示するものとする。

3 応急救護所の設置

応急救護所は、原則として収容避難場所のうち各地区毎に別に指定する場所とする。ただし、全町的な大災害の場合は、必要に応じ他の公共施設を使用するものとする。

4 医療救護の実施

(1) 医療班の編成

本部長より医療班の編成要請があったときは、医療対策部医療班及び厚生対策部衛生班による医師、看護師その他の要員をもって組織するものとする。

また、災害急性期においては、必要に応じて道に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を依頼するものとし、災害の種類及び程度により町では対応が困難な場合は、十勝総合振興局を通じて道及びその他の関係機関に協力を要請するものとする。

(2) 薬品の確保

医療、助産に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具の確保は、備蓄医薬品等の活用または厚生対策部衛生班が町内医薬品等の取扱業者から調達するものとし、町内での調達が困難な場合は、本部長は知事に対し、あっせん又は提供を要請するものとする。

(3) 医療班の業務内容

ア トリアージ

イ 傷病者に対する応急措置及び医療

ウ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

エ 助産救護

オ 保健師等による保健指導及び栄養指導

5 患者移送等

患者及び医薬品等の移送については、消防署及び国保病院配置の救急車及び町有車両の他、状況により町内車両所有者等の協力を得て患者移送等にあたるものとする。

なお、緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター、自衛隊のヘリコプターを要請するものとする。

6 関係機関の応援

本部長は、災害規模等必要に応じ、知事に対し次の関係機関の応援要請を行うものとする。

- (1) 医療班の支援（日本赤十字救護班、国立・道立病院）
- (2) 患者移送、救急・医療物資の輸送の支援（自衛隊）

7 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

8 経費負担及び損害補償

経費の負担、費用弁償、損害補償については、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

9 医療班の活動状況の記録

医療班の活動状況等について次により記録しておくものとする。

- (1) 医療班活動状況（様式1）
- (2) 病院診療所医療実施状況（様式2）
- (3) 助産台帳（様式3）

様式1 医療班活動状況 医師名 印

月 日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
月 日		人		人	円	
月 日		人		人	円	
計		人		人	円	

注：「備考」欄は、班の編成、活動期間を記入すること。

様式2 病院診療所医療実施状況 鹿追町

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
							点	円	
							点	円	
計							点	円	

注：「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

様式3 助産台帳 鹿追町

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間		金額	備考
			月 日	月 日		
			月 日	月 日	円	
			月 日	月 日	円	
計					円	

10 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第11節 防 疫 計 画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

- (1) 感染症に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 町を所管する総合振興局の指導のもと集団避難所において住民に対する保健指導等を実施する。

2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は、次の班等を編成しておくものとする。

(1) 防疫班の編成

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため防疫班を編成するものとする。

- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

3 感染症の予防

- (1) 町長は、感染症予防上必要があると知事が認め、町における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定め指示及び命令があった場合については、次の事項を行うものとする。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症予防法第27条第2項）

イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症予防法第28条第2項）

ウ 感染症の病原体に汚染された物件に関する指示（感染症予防法第29条第2項）

エ 生活の用に供させる水の使用制限等に関する指示（感染症予防法第31条第2項）

オ 公共の場所の清潔方法に関する指示

カ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

(2) 予防接種

町長は、被災地の伝染病発生を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け予防接種を実施する。

(3) 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長は必要に応じ管内における道路清掃、公園等の公共の場所を中心に実施する。

ア ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋め立て等衛生的に処分する。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

イ し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

(4) 消毒方法

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成11年3月21日、健医感発第51号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第27条2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

(6) 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日一人当たり約20リットルとすることが望ましい。

(7) 一般飲用井戸水等の管理等

飲用水に飲用井戸水等を利用している場合において、町長は、当該井戸水等の設置者等に対し、北海道飲用井戸水等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導するものとする。

4 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

総合振興局長指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要あるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をあて、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

5 家畜及び畜舎の防疫

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生するウイルスにより汚染され感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分して、クレゾール系オルソ剤（パンゾール等）生石灰等により消毒するものとする。

また、家畜の防疫については、十勝家畜保健衛生所、十勝農業共済組合西部事業所鹿追診療所等と協力し実施するものとする。なお、具体的な対策は十勝家畜保健衛生所長の指示によって行う。

第12節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために北海道警察が実施する警戒、警備については本計画の定めるところによる。

1 北海道警察

北海道警察は、関係機関と緊密な連携のもと災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び道民の生命、身体及び財産を保護し、被災地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

(1) 災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところによる災害警備本部等を設置するものとする。

(2) 応急対策の実施

ア 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

イ 住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締に当たるものとする。

ウ 風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

エ 防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体検分等に当たるものとする。

2 北海道警察は、災害警備に関して職員の教育訓練を計画的に実施する。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通確保については、本計画の定めるところによる。

1 町及び消防機関

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、交通の確保に努めるものとする

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

- (2) 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両、その他物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

- (3) 消防吏員は、前号により措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために、当該措置をとることを命じることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

2 道路の交通規制

- (1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通状況について、その実態を把握する。

ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

イ 迂回路を設定し得る場合は、その路線名、分岐点及び合流点

ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

- (2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施する。

ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

- (3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

3 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第14節 輸 送 計 画

災害において、災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

基本法第50条2項に掲げる、災害応急対策の実施責任者が実施する。

2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害対策実施責任機関が保有する車両等を使用し、又は他の災害応急対策責任機関の協力を得て実施する。

(1) 道路輸送

災害時輸送は、一時的に町の所有する車両を使用するものとするが、被災地までの距離、被害の状況等により町の所有する台数だけでは不足する場合には、他の関係機関に応援を要請し、又は民間車両の借り上げを行う等、災害時輸送に対し遺漏のないよう万全を期するものとする。

なお、災害時における燃料の調達先は、町内の燃料取扱店（給油所）から行うものとし、その調達が困難な場合は、隣接市町村の燃料供給業者から調達するものとする。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両の輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者等による人力輸送を、または雪上車による輸送を行う。

(3) 船艇輸送

水害時における水中孤立の救出、水中孤立者に対する食料の供給等必要がある場合は、消防機関に要請して船艇等により救出を行う。

(4) 空中輸送

地上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合又は急患輸送若しくは山間へき地等で緊急輸送の必要が生じたときは、町長は知事に対し、自衛隊等の航空機の派遣要請を要求するものとする。

ア 物資投下可能地点

物資の投下可能地点としては、避難場所として指定する各小中学校のグラウンド等とし、その都度定めるものとする。

イ ヘリコプター離着陸可能地点：別表

3 輸送の範囲

(1) 被災者を避難させるための輸送

(2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送

(3) 被災者救出のために必要な人員、資機材等の輸送

(4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送

(5) 救援物資等の輸送

(6) その他本部が行う輸送

4 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

5 緊急輸送業務に従事する車両の表示

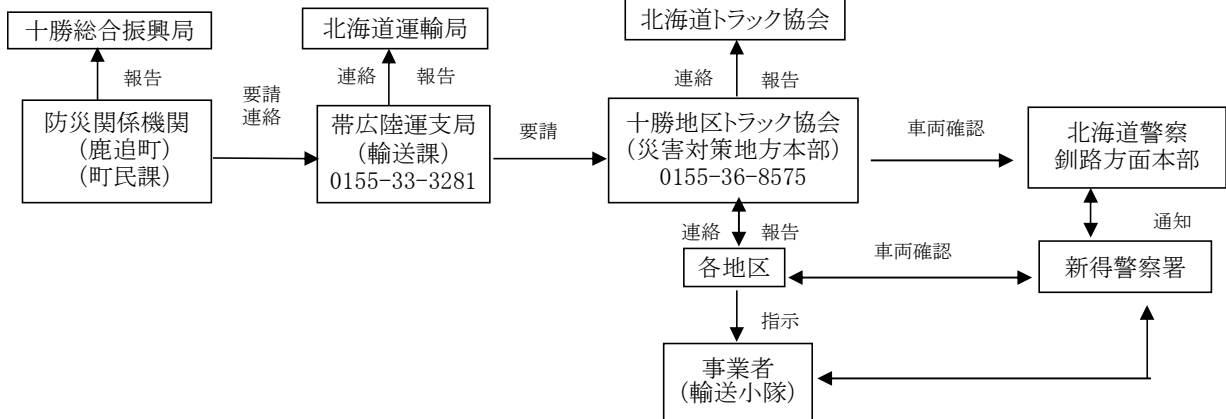
基本法第76条に基づき一般車両の交通が規制された場合には、町長及び防災関係機関は、知事又は北海道公安委員会に申し出て、災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

(1) 標章（様式1）

(2) 緊急通行車両確認証明書（様式2）

6 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、様式3により記録しておくものとする。



7 緊急輸送要請体制

(1) 要請伝達系統

(2) 要請内容

- ア 災害の状況及び応援を要する理由
- イ 応援を必要とする車両種類、大きさ、車両数及び人員
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする機関及び活動内容
- オ 連絡責任者及び現場責任者

(3) 輸送体制

十勝地区トラック協会の輸送体制、隊編成等は、協会作成の「緊急援護輸送実施業務要綱」によるものとする。

北海道本部又は自治体等から緊急救急輸送の要請を受けた場合は、地方本部は機を失せず、次の措置を講じ緊急救援輸送を開始する。

- ア 受領報告及び対策室に対する指示
- イ 班輸送隊の編成
- ウ 緊急救護輸送車両の確認申請等
- エ 現地事務所の開設
- オ 輸送終了報告

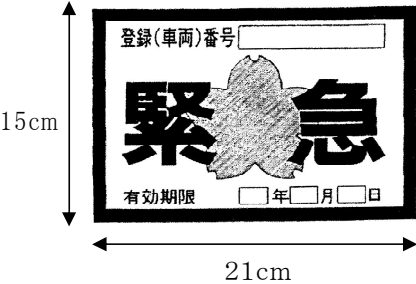
(4) 事前届出制度の普及等

町は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間業者に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

別 表

ヘリコプター離着陸可能地点	所 在 地	広さ(m)	主要施設からの方位	主要施設からの距離
鹿追消防署	西町3丁目	100×50	役場庁舎から北西	役場庁舎から800m
総合グラウンド(陸上競技場)	緑町3丁目	200×470	役場庁舎から北東	役場庁舎から800m
鹿追小学校グラウンド	東町4丁目	110×227	役場庁舎から南	役場庁舎から400m
鹿追中学校グラウンド	緑町3丁目	100×187	役場庁舎から北東	役場庁舎から800m
鹿追高校グラウンド	西町1丁目	90×210	役場庁舎から北西	役場庁舎から500m
瓜幕小学校グラウンド	瓜幕東3丁目	80×185	役場庁舎から北	役場庁舎から8300m
瓜幕中学校グラウンド	瓜幕西27線23	90×135	役場庁舎から北	役場庁舎から8400m
通明小学校グラウンド	中瓜幕西20線	80×130	自衛隊演習場しょう舎から南西	自衛隊演習場しょう舎から2000m

様式 1



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

様式 2

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考：用紙は、日本工業規格A5版とする。

様式 3

輸 送 記 録 簿											鹿追町		
輸送月日	目的	輸送区間(距離)	借 上 等		金 額	修 繕				燃料費	実支出額	備 考	
			使用車両			故障車両等		修 繕 月 日	修 繕 費				故障の概要
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円		
					円				円		円		
計					円				円		円		

- 注:1 「目的」欄は、主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
- 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、車両番号を「備考」欄に記入すること。
- 3 借上車両による場合は、有無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

第15節 食料供給計画

災害時による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

2 食料の供給

(1) 町

町は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について十勝総合振興局長を通じて知事に要請する。

(2) 供給の実施

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合

(3) 配給対象者

ア 収容避難場所に収容された者

イ 住家が被災し炊事のできない者

ウ 住家が被災し一時縁故先に避難している者

エ 災害地において応急作業に従事している者

(4) 応急供給品目

配給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とする。

(5) 応急供給計画

町長は、応急に主食を必要とする場合は、取扱業者から購入するものとする。

なお、救助法適用の場合は、農林水産省総合食料局が定める「災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、町長は、知事の指示により、政府米指定倉庫に対し引渡要請を行い、農政事務所の立会のもとに直接引き渡しを受けるものとする。

(6) 乾パン

救助法が適用された場合は、炊き出しに至るまでの応急用として、知事に要請し政府保有の乾パンの引き渡しを受けるものとする。

(7) ミルクの調達先

乳児に対する給食は、人工栄養などの確保が困難な者に対し、必要に応じて取扱業者から粉ミルクを調達するものとする。

3 副食及び調味料供給計画

(1) 実施責任者

災害時における給食のための副食及び調味料については本部長が行うものとする。

(2) 調達先及び在庫状況

副食及び調味料については、必要に応じ、取扱業者から調達するものとする。

なお、町内における調達が不可能であり、又は必要数量を満たし得ない場合にあって

ては、十勝総合振興局を経由して知事に対してそのあつせんを要請する。

4 炊き出し計画

(1) 実施責任者

被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出し及びその供与は本部長が行うものとする。

(2) 炊き出し実施者

炊き出しは町女子職員のほか、第3章第3節「住民組織の活用」に定める団体に協力を求めて実施するものとする。

(3) 炊き出し実施施設

炊き出し施設の名称、所在地、炊き出し能力は、下記の表によるもののほか、本章第4節に定める収容避難場所に記載されている施設も利用するものとする。

なお、不足する場合又は施設が被災等で使用不能の場合は、飲食店、旅館、仕出し業者を利用するものとする。

施設名	所在地	1日の炊き出し能力	電話
学校給食共同調理場	鹿追町西町3丁目	1日 3,600 食	66-2437
ピュアモルトクラブハウス	鹿追町元町3丁目	1日 200 食	69-7122
トリムセンター	鹿追町東町4丁目	1日 250 食	66-1311
町民ホール	鹿追町東町1丁目	1日 300 食	66-3300

5 食料の輸送

食料の輸送は、本章第13節「輸送計画」の定めるところによる。

6 食料の配布

(1) 被災者に対する給食は、原則として収容避難場所において実施するものとする。

(2) 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの収容避難場所において配布するものとする。

(3) 食料の配布については、行政区、自主防災組織の協力により、公平かつ円滑に実施するものとする。

7 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

8 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次の様式により記録するものとする。

様式

炊き出し給与状況

鹿追町

炊き出し 場の名称	月 日			月 日			3日間小計			4日目以降 小計			合計	実 支 出 額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注:「備考」欄には、給食内容を記載すること。

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない場合に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

1 実施責任者

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 生活用水の確保

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

(2) 給水資機材の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

2 給水の実施

(1) 給水の方法

ア 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源より取水し、被災地域へ輸送のうえ、住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 給水袋による給水

給水量が少なく、かつ被災世帯が点在している場合は、給水袋に飲料水を注入して配送する。

(3) 家庭用井戸水等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

3 住民への周知

(1) 給水にあたっては、防災行政無線や広報車により、事前に住民に周知するものとする。

(2) 広報内容

ア 給水拠点の場所及び給水方法

イ 水道施設の復旧見込み及び被害状況

ウ その他必要な事項

4 給水施設の応急復旧

在庫資材、発注資材を持って主要給配水管の工事を行い、共同で利用できる大口径の給水栓又は消火栓を適当な間隔に取り付け、被災者に飲料水を供給するものとする。

5 搬送給水車保有状況

所 有 先	車 種	タンク容量 ^{リットル}	台数
建設水道課	いすゞ 散水車	4,000	1
鹿追消防署	日野 タンク車	5,000	1
鹿追消防署	いすゞ タンク車	10,000	1
鹿追消防団（第1分団）	いすゞ タンク車	6,500	1
鹿追消防団（第2分団）	いすゞ タンク車	2,500	1
鹿追消防団（第3分団）	いすゞ タンク車	2,000	1
帯広建設管理部鹿追出張所	ニッサン 散水車	6,000	1
計		36,000 ^{リットル} /回	7

6 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を自衛隊、道又は近隣市町村に要請するものとする。

7 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

8 給水の記録

給水を実施した場合は、次の様式により記録しておくものとする。

飲料水の供給簿

鹿追町

供給 月日	対 象 人 員	給 水 用 機 械 器 具							燃 料 費	実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上			修 繕 費					
			数 量	所 有 者	金 額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
計											

注:1 供給簿は、借上料の有無の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

第17節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

救助法を適用した場合の、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は借与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

2 物資給与又は貸与の対象者

(1) 災害により住家が全焼、半焼、全壊、半壊等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者。

(2) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

3 調達の方法

(1) 物資購入及び配分計画

救助法の適用の有無に関わらず、厚生対策部厚生班が世帯構成員別被害状況を把握の上、配分計画を樹立し、これに基づき物資を講入するものとする。

(2) 調達方法

ア 必要な物資については、調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量は、町において備蓄保管するものとする。

イ 調達にあたり、あらかじめ町内の業者と協議し、緊急時に速やかな対応が可能となるよう調達先を定め、災害に備えるものとする。

ウ 商工会、農業協同組合の協力により必要量を迅速に確保するものとする。

エ 町内で調達困難な場合は、近隣町又は道に依頼し調達するものとする。

オ 日本赤十字北海道支部は、毛布、日用品セット、拠点用日用品セット、安眠セットを備蓄しており、必要に応じて日本赤十字北海道支部長に要請するものとする。

4 給与又は貸与の方法

本部長は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については前項の配分計画に基づき行うものとする。

5 義援金品の取扱い

町に送付された義援金品の取扱いは、厚生対策部厚生班が担当し、受付の記録、保管、被災者への配分等は、状況に応じて適切かつ正確に行うものとする。

6 費用の限度及び給（貸）与期間

救助法の基準によるものとする。

7 物資の給（貸）与状況の記録

物資の給（貸）与にあたっては、以下の簿冊により記録、処理するものとする。

なお、救助法による救援物資と義援物資は、明確に区分をして処理するものとする。

(1) 様式1 世帯構成員別被災状況

(2) 様式2 物資購入（配分）計画

(3) 様式3 物資の給（貸）与状況

8 要配慮者への配慮

生活必需品の配布に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳ビン等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をするものとする。

様式 1 世帯構成員別被害状況

〈世帯構成員別被害状況〉

年 月 日

世帯構成員別 被害別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 世帯	7人 世帯	8人 世帯	9人 世帯	10人 世帯	計	小学生	中学生
全 壊(焼)													
流 失													
半 壊(焼)													
床上(下)浸水													

様式 2 物資購入(配分)計画

〈物資購入(配分)計画表〉

		世帯	1人世帯				2人世帯				3人世帯				計			
			円				円				円				円			
品名	単価	区分	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額
計																		

様式 3 物資の給(貸)与状況

物資の給(貸)与状況

鹿追町

住家被害 程度区分	世帯主氏名	基礎となった 世帯構成員	給(貸)与 年 月 日	給(貸)与物資の品名・数量				実支出額	備 考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給(貸)与したことに相違ありません。

平成 年 月 日

責任者氏名

印

注:1 住家の被害程度に応じ、全壊(焼)、流失、埋没、半壊(焼)、床上浸水の別を記入すること。

2 給(貸)与年月日には、その世帯に対して最後に給(貸)与された物資の受領年月日を記入すること。

3 「給(貸)与物資の品名」欄に数量を記入すること。

第18節 生活関連施設対策計画

災害に伴い通信、電気、ガスなどの生活関連施設が被災して、その供給等が停止した場合には、住民生活そのものを麻痺と混乱に陥れ、社会経済活動に極めて大きな影響を与えることから、各施設における防災対策及び災害時の応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 通信施設

災害時における通信施設の途絶は、生活はもとより各機関の災害応急活動に大きな障害をもたらすとともに、情報の不足に伴う混乱の発生など、社会的影響は極めて大きいものがある。

このため、災害時における通信の途絶を防止するため、東日本電信電話株式会社北海道事業部は各種通信施設の確保、復旧活動等応急対策を迅速かつ的確に実施し、公共機関としての機能の維持に努めるものとする。

(1) 防止対策及び応急措置

通信施設に被害が生じた場合又は通信の大混乱により通信が途絶するような場合のため、次の防止対策を実施するとともに、緊急応急措置を実施する。

ア 施設の耐震化

建物、無線鉄塔、交換機等の通信施設・設備は震度7までの耐震及び耐火設計構造とする。

イ 予防措置計画

(ア) 市内のN T T交換所を相互につなぐ中継ケーブルは複数ルートに分散し、一つのルートが被災した場合でも他のルートによって通信を確保する。

(イ) 町外通話は町外交換機が被災した場合のため、複数の町外交換機を分散配置し、全回線の不通を防止する。

(ウ) 災害時における防災関係機関の救助、復旧活動等に必要な重要通信を確保するため、電気通信事業法に基づき、一般回線の利用制限を行う。

優先確保回線：防災関係機関、学校・病院等の公共機関、公衆電話

ウ 応急措置

(ア) 防災機関等の重要機関の通信の確保

(イ) 回線の切替え等による回線の迂回措置

(ウ) 利用制限

(エ) 被災地域、避難場所、N T T窓口への特設公衆電話の設置

(オ) 伝言取次サービスの実施

(カ) 移動無線車、移動電源車、非常用移動電話交換装置、ポータブル衛星装置の起動

(キ) 被災した通信施設の応急復旧

(2) 広報活動

ア 災害時の広報活動

災害のために通信が途絶し、又は利用者の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車報道機関の協力等により次の事項を周知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由とその内容

(イ) 災害復旧の措置内容及び復旧見込み

(ウ) 利用者に対する協力要請

(エ) その他必要な事項

イ 日常広報

電話帳、チラシ等で災害時における電話の利用を周知する。

2 電力施設

災害により電力施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人命、住民生活の確保のため、北海道電力株式会社新得営業所及び電源開発株式会社北海道支社は、各設備に有効な予防対策、2次災害発生の防止対策及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持することとする。

(1) 北海道電力株式会社帯広支店新得営業所

ア 非常態勢

(ア) 非常事態対策組織帯広支店支部新得営業所班の設置

a 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織帯広支店支部新得営業所班運営マニュアル」に基づき「非常事態対策組織帯広支店支部新得営業所班」を設置し、非常活動態勢を発令する。

B 非常事態対策組織帯広支店支部新得営業所班を設置したときは、町、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。

C 非常事態対策組織帯広支店支部新得営業所班は、気象情報、非常態勢、被害復旧の状況、復旧の順位及び報道・広報対策等を協議するため、対策会議を開催する。

(イ) 防災体制の区分及び発令等

防災体制の区分	発 令 基 準
警戒態勢	・台風・暴風雨等に関する気象台説明会の開催、自治体による避難勧告の発表等、非常災害が発生するおそれがあり、非常態勢または特別非常態勢への円滑な移行を目的に連絡体制の強化、諸準備を実施するとき。
非常態勢	・非常災害により、相当の設備被害が発生または発生が予想されるとき。 ・管轄地域内で特別警戒(噴火警報(居住地域)を含み、震度6弱以上の地震、大津波警報を除く)が発表されたとき。 ・自治体による避難指示の発表等、非常災害が発生するおそれがあり、社外機関等と連携した対応が必要なとき。
特別非常態勢	・災害により、相当の設備被害を受け、復旧長期化や広域停電等、社会的影響の大きい供給支障が発生したとき。 ・管轄地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、地震発生と同時に特別非常態勢を発令したものとみなす。

(ウ) 応急復旧要員の動員

a 応急復旧に従事する要員をあらかじめ定めておき、活動態勢発令後、速やかに対応できるよう体制を確立する。

b 社外者(工事会社)の応援態勢を確立しておく。

イ 応急復旧対策

(ア) 復旧順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから行うことを原則とする。

a 変電設備

- (a) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (b) 市街地に送・配電する送電系統の中間変電所
- (c) 重要施設に配電する配電用変電所

b 送電設備

- (a) 全回線送電不能の主要線路
- (b) 全回線送電不能のその他の線路
- (c) 一部回線送電不能の主要線路
- (d) 一部回線送電不能のその他の線路

c 配電設備

原則として、人命に関わる施設、対策の中核である官公署、民生安定のため重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、施設復旧の難易度等を考慮し、復旧効果の大きいものから行う。

- (a) 病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公署等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- (b) 被害状況により早期復旧が見込まれない地区における重要施設に対しては、負荷切り替え、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
- (c) 停電が長期にわたる場合は、道路上に臨時電灯、投光器等の仮工事を実施し、治安確保に協力する。

(イ) 危険予防措置

社会活動の混乱防止、住民生活の安定のため、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な措置を講ずるものとする。

ウ 広報活動

- (ア) 災害時における住民の不安解消、事故防止のため、報道機関の協力及び巡回車により、次の事項を周知する。

- a 断線・垂れ下がり電線による感電防止
- b 浸水・雨漏り等により冠水した家屋に関する屋内配線、電気器具等の使用による漏電出火の注意
- c 電力施設の復旧状況
- d 復旧の見込み

- (イ) 被害、事故の状況により、町、警察署等の防災機関の協力を得て、広報巡回を実施する。

(2) 電源開発株式会社北海道支社

災害に対して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

3 ガス施設

災害によってガス施設が被災した場合、供給停止による生活への支障だけでなく、ガス漏れ等による二次災害が発生するおそれがある。

町は、ガス業者と連携して、事前の情報交換、災害発生時の応急対策及び町民への対応を行い、ライフラインの早期復旧及び災害被害拡大防止に努める。

(1) 実施責任

ア ガス事業者

ガス事業者は、災害発生時には、ガス事業法第30条により定められた「保安規程」及びその他災害対策に関する諸規定によるほか消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努める。

イ 町

町は、町民生活の早期回復を図るため、ガス事業者との間において必要に応じて連携及び支援を行う。

(2) 事前対策

ア 台風の接近、大雨、洪水予報その他の情報については、新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに、町の区域の風速、降雨量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡を取るものとする。

イ 災害発生前の情報、その他の連絡を一定時間毎に関係機関と確認し合う。

(3) ガス施設の応急復旧体制

L P ガス事業者は、災害時において被害状況を早急に把握し、二次災害の防止に努める。

また、L P ガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、指定避難所、福祉避難所、公共施設や老人ホーム等におけるL P ガス設備の安全総点検を実施する。

(4) 町における対応

災害時には、プロパンガスのボンベの埋没や流出等の被害やプロパンガスの供給停止による町民生活への支障が予想される。更に、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想されるため町は、L P ガス事業者等による諸活動に対して必要に応じて支援を行うとともに、町民からの苦情、相談等に対してL P ガス事業者等と連携した対応を図る。

(5) 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

4 石油・燃料

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内で調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

第19節 上下水道施設対策計画

災害時の上下水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

1 水道施設

- (1) 災害における水道施設の復旧及び飲料水の確保に対処するため、上下水道班は必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報関連体制を確立し、被害の軽減と速やかな応急対策に努めるものとする。

(2) 応急対策

ア 復旧対策基本方針

取水、導水及び浄水施設の機能の確保を図り、浄水場から主要給水所に至る送・配水幹線の復旧を最優先とし、断水区域を最小限とするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

イ 復旧対策内容

- (ア) 浄水場、配水場については、被災箇所発見のための点検、受電施設の復旧、ポンプ回り配管及び薬品注入管の漏洩部分の復旧に万全を期する。

- (イ) 配水管・給水管の被災箇所の発見を行い、復旧作業を進める。

○ 復旧作業

復旧作業は、鹿追町指定給水装置工事業者の協力を得て行う。

○ 資機材

復旧に要する資機材は原則として工事業者が措置するが、一部不足するものについては上下水道班が調達する。

○ 施設パトロール

通信が途絶し、情報が入りづらい場合については、パトロールにより施設の点検を行い、迅速な被害状況の把握に努め被害の拡大を防止する。

ウ 配水調整

- (ア) 被害をうけていない配水管の配水ブロック等を解除することにより、配水管を最大限利用し、断水区域をできる限り縮小する。

- (イ) 他の水源から供給が可能な地区においては、暫定配水を受けて対応する。

エ 応急給水

本章第10節「給水計画」の定めるところによる。

(3) 広報

水道業者は、水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込みについて広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知する。

また、広報車による巡回広報を実施するものとするが、復旧に相当な期間を要する場合には、報道機関の協力、広報チラシ配布により対応するものとする。

2 下水道施設

下水道施設の被害に対し、町長は雨水・汚水の流下に支障のないように緊急措置を講じ、排水の万全を期するものとする。

(1) 活動体制

ア 本部の非常配備体制に基づき職員を配置し、被害調査、復旧対策を実施する。

イ ポンプ場、処理場にあつては、監視要員からの報告を基点とし、各処理場の非常配備編成連絡網により緊急配備体制をとる。

(2) 応急復旧対策

ア 被害調査

排水機能の支障や2次災害の発生を考慮し、管渠に当たっては幹線管渠の流下状況、軟弱地盤地帯の管渠の調査及びマンホール、ポンプ室、伏越室等の工作物の調査を速やかに行う。

イ 応急対策

(ア) 管 渠

下水道管渠に対しては、汚水・雨水の流下に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を立てる。枝線の被害は、本復旧を前提とし、幹線の被害は、被害の場所・程度に応じて応急あるいは本復旧を行う。

(イ) 処理場及び中継ポンプ場

停電のため処理場、中継ポンプ場の機能が停止した場合は、自家発電機によるポンプ運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないようにする。

(ウ) 復旧作業

復旧作業は、鹿追町排水設備工事指定業者の協力を得て行う。

(4) 広 報

下水道管理者は、下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第20節 応 急 土 木 対 策 計 画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下、「土木施設」という。）の災害応急土木対策については本計画に定めるところによる。

1 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
山崩れ
地滑り
土石流
崖崩れ
火山噴火
落雷

(2) 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする付属施設の被害
河川、砂防えん堤の埋塞

ダム等えん堤の流出及び決壊
 ダム貯水池の流木等の堆積
 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

2 応急土木復旧対策

(1) 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

(2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急処置及び応急復旧対策は、次の定めによる。

ア 応急処置の準備

(ア) 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急処置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達に努めるものとする。

(イ) 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して応急対策の万全を期するものとする。

イ 応急処置の実施

所管の施設の防護のため、必要な箇所の補強等の防護処置を講ずるとともに、緊急の必要があると認めるときは、応急処置等を実施するものとする。なお、町のみで実施することが困難な場合は、道、近隣市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

ウ 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により前イ号の定めに従い、応急復旧を実施するものとする。

(3) 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画等の定めにより、それぞれ必要な応急処置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急処置等が、円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と連携を図ることにより、管理者が実施する応急処置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図るものとする。

第21節 被災宅地安全対策計画

町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し町民の安全を図る。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置するものとする。

2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼するものとする。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示するものとする。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務マニュアル」（以下、「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行うものとする。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調査員の受け入れ及び組織編制
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 道と町は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 町は道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第22節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

(2) 町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。なお、救助法が適用された場合は、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 実施の方法

(1) 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を收容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

(2) 町長は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整えるものとする。

(3) 応急仮設住宅

ア 入居対象者

原則として、次の条件に該当していなければならない。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

a 生活保護法の被保護者及び要保護者

b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者選定については、町が行う。

ウ 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の建設は、知事が行う。

エ 応急仮設住宅の建設用地

町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

オ 建設戸数（借上げを含む。）

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

カ 規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は一戸（室）につき 29.7 平方メートルを基準とする。

構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 2～6 戸の連続建てとし、その仕様

は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

- (イ) 応急住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る規約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の利権利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に延長することができる。

- (ウ) 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

キ 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長が実施する。

ク 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどお防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

(4) 非常時の規制の適用除外措置

道及び町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条に規定の適用の除外措置があることに留意する。

(5) 住宅の応急修理

ア 応急修理を受ける者

- (ア) 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。
- (イ) 自らの資力で応急修理ができない者であること。

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ 修理の範囲と費用

- (ア) 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

エ 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録しておくものとする。

- (ア) 応急仮設住宅台帳 （様式1）
- (イ) 住宅応急修理記録簿 （様式2）

様式1

応急仮設住宅台帳

鹿追町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯									円	

注:1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人員数を記入すること。

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅の建設場所の住所を記入すること。

4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。

5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること。

6 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにすること。

様式2

住宅応急修理記録簿

鹿追町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
計 世帯		月 日		

(6) 災害公営住宅の整備

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

(ア) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

(ロ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

ウ 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。但し、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地町に譲渡し、管理は建設地町が行うものとする。

エ 整備管理用の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

(ア) 入居者資格

a 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

b 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。

c 現に居住し又は同居しようとする親族があること。

d 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(イ) 構造

再度の被災を防止する構造とする。

(ロ) 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

(エ) 国庫補助

a 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3
激甚災害の場合は3/4

b 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5

3 資材等の斡旋、調達

(1) 町長は、建設資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

(2) 道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て積極的に斡旋、調達を行うものとする。

4 住宅の応急復旧活動

道及び町は、必要に応じて住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第23節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害により道路、住居又はその周囲に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年法律第180号）河川法（昭和39年法律第167号）、に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容により、各種管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、居住又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

(1) 住民の生命財産等を保護するために速やかな障害物の排除を必要とする場合

(2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

(3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流水を良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

(4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 除去の方法

(1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。

(2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所等

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。また、町は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、公共用地の有効活用に配慮するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

6 障害物除去の状況の記録

障害物を除去した場合は、次の様式により記録するものとする。

様式		障 害 物 除 去 の 状 況					鹿追町			
住家被害程度区分		氏 名	除 去 に 要 し た 期 間		実支出額	除去に要すべき状況の概要	備 考			
			月	日	～	月	日	円		
			月	日	～	月	日	円		
			月	日	～	月	日	円		
計	半壊（ ）	世帯						円		
	床上浸水	世帯						円		

第24節 文 教 対 策 計 画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来たした場合の応急対応については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 学校管理者等

ア 防災上必要な体制の管理

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

イ 児童生徒等の安全確保

(ア) 在校(園)中の安全確保

在校(園)中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

(イ) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

ウ 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検、定期点検を行い、危険箇

所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(2) 町

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具、通学用品の給与は町長が知事の委任により実施する。

2 応急対処実施計画

(1) 施設の確保と復旧対策

ア 応急復旧

被害の程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

ウ 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校等を利用し、授業の確保に努める。

エ 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

(2) 教育の要領

ア 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の確保が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ 特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

(イ) 教育活動の場所が、寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

(ウ) 通学路その他被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。
(集団下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)

(エ) 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がいには十分配慮する。

ウ 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

(3) 教職員の確保

町教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来たさないようにする。

(4) 授業料の減免、就学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立学校にあっては道及び学校設置者）は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

ア 保護者又は本人の申請に基づく授業料の減免

イ 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

(5) 学校給食等の措置

ア 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

イ 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機

関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする

ウ 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

(6) 衛生管理対策

学校がり災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

ア 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。

イ 校舎の一部にり災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできる限り隔絶すること。

ウ 収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。

(7) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び鹿追町文化財の保護に関する条例による文化財（有形文化財、無形文化財、民族文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に所有物権の保全、保護に当たり、被害が発生したときは、所轄する教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

4 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施した場合は、次の様式により記録するものとする。

様式

学 用 品 の 給 与 状 況										鹿追町	
学校名	学 年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給 与 の 内 訳					実支出額	備 考
					教 科 書			その他学用品			
					国語	算数		鉛筆			
				月 日						円	
				月 日						円	
				月 日						円	
計	小学校	人								円	
	中学校	人								円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者(学校長)
氏 名

注:1 「給与月日」欄は、その児童生徒に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄は、数量を記入すること。

第25節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

災害により行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町長

(救助法が適用された場合は、知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗淨等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。)

警察官

海上保安間

2 実施の方法

(1) 行方不明者の搜索

ア 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

イ 搜索の実施

町長が消防機関、警察官に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(2) 遺体の処理

ア 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

イ 処理の範囲

(ア) 遺体の洗淨、縫合、消毒等の処理

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

(エ) 死体検分（警察官）

ウ 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

エ 身元が判明し、かつ遺族等の引き取り人がある場合は遺体を引き渡す。

(3) 遺体の埋葬

ア 対象者

災害時の混乱に際し死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

イ 埋葬の方法

(ア) 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

(イ) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

3 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続きの特例を定めることができることに留意する。

4 火葬場の状況

火葬場名	所在地	炉数	電話
鹿追町葬斎場	鹿追町笹川北8線9番地	2基	66-3108

5 墓地の状況

名称	面積(㎡)	所在地	備考
幌内墓地	4,723	鹿追町美蔓西21線21-3	
鹿美墓地	7,605	鹿追町上然別西13線19-8	
上然別墓地	3,960	鹿追町上然別西11線13-23	
笹川墓地	40,743	鹿追町笹川北8線9-22	
北鹿追墓地	8,300	鹿追町北鹿追北11線2-18	
瓜幕墓地	8,214	鹿追町瓜幕西26線25-13	
中瓜幕墓地	2,959	鹿追町中瓜幕西22線25-11	
東瓜幕墓地	6,655	鹿追町東瓜幕西17線26-14	
西上幌内墓地	8,112	鹿追町上幌内3線北3-4	
上幌内墓地	8,293	鹿追町上幌内27-2	

6 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

7 遺体の搜索等の記録

遺体の搜索、遺体の処理及び埋葬を実施した場合は、次により記録しておくものとする。

- (1) 遺体搜索状況（様式1）
- (2) 遺体処理台帳（様式2）
- (3) 埋葬台帳（様式3）

様式1

遺体捜索状況

鹿追町

年 月 日	捜 索 地 区	捜 索 遺 体	捜 索 用 機 械 器 具			金 額	備 考
			名 称	数 量	所有者・管理者名		
年 月 日						円	
年 月 日						円	
年 月 日						円	

注：「捜索用機械器具」欄は、借上料の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、借上費を「金額」欄に記入すること。

様式2

遺体処理台帳

鹿追町

処理年月日	遺体発見日時 及 び 場 所	死亡者氏名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			遺 体 の 一時保存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死亡者との 関係	品 名	数 量	金 額				
年 月 日							円		円	円	
年 月 日							円		円	円	
計		人					円		円	円	

様式3

埋 葬 台 帳

鹿追町

死亡年月日	埋葬年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢	死亡者との関係	氏 名	棺 (付属品を含む)	埋葬又は 火葬料	骨 箱	計	
年 月 日	年 月 日					円	円	円	円	
年 月 日	年 月 日					円	円	円	円	
計		人				円	円	円	円	

- 注：1 埋葬を行ったものが町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 町長が棺、骨箱等を現物で給付したときは、その旨を「備考」欄を記入すること。
 3 埋葬を行ったものに埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

第26節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

被災地における逸走犬等の管理及び家庭動物等の取扱に関しては、現地の状況に応じて十勝総合振興局からの指導のもと、町が行うものとする。

2 家庭動物等の取扱

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。
- (3) 災害時において町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対して、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第27節 応 急 飼 料 計 画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町長

2 応急飼料の確保

被災農家の家畜飼料の確保ができないときは、農協等と緊密な連携をとり応急確保に努め、これによりさらに不足するときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、十勝総合振興局長を通じ道

農政部長に応急飼料のあっせんを要請する。

(1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

ア 家畜の種類及び頭羽数

イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については種類、品質、数量）

ウ 購入予算額

エ 農家戸数の参考となる事項

(2) 転飼

ア 家畜の種類及び頭数

イ 転飼希望期間

ウ 管理方法（預託、附添等）

エ 転飼予算額

オ 農家戸数等の参考となる事項

3 家畜用水の確保

災害により営農用水の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸又は自然河川水の利用を図り、速やかに施設の応急修理を行うとともに災害復旧に努めるものとする。

第28節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における日本赤十字社北海道支部および各種ボランティア団体・NPOとの連携については、本計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体・NPOの協力

町及び防災関係機関等は、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

2 ボランティアの受入れ

町及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズ等の把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

町及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や外国人との会話能力等ボランティアの技能等が効果的に活かせるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施を図られるよ

う支援に努める。

3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の主な内容は主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護・看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

4 ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPOとの連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部、防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援するとともに、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保に努める。

第29節 冷 害 対 策 計 画

災害時における、農産物の被害を防止し、又は被害の対処については、本計画の定めるところによる。

1 組 織

冷害の諸対策を推進するため、鹿追町営農対策協議会（農業振興課担当）を中心に、構成機関相互の緊密な連絡のもとに冷害対策に万全を期するものとする。

なお、町長は、被害状況により必要と認めたときは、鹿追町冷害対策本部を設置又は廃止するものとする。

冷害対策本部の構成機関は次のとおりとする。

- (1) 鹿追町
- (2) 鹿追町農業委員会
- (3) 鹿追町農業協同組合
- (4) 帯広開発建設部鹿追地域農業開発事業所
- (5) 十勝農業共済組合西部事業所

(6) 十勝農業改良普及センター十勝西部支所

2 対策本部が実施する事業

- (1) 霜害対策
- (2) 営農資金対策
- (3) 種子対策
- (4) 飼料対策
- (5) 救農土木対策

3 業務の内容

- (1) 被害状況の調査、把握に関すること。
- (2) 営農資金等の融資に関すること。
- (3) 農産物の種子確保に関すること。
- (4) 飼料等の確保に関すること。
- (5) その他冷害対策として必要な事項

4 気象情報対策

冷害の発生は、気象条件が極めて大きな原因となるため、気象特別警報・警報・注意報並びに情報等を的確に把握し、冷害予防に万全を期すものとする。

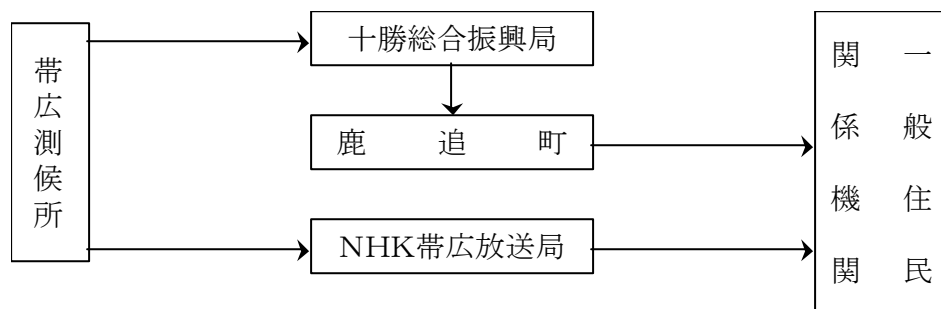
(1) 気象通報

帯広測候所は、気象の状況から農産物等に著しい被害が予想されるときは、関係機関に通報するものとする。

(2) 伝達系統

帯広測候所から発令された通報の連絡系統及び関係機関の取るべき措置は、次のとおりとする。

ア 伝達系統



イ 関係機関の措置

(ア) 十勝総合振興局

気象情報により、冷害発生のおそれがあると判断される場合は、鹿追町へ通報するものとする。

(イ) 関係機関

適切な措置を講じるとともに、農業者へ連絡するものとする。

第30節 労 務 供 給 計 画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

1 供給方法

(1) 町長又は関係機関等の長は、災害応急対策の実施にあたり労務者を必要とするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申し込みをするものとする。

(2) 前号により労務者の求人を申し込みしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。

ア 職業別

イ 作業場所及び作業内容

ウ 期間及び賃金等の労働条件

エ 宿泊施設等の状況

オ その他必要な事項

(3) 公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申し込みを二つの機関以上から受けた場合は、緊急度を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

2 賃金及びその他の費用負担

(1) 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。

(2) 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

3 労務者雇用の記録

労務者を雇用した場合は、次の様式により記録しておくものとする。

様式		労 務 者 雇 用 台 帳										鹿追町	
住 所	氏 名	日額賃金	月 分						基本賃金		割増賃金		給 与 額
			日	日	日	日	日	日	日 数	金 額	時 間	金 額	
計	人		人	人	人	人	人	人					

第31節 職 員 派 遣 計 画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長は、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣を申請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるものとする。

1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員（以下本節において「町長等」という。）

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長に予め協議しなければならない。

2 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか職員のあっせんについて必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

(2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

(3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。但し、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定するものとする。

(4) 派遣職員の服務は受入側の規程を適用するものとする。

(5) 受入側は、派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考) 昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	効用の施設又はこれに準ずる施設（一日につき）	その他の施設（一日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第32節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（総合振興局長）が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

本町における救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した場合において、当該災害により現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				適用
被害区分 町人口	町単独の場合 住家減失世帯数	相当広範な場合 (全道で25,000世帯以上) 住家減失世帯数	被害が全道に わたり12,000世帯以上の住 家が減失した 場合	1 住宅被害の判定基準 ・ 減失…全壊、全焼、流失 住宅が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失下部分の床面積が、その住家の述べ床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・ 半壊、半焼:2世帯で減失1世帯に換算 住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用でき程度のもの、具体的には損壊部分の床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損失割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・ 床上浸水:3世帯で減失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合個々の生活実態に即し判断する。
5,000人以上 15,000人未満	40	20	鹿追町の被害 状況が特に救 助を必要とす る状態にある と認められた とき。	

3 救助法の適用手続

(1) 市町村

ア 町長は、本町の地域における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を十勝総合振興局長に報告しなければならない。

イ 災害の事態が急迫し、知事による救助を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに十勝総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(2) 十勝総合振興局

十勝総合振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨を町長に通知するとともに、知事に報告するものとする。

(3) 北海道

知事は、十勝総合振興局長から救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 救助の実施と種類

(1) 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7 日以内	市町村
仮設住宅の供与	20 日以内に完了 建設工事完了後 3 月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2 年以内に延期可能	対象者、対象箇所の選定～市町村 設置～道（但し、委任したときは市町村）
炊出しその他による食品の給与	7 日以内	市町村
飲料水の供給	7 日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	市町村
医療	14 日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	分べんの日から 7 日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3 日以内	市町村
住宅の応急修理	1 か月以内	市町村
学用品の給与	教科書等 1 か月以内	市町村
	文房具等 15 日以内	市町村
埋葬	10 日以内	市町村
遺体の搜索	10 日以内	市町村
遺体の処理	10 日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10 日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

注）期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等をその緊急の限度において、それぞれ救助法並びに同施行令、規則及び細則に基づく公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は、指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について、相互に協力をしなければならない。

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震災害対策計画

第1節 地震災害予防計画

地震による災害の発生及び、拡大の防止対策は本計画の定めるところによる。

1 地震防災上必要な教育及び広報

地震災害を予防し、その拡大を防止するため、防災関係職員に対して、地震防災に関する教育、研修を行うとともに一般住民に対して地震防災知識の広報、普及を図り防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

(1) 町職員に対する教育

町は、職員に対して地震防災応急対策等の実施に必要な防災教育を行うものとする。

ア 教育活動の実施方法

全職員を対象に研修会、講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の配付等による教育活動を実施する。

イ 教育内容

(ア) 地震に関する一般的な知識

(イ) 地震に対する防災対策

(ウ) 町職員に課せられた役割

(エ) 地震が発生した場合の行動基準

(オ) 災害対策本部における各部局等の防災活動の業務及び処理方法

(カ) 地震対策の課題（組織、制度、対策、施設整備）

(2) 住民等に関する教育・広報

町は防災関係機関と協力して住民等に対し、地震に関する必要な防災教育・広報を実施するものとする。

ア 防災教育・広報の実施方法

(ア) 地震に関する知識

(イ) 地震が発生した場合の出火防止、自動車運行の自粛等防災上執るべき行動に関する知識

(ウ) 正確な情報入手の方法

(エ) 防災関係機関が講ずる地震防災対策等の内容

(オ) 各地域における地すべり、がけ崩れ等危険地域に関する知識

(カ) 各地域における避難場所、避難方法に関する知識

(キ) 通常住民が実施しうる生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策内容

(ク) 自主防災組織に関する知識

(ケ) 近隣者の安否確認、要配慮者の救済など防災活動の協力に関する内容

(コ) 緊急地震速報の利用と心得の周知

(サ) 昭和56年以前の住宅所有者に対し、耐震化対策の促進を図る。

(3) 児童、生徒等に関する教育

町教育委員会は、児童、生徒等に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導するものとする。各学校は児童、生徒等に対して地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動の習得を推進する。

ア 防災教育の実施方針

防災教育は、教科、学級活動及び学校行事等、教育活動全体を通じ、次の教育内容を基に、各学年に即した教育を実施するものとする。

イ 教育内容

- (ア) 地震に関する基礎的な知識
- (イ) 地震のもたらす被害
- (ウ) 基本的行動に関する指導
- (エ) 地震に対する心構えに関する指導

2 自主防災組織の育成

地震災害時に、地域住民、事業所等が迅速な行動がとれるよう地域住民、事業所等による自主組織の設置、育成を推進するものとし、具体的には、第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」に定めるところによる。

3 地震防災訓練計画

町は、大規模な地震に対する防災体制の確立と災害応急対策、活動の円滑な実施を図るため、防災関係機関及び、自主防災組織と相互に協調し、防災に関する知識及び技能の向上並びに体制の強化とともに住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした以下の種類の防災訓練を実施する。

(1) 北海道防災会議との協調訓練

ア 防災総合訓練

災害時における応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害救助、水防活動、大規模火災等を想定した訓練を総合的・立体的に実施する。

イ 災害通信連絡訓練

地震災害情報の収集伝達及び報告の訓練を実施する。

(2) 町独自で行う訓練

町及び防災関係機関は、全道における防災総合訓練、災害通信訓練に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

ア 情報通信訓練

イ 広報訓練

ウ 職員参集、指揮統制訓練

エ 火災防御訓練

オ 緊急輸送訓練

カ 公共施設復旧訓練

キ 避難訓練

ク 救出救護訓練

ケ 警備交通規制訓練

コ 炊き出し、給水訓練

サ 災害偵察訓練

4 火災予防

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災への拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりとする。

(1) 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町、消防機関及び関係機関は地震時の火の取扱について指導啓発するものとする。

(2) 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町、消防機関及び関係機関は地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と消防体制の確立を図る。

ア 一般家庭に対し、予防思想の啓発につとめ、消火器の設置促進、消火用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱方や管理方法を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

イ 病院、集会施設等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防設備の設置を促進するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

(3) 予防査察の強化指導

消防機関は消防法に規定する立入検査を、消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を図る。

(4) 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、大規模建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、消防施設の整備及び消防水利の確保を促進するとともに、消防技術の向上を図る。

(5) 消防計画の整備強化

消防機関は、防災活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点をおく。

ア 消防力等の整備

イ 災害に対処する消防水利及び災害危険地域、特殊建物等の調査

ウ 消防職員及び消防団員の教育訓練

エ 査察その他の予防指導

オ その他火災を予防するための措置

5 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

(1) 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を推進するため、町、消防機関及び関係機関は事業所等に対し、次の事項について指導に努める。

ア 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化

イ 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化

ウ 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化

エ 事業所等における自主保安体制の確立強化

オ 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導

カ 事業所間における防災についての協力体制の確立強化

(2) 危険物保安対策

ア 消防機関は危険物製造所等に対し随時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要のあるものについては、基準適合のための措置命令または是正指導を行うものとする。

イ 消防機関は、危険物製造所等における従業員に対する保安教育の徹底、並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物等事業所内における協力体制の確立について指導するものとする。

(3) 高圧ガス保安対策

消防機関は、事業所及び販売店に対し立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立、並びに危険物等事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

6 地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

地震に起因する地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

(1) 地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）は、主として降雨、地震等の自然現象によってもたらされるが、特に突発的に発生する地すべり及び崩壊（がけ崩れ）の予測については、技術的にはいまだ困難な状況にある。本町の地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）危険箇所は、第4章第11節別表のとおりである。

(2) 地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり、及び急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）災害が多発する傾向にあり、ひとたび地すべり、がけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害がおよぶこととなる。町は道及び防災関係機関と協力して災害防止に必要な諸施策を実施する。

ア 地すべり防止区域の指定、管理、防止工事の施行

地すべり防止区域の指定は、地すべり防止法に基づき主務大臣が知事の意見を聞いて指定し、管理は知事が行う。地すべり防止工事の施行は、知事が町長の意見を聞いて当該地すべり防止区域に係わる地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、主務大臣に提出し、この基本計画に基づいて施行する。

なお、砂防法第2条の規定により指定された土地、及び森林法の規定により、保安林、又は保安施設地区に指定された土地に存する地すべり区域においては、治山治水緊急措置法に基づく治水事業業計画及び治山事業計画により、計画的に実施する。

イ 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険地域の指定及び管理は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき知事が行う。

崩壊防止工事のうち、住民に施行させることが困難、または不適當なものについては道が施行する。

7 避難計画

第5章第4節「避難対策計画」に定めるところによる。

第2節 地震災害応急対策計画

地震による災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合における応急対策は、本計画によるものとする。

1 組織及び活動

町は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、第3章第2節に定めるところにより、災害対策本部を設置し、道、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び区域内の公共団体の協力を得て応急活動を実施するものとする。

2 通信連絡対策

(1) 通信連絡の方法

第5章第1節「災害情報収集・伝達通信計画」に定めるところによる。

(2) 無線局の確保

無線基地局を火災の延焼から極力守るとともに、安全な場所に移転するなど、無線の安全を確保し、併せて自家発電の自給電力を備蓄するものとする。

(3) 移動無線、携帯無線の活用

各関係機関の持つ移動無線、携帯無線を動員し、有効適切な通信連絡体制を確保するものとする。

(4) 報道機関、無線関係者との協力体制の確立

放送局、各新聞社との情報連絡体制を緊密にするとともに、通信の万全を図るものとする。

(5) 機動力による連絡体制

自動車等の機動力を動員する連絡体制を確立するものとする。

(6) 放送の優先利用

町長は、災害対策基本法第57条に基づき、緊急を要する場合で特別に必要があるときは、北海道知事を通じて放送局に災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を依頼することができる。

3 広報活動

(1) 広報の準備

広報車等の諸設備は、突発時においても直ちに出勤できるよう平常時から点検、整備を行い、又直ちにその職員を確保できる体制をとり、初動広報活動の万全を期するものとする。

(2) 広報内容

第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるところによる。

4 消火対策

(1) 消火活動は、北十勝消防事務組合消防本部が中心となって行い、大規模な火災が発生した場合は、道及び他市町村、関係機関等に消防ポンプ車、消防隊、化学消防車等の派遣要請を行うものとする。

(2) 危険物の保安活動

ア 町長は、被害が広範囲にわたり引火爆発、又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとと

もに、区域内住民に対する避難立退きの指示、勧告をするものとする。

イ 火災防御は、消防本部がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤、化学車等が必要になった場合町長は他の機関に応援を求めるものとする。

ウ 町長は、流失、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させるものとする。

エ 町長は、漏油した場所、その他危険区域はロープ等で区画し係員を配備する。

5 避難対策

避難勧告又は指示の時期、周知方法及びその内容、避難場所、避難誘導方法等については、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

6 救出対策

(1) 住民等による救出、救助活動

被災者の救出は原則として、厚生対策部及び消防団等により実施されるが、地震発生時には、火災の同時多発、火災の延焼等も予想され、又地震の発生状況等から被災地が相当広範囲にわたるものと予想されるので、厚生対策部を中心とした救助は困難性を伴うため、自治会等住民による自主救出活動を促進するものとする。

(2) 消防職団員及び警察官等による救出、救助活動の実施

町長は、震災により緊急に救出、救助を要する住民があることを察知したときは、火災の発生状況等を勘案して警察官と協力し、消防機関を適切に運用して救出、救助を実施する。

7 医療救護対策

地震発生により医療救護が必要と認められる場合は、第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、医療対策部に出動を指示するとともに、被災状況により十勝医師会に協力を要請する。

8 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴う各種災害のうち、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生じる。

これら各施設の応急復旧についての計画は次のとおり定める。

(1) 上水道

ア 応急措置

町は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を、あらかじめ定めておく他、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

その他、飲料水の供給については、第5章第16節「給水計画」を準用する。

イ 広報

町は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

(2) 電気

ア 応急措置

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておく他、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

イ 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込み等について、報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

(3) 通信（電話）

ア 応急措置

東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道東支店など通信を管理する機関は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておく他、地震発生に際してこの計画に基づき施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合、又は輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し、通信の確保に努める。

イ 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

9 その他の応急対策

その他の応急対策については、第5章の各節に定めるところによるものとする。

第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 目 的

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町の地域に係る地震防災に関し、区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という）の処理すべき事務又は業務の大綱は、鹿追町地域防災計画（以下「計画」という）第1章第5節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 等

1 災害対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「海溝型地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、鹿追町災害対策本部条例及び第3章第2節「災害対策本部」に定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集

- (1) 町長は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等職員の参集計画については第3章第2節の4の(2)「非常配備に関する基準」に定めるところによる。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

ア 情報の収集・伝達における役割は第5章第1節の1「気象情報等の伝達計画」に定めるところによる。

イ 地震による被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している伝達網が寸断されることを考慮し、第5章第1節3「災害情報等の報告、収集及び伝達」により行うものとする。

ウ 通信の途絶、交通の障害等により、町長等と災害対策本部の連絡が取れない場合においては、計画第5章第1節2(2)イ「非常電話又は緊急通話による連絡」に定めるところによる。

(2) 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について必要な措置を講ずるものとする。

(4) 救助・救急・消火・医療活動

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の被害状況によっては、被災地への応急対策活動に時間を要する可能性があることを踏まえ防災関係機関等が全力を挙げて対応することはもとより、住民・自主防災組織、事業所等においても可能な限り、人命救助・出火防止及び初期消火、延焼防止に努めるものとする。

以下町防災計画に定めるところによる。

ア 救助・救急：第5章第9節「救助・救出計画」

イ 消 火：第4章第10節「消防計画」

ウ 医 療：第5章第10節「医療救護計画」

(5) 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を十勝総合振興局を経由して知事に対して、供給要請する。

(6) 輸送活動

第5章第14節「輸送計画」の定めるところによる。

(7) 保健衛生・防疫活動

第5章第10節「医療救護計画」・第10節「防疫計画」の定めるところによる。

2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

イ 町は、道に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

人員の配備状況は十勝総合振興局を經由して知事に報告する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関に対する応援要請

(1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は第5章第7節「広域応援・受援計画」に定めるところによる。

(2) 町は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第4節 円滑な避難の確保に関する事項

1 避難対策等

(1) 地震発生時において、町長等避難の実施責任者が必要と認める地域住民に対し避難の勧告又は指示を適切かつ円滑に実施する。

なお、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として老人、子ども、病人、障がい者等避難行動要支援者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物は、第5章第4節別表2「収容避難所一覧表」に定めるところによる。

また、町は救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

(2) 町は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 避難場所に至る経路

オ 避難の勧告又は指示の伝達方法

カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 町は、避難場所を開設した場合は、第5章第4節「避難対策計画」に基づき当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

(4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(5) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

イ 地震が発生した場合、アに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(6) あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応については第4章第7節2「外国人に対する対策」により周知を図るものとする。

(7) 避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(8) 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食料及び毛布の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 避難者に対する救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

2 消防機関等の活動

(1) 消防機関は、地震からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

ア 地震等の情報の的確な収集・伝達

イ 地震からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の地震避難計画作成等に対する指導

エ 救助・救急等

(2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、第4章第8節「消防計画」に定めるところによる。

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水 道

円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるため第5章第18節1項「水道施設」による処置を講ずるものとする。

(2) 電 気

ア 電気事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

イ 指定公共機関北海道電力株式会社新得営業所及び電源開発株式会社北海道支社は、第5章第18節第2項「電力施設」の措置を講ずるものとする。

(3) ガ ス

ガス事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のために第5章第18節3項(1)アに定める処置を講ずるものとする。

(4) 通 信

第5章第1節「災害情報収集・伝達通信計画」の定めによる。

(5) 放 送

第5章第3節「災害第広報・情報提供計画」の定めによる。

4 交通対策

道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

5 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 警報等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 飲料水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校等にあつては次の措置

a 学校等が、本町の定める避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

b 学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

c 町から災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民の受け入れ方法

(ウ) 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、アの(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等

の管理者はアの(ア)又はアの(イ)に掲げる措置を講ずるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

(1) 整備方針

ア 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震防災特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、推進するものとする。

イ 町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。

ウ 施設の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。

エ また、施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。

オ 具体的な事業施工等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

(2) 整備すべき施設

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路

オ 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地・広場その他の公共空地、又は建築物

カ 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート

キ 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

ク 公共医療機関、休日夜間診療を行っている病院・社会福祉施設、公立の小学校、中学校、不特定かつ多数のものが出入りする公的建造物の改築又は補強

ケ 農業用排水施設であるため池で、避難経路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの

コ 地域防災拠点施設

サ 防災行政無線設備その他の施設又は設備

シ 飲料水、食料、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

ス 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

セ 負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備その他の設備又は資機材

2 建築物、構造物等の耐震化の推進

(1) 建築物の耐震化

- ア 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- イ 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難場所・避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- ウ 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。

(2) ライフライン施設等の耐震化

- ア 町及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。
- イ 町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。
- ウ 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

(3) 長周期地震動への対応

- 町及び防災関係機関は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図るものとする。

第6節 防 災 訓 練 計 画

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとし、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から円滑な避難のための災害応急対策を中心とする。
- 4 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 町は、道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 地震情報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- 6 防災訓練の実施に当たっては、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震

発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

7 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童、生徒等に対する教育・広報

- 4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報
- 5 自動車運転者に対する教育・広報
- 6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第8節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

1 住民の防災対策

- (1) 町民は、家庭又は職場において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- (2) 町民は、平常時より地震に対する心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。

2 自主防災組織の育成等

- (1) 町民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- (2) 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- (3) このほか、自主防災組織の育成等については、第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずる。

3 事業所等の防災対策

- (1) 事業所を営む企業は、災害時に企業が果たす役割(従業員・顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 多数の者が利用し、又は、従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

第8章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害、(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおり事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

1 基本方針

町内地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

- (ア) 航空運送事業者は航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。
- (イ) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (エ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (オ) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (カ) 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材の整備促進に努めるものとする。
- (キ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

イ 航空運送事業者

- (ア) 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- (イ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (ウ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

3 災害応急対策

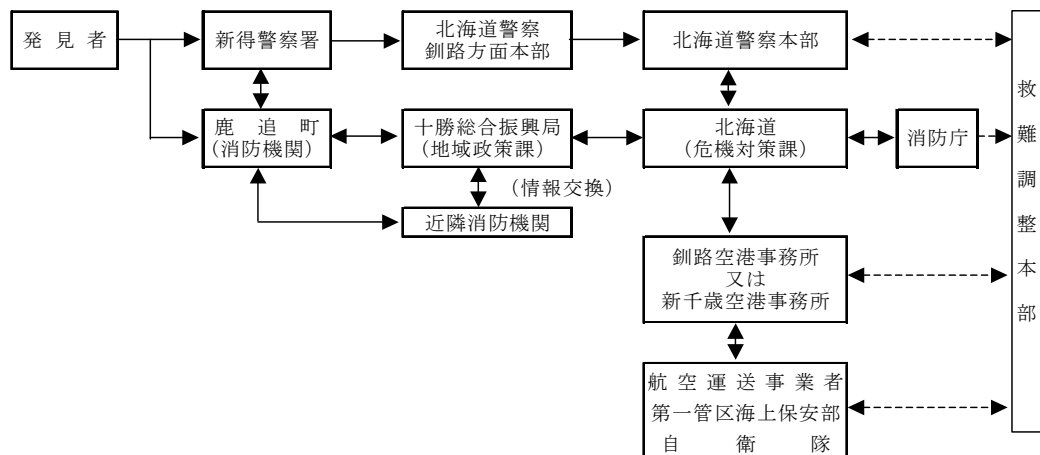
(1) 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

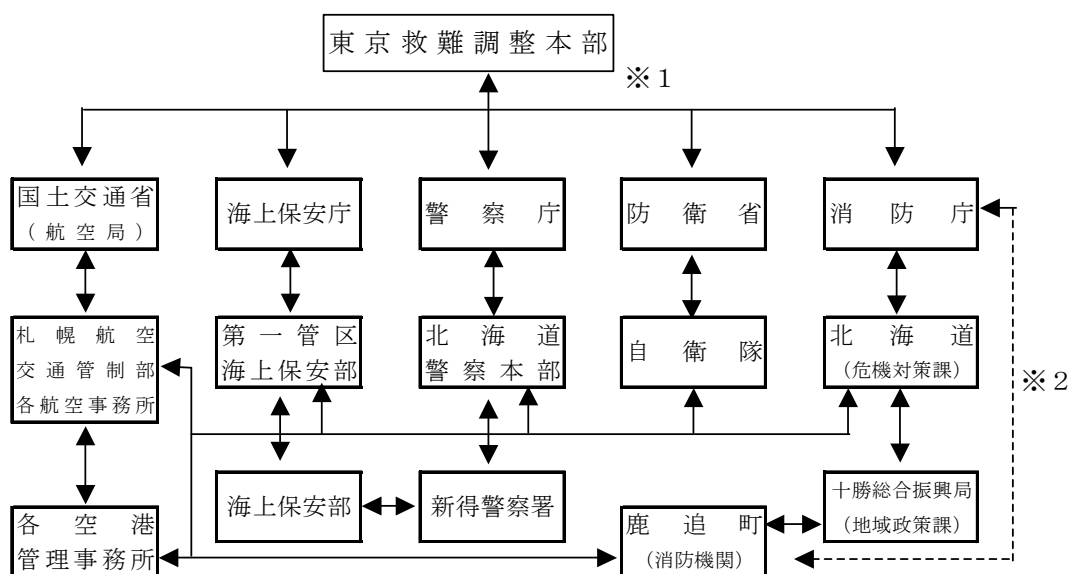
ア 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

(ア) 発生地点が明確な場合



(イ) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



※1 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。 ※2 道と連絡が取れない場合

イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、混乱の防止を図るために被災者の家族等、旅客及び地域住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

東京航空局空港事務所、航空管理事務所、航空運送事業者、市町村（消防機関）、北海道、北海道警察、第一管区海上保安本部

イ 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 航空災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

ウ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 航空災害の状況

(イ) 旅客及び乗務員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 航空輸送復旧の見通し

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、迅速かつ円滑な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議し、道が定める「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 搜索活動

航空機等の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接な協力の上で、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第10節「救助・救出計画」の定めにより実施する。

(6) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めによる。

(7) 消防活動

消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消化剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

また、職員は航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(8) 行方不明者の搜索及び死体の収用等

町等各関係機関は、第5章第24節「行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の搜索、遺体の収用、埋葬等を実施するものとする。

(9) 交通統制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

(10) 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施するものとする。

ア 実施機関

町、北海道

イ 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、航空検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第10節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、第9章第2節「廃棄物処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

(11) 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第2節 道路災害対策計画

1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため次のとおりそれぞれの事故災害について各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 道路管理者

ア 橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を防止するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずるものとする。

オ 道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

カ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

キ 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

(2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止等必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施する等必要な措置を講ずるものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するも

のとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、混乱の防止を図るために被害者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

道路管理者、鹿追町、新得警察署

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等々に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 道路災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(イ) 道路利用者及び地域住民への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- a 道路災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急復旧に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

(ア) 鹿追町

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(イ) 防災関係機関

防災機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応援活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(ウ) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、

「災害現地合同対策本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

イ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第9節「救助・救出計画」の定めにより実施するものとする。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」に定めるほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

イ 消防機関

(ア) 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

(イ) 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等関係機関は、第5章第24節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

イ 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第8章第3節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 自衛隊派遣要請要求

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより総合振興局長に対し、派遣要請要求をするものとする。

(11) 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれの単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

(12) 災害復旧

道路管理者は、その公共性にかんがみ、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

ア 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ的確に行い、道路交通の確保に努めるものとする。

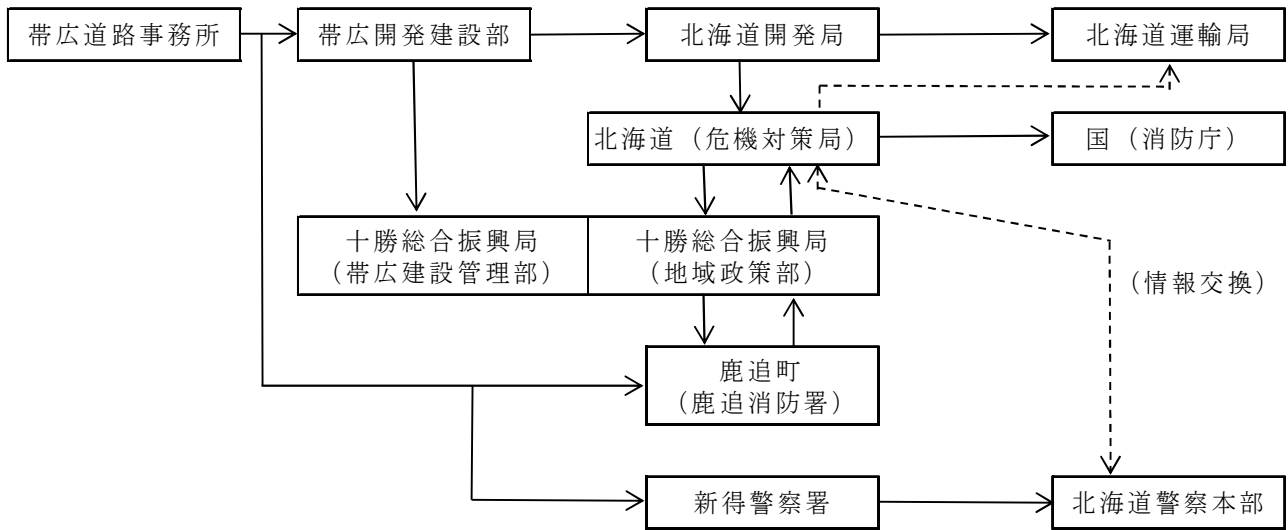
イ 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。

ウ 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

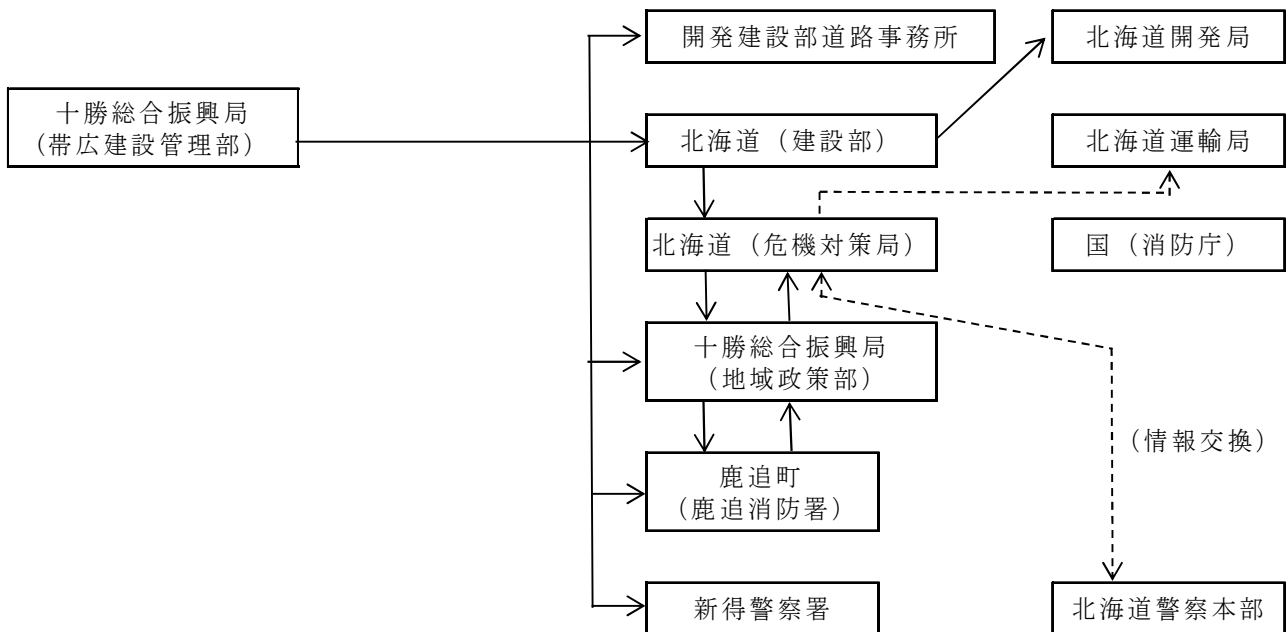
エ 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

別記 情報通信連絡系統図

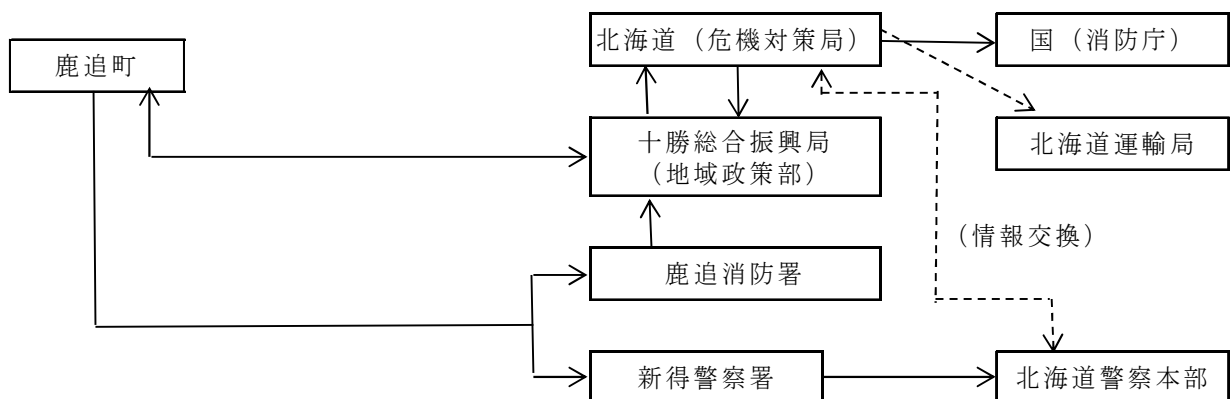
1 国の管理する道路の場合



2 道の管理する道路の場合



3 町が管理する道路の場合



第3節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射線物質）の漏洩、流失、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については本計画の定めるところによる。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

（例） 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの。

（例） 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの。

（例） 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの。

（例） 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

(1) 危険物等災害予防

ア 事業者

（ア）消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

（イ）危険物の流失その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

イ 十勝総合振興局、鹿追消防署

（ア）消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

（イ）事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安

教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 新得警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(2) 火薬類災害予防

ア 事業者

(ア) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出るものとする。

イ 十勝総合振興局、北海道産業保安監督部

(ア) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届け出を受理したときは、速やかに道公安委員会（北海道産業保安監督部にあっては、国家公安委員会）に通報する等関係機関との連絡体制の確立を図るものとする。

(ウ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

ウ 新得警察署

(ア) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(イ) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

(ウ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

エ 鹿追消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

(ア) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出るものとする。

イ 十勝総合振興局、北海道産業保安監督部

- (ア) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。
- (ウ) 道（十勝総合振興局）にあつては、高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 新得警察署

- (ア) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。
- (イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があつたときは、速やかに道知事に通報するものとする。

エ 鹿追消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(4) 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

- (ア) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (イ) 毒劇物が飛散する等により不特定又は、多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

イ 十勝総合振興局保健環境部

- (ア) 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。
- (イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

ウ 新得警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

エ 鹿追消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(5) 放射性物質災害予防

ア 事業者

- (ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

- (イ) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防機関等関係機関へ通報するものとする。

イ 鹿追消防署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 新得警察署

- (ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

- (イ) 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 災害の状況
- b 家族等の安否情報

- c 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 関係機関の実施する応急対策の概要
- f その他必要な事項

(イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 関係機関の実施する応急対策の概要
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 鹿追町

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関は、危険物災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

イ 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

イ 鹿追消防署

(ア) 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

(イ) 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(6) 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

(7) 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第9節「救助・救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町等関係機関は、第5章第24節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止および交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより交通規制を実施するものとする。

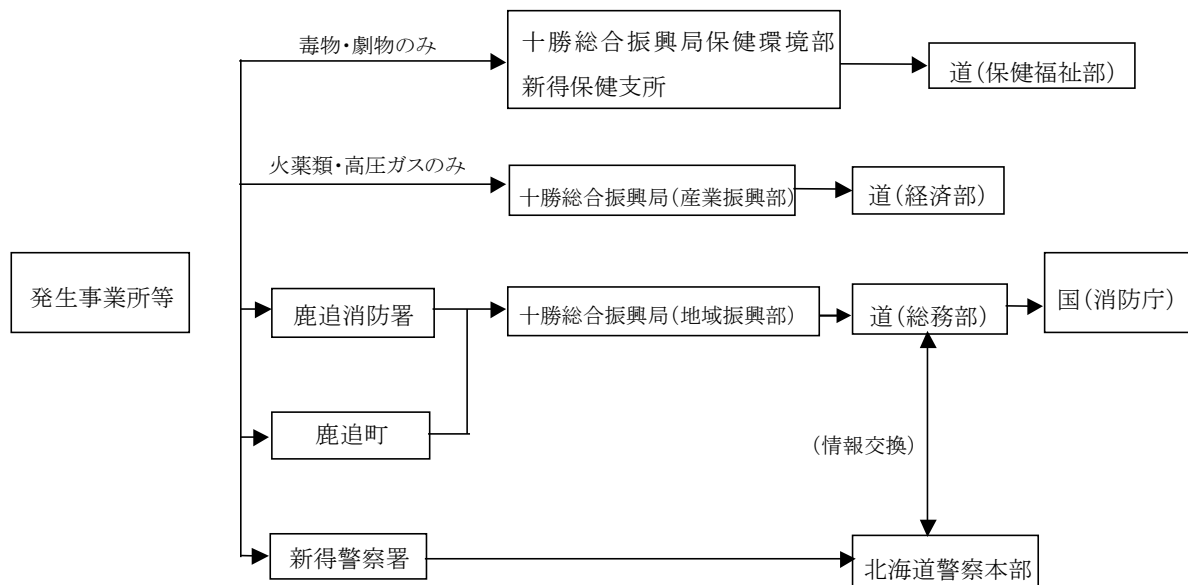
(9) 自衛隊派遣要請要求

第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、総合振興局長に対し、派遣要請要求をするものとする。

(10) 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれの単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、都府県及び国へ応援を要請する。

別記 情報通信連絡系統図



第4節 大規模な火事災害対策計画

1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

鹿追町及び鹿追消防署は、次の事項について実施するものとする。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地、緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上で、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りするホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び活用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実施

関係機関、地域住民等と相互に連携して実質的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件(第5章第1節1項の(2)のオ参照)となり火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 災害の状況

(イ) 家族等の安否状況

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 災害の状況

(イ) 被災者の安否状況

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(オ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 救助救出及び医療救護活動等

町等関係機関は、第5章第9節「救助・救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町等関係機関は、第5章第24節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(7) 交通規制

新得警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(9) 広域応援

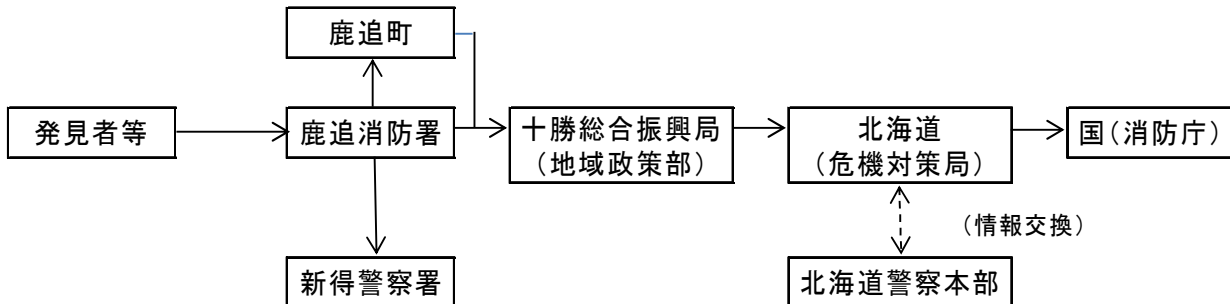
道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めによることにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場

合、鹿追町及び北海道は、被災の状況、地域特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第9章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

別記 情報通信連絡系統図



第5節 林野火災予防計画

1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 予防対策

(1) 実施事項

林野火災発生原因の殆どが人為的によるものであるので、国、道、町及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

ア 北海道森林管理局、道、町

(ア) 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- a タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、懸垂幕、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- b 入林の許可、届出等について指導する。
- c 火災警報発令又は気象条件等により、必要に応じて入林の制限を実施する。
- d 観光関係者による予防意識の啓発を図る。
- e 児童生徒による協力（標語、ポスターの募集）。

(イ) 火入れ対策

林野火災危険期間（概ね3月～6月、以下「危険期間」）中の火入れは極力避け、火入れを行おうとする者に対して、次の事項を指導する。

- a 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び町規則の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- b 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- c 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- d 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(ウ) 消火資機材等の整備

- a 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- b ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

イ 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

(ア) 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発

- (イ) 巡視員の配置
- (ウ) 無断入林者に対する指導
- (エ) 火入れに対する安全対策

ウ 林内事業者

林内において、森林施業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上で、適切な予防対策を講じるものとする。

- (ア) 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- (イ) 火気責任者の指定する喫煙所の設置、標識及び消火設備の完備
- (ウ) 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

エ 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上で、適切な予防対策を講じるものとする。

- (ア) 演習地出入者に対する防火啓発
- (イ) 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- (ウ) 危険区域の標示
- (エ) 防火線の設定
- (オ) 巡視員の配置

オ バス等運送業者

バス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

- (ア) 路線の巡視
- (イ) ポスター掲示等による広報活動
- (ウ) 緊急時における専用電話の利用

(2) 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、鹿追町林野火災予消防対策協議会により、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

鹿追町林野火災予消防対策協議会は、次の実施機関及び協力機関をもって組織する。

ア 実施機関

鹿追町

北海道森林管理局帯広事務所十勝西部森林管理署東大雪支署

新得警察署（鹿追駐在所、瓜幕駐在所）

陸上自衛隊鹿追駐屯地

とかち広域消防事務組合鹿追消防署

鹿追消防団

森林愛護組合

西十勝森林組合

イ 協力機関

鹿追町農業協同組合

鹿追町山岳会

鹿追町観光協会

十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所

国立公園宿舎事業者

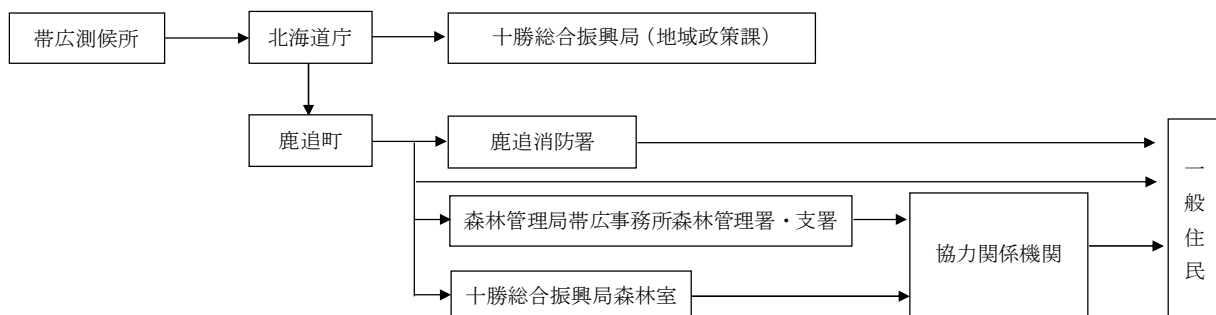
その他、民間協力団体等

(3) 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により予報（注意報を含む。）警報、並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

ア 火災気象通報（林野火災通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報により帯広測候所が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、第5章第1節のとおりである。



イ 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。

(ア) 十勝総合振興局

通報を受けた振興局長は、通報内容及びとるべき予防対策等を市町村へ通報するものとする。

(イ) 鹿追町

通報を受けた町は、通報内容及びとるべき予防対策等を、消防機関、森林管理署・支署、十勝総合振興局森林室へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

また、町長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

(ウ) 協力関係機関

通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、一般住

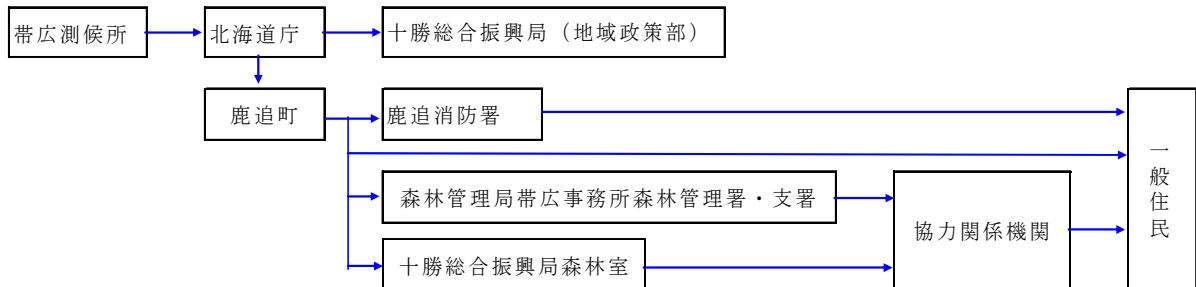
民に周知徹底を図るものとする。

3 応急対策

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- (エ) 町及び総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否状況
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否状況

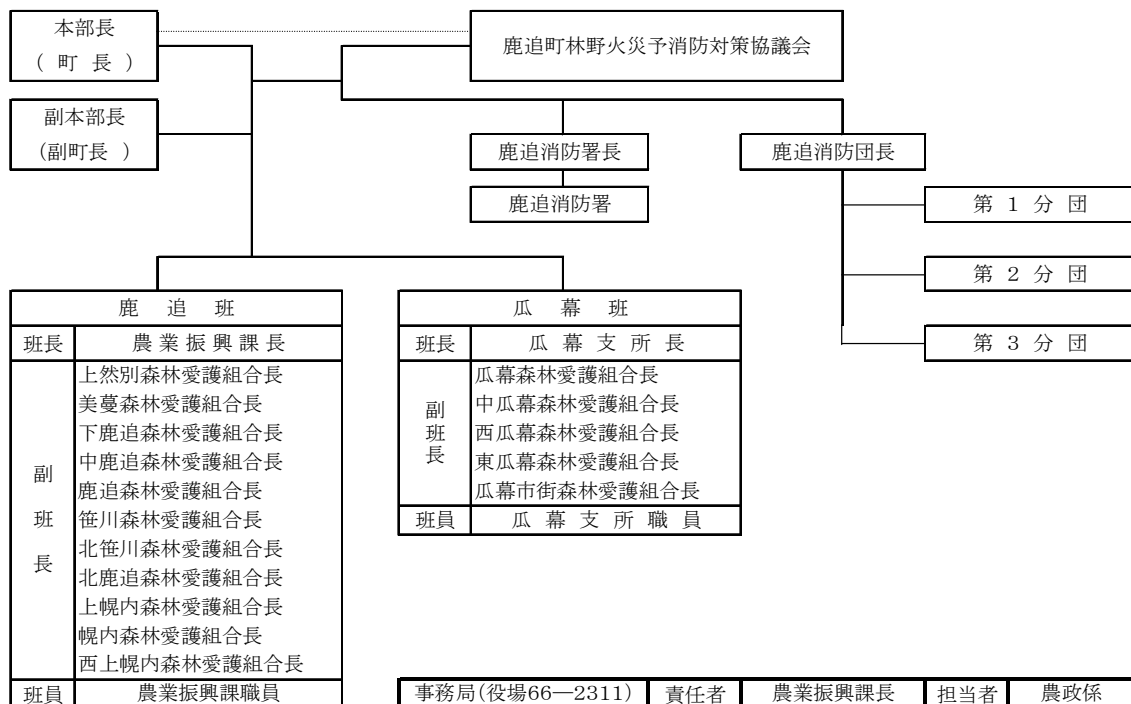
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生する場合において、災害の状況に応じて林野火災予消防本部を設置して応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

林野火災予消防本部組織図



イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上で、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

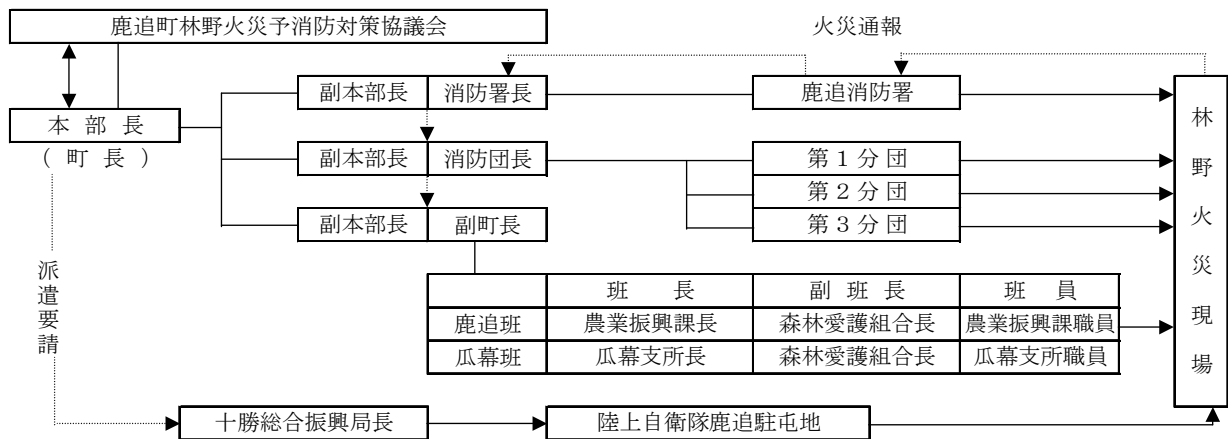
ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消

火を実施する。

ウ 林野火災発生の際には、林野火災消防出動系統図により直ちに出動し、初期消火を図るものとする。

林野火災消防出動系統図



(5) 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 交通規制

新得警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(7) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(8) 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めによることにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第9章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、道及び町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強い町づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬・処理により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地すべり防止施設
- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路
- キ 下水道
- ク 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、道及び町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 廃棄物処理等計画

災害における被災地のごみ収集、し尿くみ取り、死亡獣畜等処理（以下「廃棄物等処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、第5章第22節「障害物除去計画」によるものとする。

1 実施責任者

町は被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

また、被災地における獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次の定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

(1) 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

(2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、鹿追地域を管轄する十勝総合振興局保険環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

ア 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

イ 移動できないものについては、十勝総合振興局保険環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

ウ 全ア及びイにおいて埋却する場合に合っては1m以上覆土するものとする。

第3節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

(1) 町

ア 町は、罹災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

イ 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

(2) 消防機関

ア 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等による火災損賠調査の結果に基づき行わせることができるものとする。

イ 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

2 被災台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

ア 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するための必要があると認めるときは、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 町長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ (サ)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害状況	
カ 援護の実施状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(昭和25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク 電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況	

ウ 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

(ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で利用するとき。

(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

(ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

(ウ) 申請を受けようとする台帳情報の範囲

(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外のものに係るものが含まれる場合には、その使用目的

(オ) その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

ウ 町長は、(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2項の(1)のイの表中のス）を含めないものとする。

3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

(1) 生活福祉資金

(2) 母子・寡婦福祉資金

(3) 災害援護資金貸付金

(4) 災害弔慰金

(5) 災害障害見舞金

(6) 住宅被害見舞金（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）

(7) 災害復興住宅資金

(8) 農林漁業セーフティネット資金

(9) 天災融資法による融資

(10) 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設（災害復旧）)

- (11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活支援再建支援法」に基づく支援

4 災害義援金の募集及び配分

(1) 実施責任

災害による被災者を救護するための義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的にそうよう配分する。

(2) 運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則（別記）の定めるところによる。

別記

北海道災害義援金募集委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第31条の2第2項に基づき北海道における災害義援金の募集並びに配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部（以下「日赤道支部」という。）に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(会議)

第6条 各委員は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が召集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者が代理する。

(要綱)

第7条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴衆)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は昭和57年9月1日から実施する。

災害義援金品募集北海道地方委員会会則（昭和23年9月25日制定）は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集（配分）業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託（注）を受けている日本赤十字北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・死体の処理（埋葬及び死体の一時保存を除く）に関する依託協定
（昭和34年9月1日 甲 北海道知事 乙 日赤北海道支部長）